

令和3年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日時 令和3年6月29日(火)
午後3時～

場所 市役所障害者支援課2階会議室

1 開 会

2 諮 問

3 議 事

(1) 令和2年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	第3次四街道市地域福祉計画の策定	福祉サービス部 社会福祉課
2	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定	福祉サービス部 高齢者支援課
3	第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定	福祉サービス部 障害者支援課
4	四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定	健康こども部 保育課
5	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定(参酌基準部分)	福祉サービス部 高齢者支援課

(2) 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
6	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定(従うべき基準部分)	福祉サービス部 高齢者支援課
7	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
8	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
9	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
10	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
11	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課

(3) 令和3年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

No.	行政活動の名称	担当課
12	第四次四街道市子ども読書活動推進計画(令和4年度～令和8年度)の策定	教育部 指導課
13	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
14	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定	健康こども部 保育課

(4) 市民参加手続の実施予定・実施状況について

4 その他

5 閉 会

令和3年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和3年6月29日資料]

議題1 令和2年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

		実施状況 シート (総括表)	シート3 (審議会等 手続)	シート5 (その他の方法)		シート1 (意見提出 手続)	シート6 (適用除 外)
(1)	第3次四街道市地域福祉計画の策定	資料1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	
(2)	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定	資料2-1	2-2	2-3		2-4	
(3)	第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定	資料3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	
(4)	四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定	資料4-1				4-2	
(5)	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の策定	資料5-1				5-2	5-3

議題2 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

		実施状況 シート6 (適用除外)
(1)	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定	資料6
(2)	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例等の制定	資料7
(3)	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	資料8
(4)	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	資料9
(5)	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定	資料10
(6)	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	資料11

議題3 令和3年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

		実施予定 シート
(1)	第四次四街道市子ども読書活動推進計画(令和4年度~8年度)の策定	資料12
(2)	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	資料13
(3)	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定	資料14

議題4 市民参加手続の実施予定・実施状況について

市民参加手続の実施予定・実施状況(報告)	資料15
----------------------	------

実施予定審査期日

R2.3.18 資料 No.8

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	第3次四街道市地域福祉計画の策定				
概要	社会福祉法に基づき、地域における福祉の推進に関する事項について定める第3次四街道市地域福祉計画を策定するもの(計画期間:令和3年度～令和7年度)。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R3年3月12日策定	行政活動実施時期 *2	R3年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	第3次地域福祉計画に係るパブリックコメント	R3年2月8日	R3年2月8日 ～R3年3月10日	0人 0件	R3年3月12日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会		R2年5月7日 ～R3年2月1日	0人 17(3)人	R3年2月4日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)	アンケート調査 地域福祉関連団体との意見交換会	R2年6月8日	R2年6月8日 ～23日 R2年7月9日・13日	配布 2,000人 回収 1,202人 配布 30団体 回収 27団体	R3年3月26日
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

行政活動の名称		第3次四街道市地域福祉計画の策定				
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会	委員数(うち公募)	15(3)人		
実施	意見を求めた日	R2年5月7日(木)	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他()			
	計画等、資料の名称	第3次四街道市地域福祉計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R2年5月7日(木)	(3)	[0]	R3年2月1日(月)	(3) [0]
		R2年8月21日(金)	(1)	[0]	年 月 日()	() []
		R2年11月30日(月)	(1)	[0]	年 月 日()	() []
		R3年1月18日(月)	(1)	[0]	年 月 日()	() []
意見提出された日	R3年2月1日(月)	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R3年2月4日 公告第49号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年2月4日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

行政活動の名称	第3次四街道市地域福祉計画の策定		
方法名	アンケート調査		
方法の概要	市民アンケート…18歳以上の無作為抽出した市民2,000人に郵送 福祉関連団体アンケート…地域福祉を担う30団体に郵送によるアンケート		
周知	開始日	R2年6月8日(月)	
	周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R2年6月11日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(個別郵送及び個別通知による)	
実施	期間	R2年6月8日(月) ～ R2年6月23日(火) 16日間	
	対象者	18歳以上の市民 2,000人及び30団体	属性の傾向 無作為抽出及び市内の福祉関連団体
結果	意見の取り扱い	市民意見等の全体的な傾向を把握し、審議会手続きを経て計画策定に反映	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R3年3月26日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	
	備考(特記事項)	第3次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書(速報)を8月に審議会において報告し、基礎調査報告書の完成版を3月26日にHPで公表	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	
市民参加推進評価委員会コメント		

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

行政活動の名称		第3次四街道市地域福祉計画の策定		
方法名		福祉関連団体意見交換会		
方法の概要		福祉関連団体意見交換会…地域福祉を担う30団体との意見交換		
周知	開始日	R2年6月22日(月)		
	周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(個別通知による)		
実施	期間	R2年7月9日(木) 、 R2年7月13日(月)		2日間
	対象者	福祉関連団体 30団体	属性の傾向	市内の福祉関連団体
結果	意見の取り扱い	意見等の全体的な傾向を把握し、審議会手続を経て計画策定に反映		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R3年3月26日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()		
	備考(特記事項)	第3次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書(速報)を8月に審議会において報告し、基礎調査報告書の完成版を3月26日にHPで公表		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

行政活動の名称		第3次四街道市地域福祉計画の策定			
周知	計画等の案、資料の名称	第3次四街道市地域福祉計画(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R3年2月8日 公告第55号			
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R3年2月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年2月8日	<input type="checkbox"/> 回覧	年月日
		<input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	R3年2月8日(月) ~ R3年3月10日(水)		30日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人	0件	属性の傾向	
	0団体				
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R3年3月12日 公告第62号			
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報	年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年3月12日	<input type="checkbox"/> 回覧
		<input type="checkbox"/> その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定				
概要	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者の保健・福祉全般や介護保険サービス等の施策の方向性について定めるもの(計画期間:令和3年度~令和5年度)。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設定計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R3年3月16日策定	行政活動実施時期*2	R3年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1...市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2...計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3...当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	R3年2月8日	R3年2月8日 ~3年3月10日	0人 0件	R3年3月16日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会		R2年5月7日 ~3年2月1日	6人 15(3)人	R3年2月4日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)	市民アンケート	R2年5月28日	R2年5月28日 ~R2年6月19日	配布3,000人 回収2,292人	R3年3月16日
*1...市民会議手続:公募委員募集時期等 *2...意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定				
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会	委員数(うち公募)	15(3)人		
実施	意見を求めた日	R2年5月7日(木)	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他()			
	計画等、資料の名称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R2年5月7日(木)	(3)	[0]	R3年2月1日(月)	(3) [0]
		R2年8月19日(水)	(1)	[2]	年 月 日()	() []
		R2年11月25日(水)	(1)	[2]	年 月 日()	() []
		R3年1月13日(水)	(1)	[2]	年 月 日()	() []
意見提出された日	R3年2月1日(月)	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案のとおりとされたいとの答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成した。					
結果	公表日(公告日)・公告番号	R3年2月4日(木) 公告第47号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年2月4日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定		
方法名		アンケート調査		
方法の概要		1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(市内に住所のある65歳以上の高齢者、要支援認定者等、1,600名) 2. 介護実態調査(市内に住所のある要支援・要介護認定者、1,400名)に対して郵送方式により実施		
周知	開始日	R2年5月28日(木)		
	周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象者あてに郵送)		
実施	期間	R2年5月28日(木) ~ R2年6月19日(金) 22日間		
	対象者	1. 市内在住の65歳以上の高齢者、要支援認定者等、1,600名 2. 市内在住の要支援・要介護認定者、1,400名	属性の傾向	左記のとおり
結果	意見の取り扱い	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に際し、本市の高齢者福祉や介護保険事業にかかる課題として整理し、今後必要となるサービス量の推計や、各施策内容を検討する際の参考とした。		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R3年3月16日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()		
	備考(特記事項)	アンケート結果は計画書に掲載		

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R3年2月8日(月) 公告第51号			
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R3年2月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年2月8日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日	
		<input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	R3年2月8日(月)	～	R3年3月10日(水)	30日間
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人	0件	属性の傾向	
		0団体			
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R3年3月16日(火) 公告第66号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 3年3月16日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
	<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

実施予定審査期日

R2.7.2 資料 No.15

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部障害者支援課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定				
概要	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各サービス量の見込み等各年度の計画を3年毎に策定する(計画期間:令和3年度～令和5年度)。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R3年3月12日策定	行政活動実施時期*2	R3年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)に係るパブリックコメント	R3年2月8日	R3年2月8日 ～R3年3月10日	0人 0件	R3年3月12日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会		R2年5月7日 ～R3年2月1日	4人 15(3)人	R3年2月4日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)	・障害者団体からの意見聴取 ・障害者自立支援協議会		R2年6月26日 ～R2年7月31日 R2年5月28日 ～R2年12月22日	8団体 20人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部障害者支援課 企画係

行政活動の名称		第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定				
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会	委員数(うち公募)	15(3)人		
実施	意見を求めた日	R2年5月7日(木)	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	計画等、資料の名称	第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R2年5月7日(木)	(3)	[0]	年 月 日()	() []
		R2年11月9日(月)	(1)	[2]	年 月 日()	() []
		R3年1月14日(木)	(1)	[2]	年 月 日()	() []
		R3年2月1日(月)	(3)	[0]	年 月 日()	() []
意見提出された日	R3年2月1日(月)	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他 ()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	R3年2月4日 公告第46号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年2月4日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他 ()	

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部障害者支援課 企画係

行政活動の名称		第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定		
方法名		障害者団体意見聴取		
方法の概要		第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画を策定するに当たり、「今後どのような障害福祉サービスを利用したいか」「日常生活で困っていること」などについて、障害者団体(8団体)に意見を聴いた。		
周知	開始日	R2年6月26日(金)		
	周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(団体へ通知により依頼)		
実施	期間	R2年6月26日(金) ~ R2年7月31日(金)		36日間
	対象者	障害者団体 8団体	属性の傾向	身体5団体、知的2団体、精神1団体
結果	意見の取り扱い	提出された意見を参考に、課題や今後必要となる障害福祉サービスなどを整理した。		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()		
	備考(特記事項)			

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部障害者支援課 企画係

行政活動の名称		第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定		
方法名		四街道市障害者自立支援協議会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定により設置)		
方法の概要		障害関係団体、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、療育・教育機関等で構成する組織で、障害者の地域生活を支援するための課題等を協議する。本会と専門部会で構成されている。		
周知	開始日	R2年5月28日(木)		
	周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()		
実施	期間	R2年5月28日(木) R2年11月12日(木) R2年12月22日(火) 3日間		
	対象者	障害関係団体、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、療育・教育機関等	属性の傾向	障害者団体7団体 福祉サービス提供者5団体 その他8団体
結果	意見の取り扱い	審議の過程において、障害者団体等の意見を聞き、最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の承認を得た。		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()		
	備考(特記事項)			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部障害者支援課 企画係

行政活動の名称		第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定		
周知	計画等の案、資料の名称	第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)		
	公表日(公告日)・公告番号	R3年2月8日 公告第54号		
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R3年2月1日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年2月8日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日
		<input type="checkbox"/> その他()		
実施	意見提出期間	R3年2月8日(月) ~ R3年3月10日(水)	30日間	
	期間短縮した場合の理由			
	意見提出者数	0人 団体	0件	属性の傾向
結果	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
	意見の取り扱い	意見を反映した		件
		意見を反映しなかった		件
		その他(感想、案件以外の意見等)		件
	公表日(公告日)・公告番号	R3年3月12日 公告第64号		
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年3月10日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定				
概要	児童福祉法で規定する子育て短期支援事業のうち、児童福祉法施行規則で規定する、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に利用することができる短期入所生活援助(ショートステイ)事業を実施するため規則を制定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R3年3月25日制定	行政活動実施時期 *2	R3年3月31日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	規則制定案に係るパブリックコメント	R3年1月14日	R3年1月18日 ~R3年2月26日	0人 0件	R3年3月8日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				()人	
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康子ども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称		四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市子育て短期支援事業実施規則の案			
	公表日(公告日)・公告番号	R3年1月14日 公告第19号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年1月14日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	R3年1月18日(月) ~ R3年2月26日(金)		39日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0 人	0 件	属性の傾向	
		0 団体			
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R3年3月8日 公告第61号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年3月8日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定（参酌基準部分）				
概要	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の公布に伴い四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R3年3月19日制定	行政活動実施時期*2	R3年3月31日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	R3年1月29日	R3年1月29日 ~R3年2月28日	0人 0件	R3年3月4日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	実施できず		実施できず	※ 第3号または第4号手続のいずれかを実施する必要	
市民会議手続(第4号)					
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由	省令の改正(令和3年1月25日公布、4月1日施行)を受けて改正条例を令和3年4月1日に施行しなければならなかったため、時間的な制約により市民参加手続の一部(第3号又は第4号)を実施することができなかった。				

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称		四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定 (参酌基準部分)			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R3年1月29日 公告第41号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年1月29日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
		<input checked="" type="checkbox"/> その他(窓口で配布)			
実施	意見提出期間	R3年1月29日(金) ~ R3年2月28日(日)		30日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R3年3月4日 公告第60号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R3年3月4日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定（参酌基準部分）			
概要	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の公布に伴う四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠（条例第6条）	<input type="checkbox"/> 第1項第1号（市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更） <input type="checkbox"/> 第1項第2号（市の基本方針を定める条例の制定・改廃） <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号（市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃） <input type="checkbox"/> 第1項第4号（大規模な市の施設の設置計画の策定・変更） <input type="checkbox"/> 第1項第5号（市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃） <input type="checkbox"/> 第1項第6号（行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃） <input type="checkbox"/> 第4項（上記以外の行政活動）			
実施しない根拠（条例第6条第2項）	<input type="checkbox"/> 第1号（軽易なもの） <input checked="" type="checkbox"/> 第2号（緊急に行わなければならないもの） <input type="checkbox"/> 第3号（法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの） <input type="checkbox"/> 第4号（市の機関内部の事務処理に関するもの） <input type="checkbox"/> 第5号（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの） <input type="checkbox"/> 第6号（その他前各号に準ずるもの）			
詳しい理由	参酌基準とされている規定であるものの、時間的な制約により一部市民参加手続を行うことができないため、第2項第2号により一部適用除外とする。			
公表日（公告日）・公告番号	R3年5月14日 公告第141号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年5月14日	
計画等決定時期 *2	R3年3月19日制定	行政活動実施時期 *3	R3年3月31日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4 A
*1…公表した媒体（市ホームページ、市政だより等）と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載（例：計画の策定日、条例の議決日） *3…行政活動の実施をした日を記載（例：計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日） *4…当該行政活動の実施段階を記載（P：構想段階・計画案策定段階、D：実施段階、C：評価段階、A：見直し段階）				

市民参加推進本部コメント

適用除外とすることは適切であるが、意思決定後、速やかに公表するべきであった。

市民参加推進評価委員会コメント

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定（従うべき基準部分）				
概要	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）等（令和2年厚生労働省令第113号）の公布に伴う四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠（条例第6条）	<input type="checkbox"/>	第1項第1号（市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更）			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号（市の基本方針を定める条例の制定・改廃）			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号（市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃）			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号（大規模な市の施設の設置計画の策定・変更）			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号（市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃）			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号（行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃）			
	<input type="checkbox"/>	第4項（上記以外の行政活動）			
実施しない根拠（条例第6条第2項）	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号（軽易なもの）			
	<input type="checkbox"/>	第2号（緊急に行わなければならないもの）			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号（法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの）			
	<input type="checkbox"/>	第4号（市の機関内部の事務処理に関するもの）			
	<input type="checkbox"/>	第5号（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの）			
	<input type="checkbox"/>	第6号（その他前各号に準ずるもの）			
詳しい理由	条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている規定であること、又その他改正に伴い生じる条ずれ等の軽易な改正を行うものであり、第2項第1号及び3号に該当するため。				
公表日（公告日）・公告番号	R3年1月29日 公告第42号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年1月29日		
計画等決定時期 *2	R3年3月19日制定	行政活動実施時期 *3	R3年3月31日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体（市ホームページ、市政だより等）と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載（例：計画の策定日、条例の議決日） *3…行政活動の実施をした日を記載（例：計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日） *4…当該行政活動の実施段階を記載（P：構想段階・計画案策定段階、D：実施段階、C：評価段階、A：見直し段階）					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定				
概要	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画において策定されている介護保険料率の期間及び基準所得額の変更、また、介護保険法施行令の一部改正に伴う保険料率等の算定に関する基準の特例に係る規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの)				
	<input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの)				
	<input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)				
	<input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)				
	<input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R2年12月23日 公告第318号	その他の公表 *1	市ホームページ R2年12月23日		
	計画等決定時期 *2	R3年3月18日制定	行政活動実施時期 *3	R3年4月1日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 国民健康保険係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改定するものであり、市税の賦課徴収に関するものとして第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R3年1月12日 公告第11号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年1月12日		
計画等決定時期 *2	R3年3月19日制定	行政活動実施時期 *3	R3年4月1日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を提案するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの)				
	<input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの)				
	<input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)				
	<input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)				
	<input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務について新たな手数料の設定や既存の金額の改定など金銭徴収に関する改正を行うもの、また、改正に伴い生じる条ずれ等の軽易な改正を行うもので、第2項第1号及び第5号に該当するため。				
公告日 *1	R2年12月25日 公告第320号	その他の公表	市ホームページ R2年12月25日		
計画等決定時期 *2	R3年3月19日制定	行政活動実施時期 *3	R3年4月1日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載 *3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部課税課 市民税係・土地係・家屋係

行政活動の名称	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定					
概要	地方税法等の一部改正に伴い、四街道市税条例等の一部を改正するもの。					
市民参加手続の対象とする根拠 〔条例第6条〕	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第5条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、税率の改正や土地の課税標準の算出にかかる特例措置の延長など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。					
公表日(公告日)・ 公告番号	R3年3月22日 公告第68号	その他の公表 *1	市ホームページ R3年3月22日			
計画等決定時期 *2	R3年3月31日専決	行政活動実施時期 *3	R3年3月31日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載</p> <p>*2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)</p> <p>*3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)</p> <p>*4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係・土地係・家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、四街道市税条例等の一部を改正するもの			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R3年4月1日施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い、税率の改正や土地の課税標準の算出にかかる特例措置の延長など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動の名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定					
概要	地方税法等の一部改正に伴い、四街道市都市計画税条例の一部を改正するもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、宅地等に係る負担調整措置の継続に伴う期間の延長及び根拠となる法令引用条文が変更されたことなどによる改正であり、軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	R3年3月22日 公告第69号	その他の公表期	市ホームページ R3年3月22日			
計画等決定時期*2	R3年3月31日(専決)	行政活動実施時期*3	R3年3月31日公布 R3年4月1日施行	実施段階(PDCA)*4	A	
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、四街道市都市計画税条例の一部を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R3年4月1日施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、宅地等に係る負担調整措置の継続に伴う期間の延長及び根拠となる法令引用条文が変更されたことなどによる改正であり、軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 教育部指導課 指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	第四次四街道市子ども読書活動推進計画(令和4年度～令和8年度)の策定			
概要	「四街道市教育振興基本計画 後期計画」の基本理念の実現に向け、四街道市の子どもたちが、豊かな心を育む読書活動を推進できるよう計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R4年3月公布 R4年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	子ども読書活動推進計画(案)にかかるパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R3年12月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会	公募委員による市民意見をもとに計画素案を作成するため	公募委員(3名)	R3年5月～(計5回)
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	アンケート調査	計画等作成のための基礎調査として意識を把握するため	小中高生(2,700人) 小中保護者(763人)	R3年3月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定			
概要	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画が令和3年3月に策定されたことに伴い、令和3年度以降も低所得者への介護保険料軽減を継続して実施するため、介護保険料減額賦課に係る期間を変更するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R3年6月公布 R3年6月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部保育課 保育係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定			
概要	健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴い、児童手当法施行令等が一部改正されたことから、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R3年9月公布 R3年9月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	保育料等の減免等に関するものであり、その他金銭の徴収に関するものとして第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

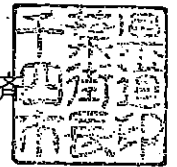
四街道市公告第173号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等の
公表について

四街道市市民参加条例第16条の規定により、令和3年度市民参加手続の実施
予定等について、下記のとおり公表する。

令和3年6月7日

四街道市長 佐 渡



記

- 1 令和3年度市民参加手続の実施予定等
別表1、別表2のとおり
- 2 令和2年度市民参加手続の実施状況等
別表3、別表4のとおり
- 3 令和2年度市民提案手続の提案状況
別表5のとおり

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施時期	担当課
	名称	概要				
1	四街道市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項等を定める一般廃棄物処理基本計画(策定期間平成28年度～37年度)について、計画の中間年度における目標数値等の見直しを行うもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和3年8月～9月 令和3年7月～8月	環境経済部 廃棄物対策課
2	第四次四街道市子ども読書活動推進計画の策定	「四街道市教育振興基本計画 後期計画」の基本理念の実現に向け、四街道市の子どもたちが、豊かな心を育む読書活動を推進できるよう計画(令和4年度～8年度)を策定するもの。	第6条 第4項	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 アンケート調査	令和3年12月 令和3年5月～令和4年3月 令和3年3月	教育部 指導課
3	四街道市総合計画の策定	四街道市総合計画(基本構想:平成26年度～令和5年度・後期基本計画:令和元年度～5年度)の計画期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和8年度以降を計画期間とする新たな総合計画を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 アンケート調査	令和5年度 令和3年度～令和5年度 令和3年10月	経営企画部 政策推進課

(注1)《行政活動の種類》

第6条第1項による区分

第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃

第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更

第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃

第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項

上記以外の行政活動

No.	行政活動		施行予定期間	行政活動の種類 (注1)	対象としない 指し(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	四街道市高齢者介護福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画が令和3年9月に決定されたことに伴い、令和3年度以降も、介護事業者への介護保険料賦課を継続して実施するため、介護保険料賦課額に係る期間を変更するもの。	令和3年9月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。	福祉サービス課 高齢者支援課
2	四街道市特定教育・学習施設及び特定地域型学習事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定	健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴い、児童手当法施行令等が一部改正されたことから、四街道市特定教育・学習施設及び特定地域型学習事業の利用者負担の徴収に関する規則の一部を改正するもの。	令和3年9月	第6条 第1項 第6号	第6条 第2項 第5号	教育料等の減免等に関するものであり、その他金額の徴収に関するものとして第2項第6号に該当するため。	健康子ども部 保育課

四街道市市民参加条例第16条の規定により、市民参加手続の実施予定を公表するものです。

(注1) (行政活動の種類)

- 第6条第1項による区分
- 第1号 市の基本種類、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- 第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限すること若しくは内容とする条例の制定又は改廃
- 第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- 第6号 四街道市行政手続条例(平成8年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

(注2) (対象としない指し)

- 第6条第2項による区分
- 第1号 軽易なもの
- 第2号 緊急に行われなければならないもの
- 第3号 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- 第4号 市の機関内部の事務処理に関するもの
- 第5号 市税の賦課徴収その他金額の徴収に関するもの
- 第6号 その他他の各号に準ずるもの

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施時期	実施結果	担当課
	名称	概要					
1	四街道市国土強靱化地域計画の策定	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の規定に基づく国土強靱化地域計画を策定するもの(令和2年度～令和5年度)。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 市民会議手続	令和2年10月21日～令和2年11月20日 令和2年4月23日～令和2年5月28日	意見提出 1人、0団体 16件 3回開庁予定 緊急事態宣言発令により中止	危機管理室
2	第3次四街道市地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づき、地域における福祉の推進に関する事項について定める第3次四街道市地域福祉計画を策定するもの(計画期間:令和3年度～令和7年度)。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 ・市民・福祉団体アンケート ・福祉関連団体意見交換会 その他の方法	令和3年2月8日～令和3年3月10日 令和2年5月7日～令和3年2月1日 令和2年6月8日～令和2年6月23日 令和2年7月9日～令和2年7月13日	意見提出 0人、0団体 5回開催、 委員15人 配布2,000人 及び305団体 2回開催 市内福祉関連 30団体	福祉サービス部 社会福祉課
3	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者の保健・福祉全般や介護保険サービス等の施策の方向性について定めるもの(計画期間:令和3年度～令和6年度)。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 ・市民アンケート調査	令和3年2月8日～令和3年3月10日 令和2年5月7日～令和3年2月1日 令和2年5月28日～令和2年6月19日	意見提出 0人、0団体 5回開催、 委員15人 配布3,000人	福祉サービス部 高齢者支援課
4	第4期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各サービス量の見込み等各年度別の計画を3年間に策定する(計画期間:令和3年度～令和5年度)。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法 ・福祉からの意見取り その他の方法 ・自立支援協議会での意見取り(審議会開催)	令和3年2月8日～令和3年3月10日 令和2年5月7日～令和3年2月1日 令和2年6月26日～令和2年7月31日 令和2年5月28日～令和2年12月22日	意見提出 0人、0団体 4回開催、 委員15人 8団体 20団体	福祉サービス部 障害者支援課
5	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」(平成29年12月28日付内閣府事務連絡)に示されている留意事項をふまえ、当市保育所等利用調整にかかると、優先事由及び調整事由を異置し改正するもの。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和2年6月5日～令和2年7月5日	意見提出 0人、0件	健康子ども部 保育課
6	四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定	児童福祉法で規定する子育て短期支援事業のうち、児童福祉法施行規則で規定する、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に利用することができる短期入所生活援助(ショートステイ)事業を実施するため規則を制定するもの。	第6条 第1項 第6号	意見提出手続	令和3年1月18日～令和3年2月20日	意見提出 0人、0件	健康子ども部 保育課

(注1)《行政活動の種類》

- 第5条第1項による区分
- 第1号 市の基本構想、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- 第3号 市民等に職務を課すこと又は市民等の権利を制限することを含む条例の制定又は改廃
- 第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項
上記以外の行政活動

No.	行政活動		施行時期	行政活動の種類 (注1)	対象としない 種類(注2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	介護保険法施行令の改正に伴い、他所帯者の負担の軽減を図るため条例の一部を改正するもの。	令和2年5月	第6条 第1項 第3号	第9条 第2項 第5号	介護保険料の賦課徴収に関するものであるため第5号に該当するため。	福祉サービス部 高齢者支援課
2	四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成28年厚生労働省令第63号)の一部改正に伴い、所要の規定を定めるもの。	令和2年6月	第6条 第1項 第3号	第9条 第1項 第4号	基準等の改正箇所は、市町村が個別に定める際に参照すべき基準であるが、法的には法令と同様の拘束力を有するものではなく、従って基準と同様のものではないことから、条例第6条第2項第3号に該当するため。	健康こども部 保育課
3	四街道市条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、四街道市条例の一部を改正するもの。	令和2年5月	第6条 第1項 第3号	第9条 第2項 第1号 第4号 及び 第5号	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、法令の施行に際して実施するもの、市税の賦課徴収に関するもの、また改正によって生じる程々の修正(引用条項の挿入)を行うものであり、第2項第1号、3号及び5号に該当するため。	総務部 課税課
4	四街道市都市計画条例の一部を改正する条例の制定	地方税法等の一部改正に伴い、四街道市都市計画条例の一部を改正するもの。	令和2年5月	第6条 第1項 第3号	第9条 第2項 第1号 第4号 及び 第5号	地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、法令の施行に際して実施するもの、市税の賦課徴収に関するもの、また改正によって生じる程々の修正(引用条項の挿入)を行うものであり、第2項第1号、3号及び5号に該当するため。	総務部 課税課
5	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	新型コロナウイルス感染症により感染が疑われる被保険者等に対し、労務に服することができない期間について療養手当金を支給するため、その支給要件及び支給の算出方法を定めるため改正するもの。	令和2年5月	第6条 第1項 第3号	第9条 第2項 第5号	療養手当金の支給後に被保険者が専業主婦から給与等の全部または一部を支給されることになった場合は、市は被保険者に別支給した療養手当金の全部または一部を専業主婦から徴収するものであり、市税の賦課徴収その他の金銭の徴収に関するものとして第2項第5号に該当するため。	健康こども部 国民健康課
6	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料の減免申請の時期について、納期限経過後においても申請を行うことができるように定めるため改正するもの。	令和2年5月	第6条 第1項 第3号	第9条 第2項 第5号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料の減免申請の時期についての改正であり、市税の賦課徴収その他の金銭の徴収に関するものとして第2項第5号に該当するため。	健康こども部 国民健康課
7	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課に係る特例を定めるもの、また賦課徴収の決定を行うもの、それぞれ法令の基準に基づき、市税の賦課徴収に関するものとして第2項第3号及び第5号に該当するため。	令和2年4月	第6条 第1項 第3号	第9条 第2項 第1号 及び 第5号	地方税法施行令等の一部改正に基づいて、国民健康保険料の賦課に係る特例を定めるもの、また賦課徴収の決定を行うもの、それぞれ法令の基準に基づき、市税の賦課徴収に関するものとして第2項第3号及び第5号に該当するため。	健康こども部 国民健康課

No.	行政活動		施行時期	行政活動の類型 (法)	対象としない 根拠(注2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
8	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法体施行令等の一部改正に伴い、四街道市手数料条例の一部を改正するもの。	令和2年9月	第6条 第1項 第3号	第8条 第2項 第1号 第3号 及び 第5号、 第6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法体施行令等の前項に準じ改正を行うものではないもの、また改正によって生じる経費の負担の増大を回避するため、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するもの。	総務部 窓口サービス課
9	四街道市特定教育・修習施設及び特定地域別児童養育施設並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する条例を定める条例の一部を改正する条例の制定	特定教育・修習施設及び特定地域別児童養育施設の運営に関する条例(平成28年内閣府令第9号)の一部改正に伴い、所要の規定を整備するもの。	令和2年9月	第6条 第1項 第3号及び第6号	第6条 第2項 第1号 及び 第3号	基礎府令の改正箇所のうち、幼児教育・保育の無償化に伴う用費の算定その他の所定の経費を改正するもの、また、市町村が条例を定める際に従うべき基準に基づいて改正を行うものである、第2項第1号及び第3号に該当するため。	健康子ども部 保健課
10	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対して、介護保険料の賦課徴収を減額するための条例を一部改正するもの。	令和2年9月	第6条 第1項 第3号	第8条 第2項 第5号	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。	福祉サービス 高齢者支援課
11	四街道市ひとり暮らし高齢者等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定	千歳ひとり暮らし高齢者等医療費等助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、原簿額を定する市平ひとり暮らし高齢者の医療費について、償還払いから滞り給付へ変更するもの。	令和2年11月	第8条 第1項 第9号	第6条 第1号 及び 第9号	法令に基づくものではないもの、千葉県が定める要綱に基づき、市下一半に滞り給付への対応が必須であり、その方法に関する規定はなす要綱に準ずべき基準と同等とみなされること、また、改正を根拠に要綱と整理を合わせる要綱を要綱を行うことから、第2項第1号及び第9号に該当するため。	福祉子ども部 子育て支援課
12	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める条例」において定める対象火気設備等の内、急速充電設備について規定する内容及び同条例で定める条例制定基準の一部改正に伴って条例の整備を行うもの。	令和3年4月	第6条 第1項 第3号	第8条 第2項 第1号 及び 第3号	対象火気設備等の種類及びその内容については、政令において総務省令で定めるものとされ、同省令で定める条例制定基準については、消防法において市町村が従うべきとされている政令で定める基準の内、政令の委任を受けて定められているものであること、また、当該条例制定基準の内、一部については異なる語句の採択の変更や、考すれに準ずる修正を行うものであることから、第2項第1号及び第3号に該当するもの。	消防本部 予防課
13	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	国民健康保険条例における国民健康保険の範囲に関する改正の必要が生じたことにより、国民健康保険条例の一部を改正するもの。	令和2年12月	第6条 第1項 第3号	第8条 第2項 第6号	国民健康保険条例における国民健康保険の範囲に関する規定の必要は国民健康保険法の改正によるものであるが、その必要は国民健康保険法の改正によるものであるため、第2項第6号に該当するもの。	健康子ども部 国民年金課
14	四街道市小児慢性特定疾病療養日常生活用具給付開始の一部を改正する条例の制定	厚生労働省が定める小児慢性特定疾病療養日常生活用具給付開始条例の一部改正に伴い、条例に定める自己負担額の徴収基準額の区分を改正するもの。	令和2年11月	第6条 第1項 第9号	第8条 第2項 第6号	法令に基づくものではないもの、国の要綱に基づき制定された手続が定める要綱に準じて執行を行う必要があるが、その法令に準じて執行するもの、結果的に、法令の規定による要綱の範囲に基づいて執行するものと同等とみなされることから第2項第3号に準じて第9号に該当するもの。	福祉サービス 部障害支援課

No.	行政活動		施行時期	行政活動の類型 (注1)	対象としない 類型(注2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
16	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所定の改正を講ずるもの。	令和19年4月	第8条 第1項 第3号	第6条 第2項 第3号 及び 第5号	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の業務に関する新たな手数料の配定や既存の受領の改正など登録取扱いに関する改正を行うもの、また、改正に伴い至しる条等、の経過な改正を行うもので、第2項第1号及び第5号に該当するため。	都市部 建築課
16	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	第8項高齢者介護福祉計画及び介護保険事業計画において策定されている介護保険料率の期間及び基準所得額等の変更、また、介護保険法施行令の一部改正に伴う保険料率等の算定に関する基準の特例に係る規定を整理するもの。	令和19年4月	第8条 第1項 第3号	第8条 第2項 第5号	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。	福祉サービス 部 高齢者支援課
17	四街道市指定居宅介護支援事業の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定(参酌基準部分)※市民参加制実施	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する法令(令和3年厚生労働省第9号)の公布に伴い、四街道市指定居宅介護支援事業の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。	令和19年4月	第8条 第1項 第3号	第6条 第2項 第2号	参酌基準とされている規定であるもの、時間的な制約により一部市民参加制を実施することができないため、第2項第2号により一部適用除外とする。	福祉サービス 部 高齢者支援課
18	四街道市指定居宅介護支援事業の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定(基本的事項、花子へき基準部分)	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する法令(令和3年厚生労働省第9号)等の公布に伴い、四街道市指定居宅介護支援事業の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。	令和19年4月	第8条 第1項 第3号	第6条 第2項 第1号 及び 第3号	条例で改正する部分は、法令において基本的な事項又は花子へき基準とされている規定であること、又その他改正に伴い、同じ基準等とされている規定な改正を行うものであり、第2項第1号及び第3号に該当するため。	福祉サービス 部 高齢者支援課
19	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税料率所得基準等を改正するもの。	令和19年4月	第6条 第1項 第3号	第6条 第2項 第5号	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税料率所得基準等を改正するものであり、市税の賦課徴収に関するものとして第2項第5号に該当するため。	健康こども部 国民健康課

(注1)《行政活動の類型》
 第6条第1項による区分
 第1号 市の基本構造、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改訂
 第3号 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを含む条例の制定又は改訂
 第4号 この条例に基づく規則(以下「規則」といふ。)を定める本籍地市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
 第5号 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改訂
 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改訂

(注2)《対象としない類型》
 第6条第2項による区分
 第1号 程敷なもの
 第2号 緊急に行わなければならないもの
 第3号 法令の規定により実施の義務が定められており、その基準に基づいて行うもの
 第4号 市の機関内部の事務処理に関するもの
 第5号 市税の賦課徴収その他の金銭の徴収に関するもの
 第6号 その他他前各号に準ずるもの

第6条第4項
 上記以外の行政活動

令和2年度 市民提案手続の提案状況

[別表5]

第1回提案手続

期間: 令和2年5月15日(金)~6月15日(月)

提案はありませんでした。

第2回提案手続

期間: 令和2年11月16日(月)~12月15日(火)

提案はありませんでした。

参 考 資 料

議題1

〈参考資料 目次〉

(1) 第3次四街道市地域福祉計画の策定	・・・	1 ～ 48
(2) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定	・・・	49 ～ 85
(3) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定	・・・	86 ～ 115
(4) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定	・・・	116 ～ 127
(5) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例等の策定	・・・	128 ～ 139

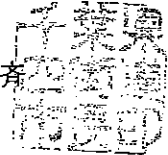
議題2

(1) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例等の制定	・・・	140 ～ 142
(2) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例等の制定	・・・	143 ～ 144
(3) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	・・・	145 ～ 146
(4) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	・・・	147 ～ 148
(5) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定	・・・	149 ～ 150
(6) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	・・・	151 ～ 152

社 第 1 2 6 号
令和 2 年 5 月 7 日

四街道市保健福祉審議会
会長 矢口 廣見 様

四街道市長 佐 渡 斉



第3次四街道市地域福祉計画について（諮問）

四街道市保健福祉審議会条例第2条の規定により、第3次四街道市地域福祉計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和 3年 2月 1日

四街道市長 佐 渡 齊 様

四街道市保健福祉審議会

会長 矢口 廣 見



第3次四街道市地域福祉計画について（答申）

令和2年5月7日付け社第126号にて諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申

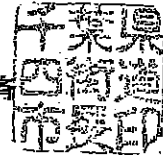
第3次四街道市地域福祉計画については、別添の第3次四街道市地域福祉計画（案）の
とおりとされたい。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年2月4日

四街道市長 佐 渡



1 審議会等手続の対象等

- (1) 審議会等の名称
四街道市保健福祉審議会
- (2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称
第3次四街道市地域福祉計画
- (3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要
別紙・最終計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙・最終計画案のとおりとする（審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見が最終計画案に反映されている）。

3 その他

上記の最終計画案は、福祉サービス部社会福祉課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部社会福祉課（TEL 043-421-6121）

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)
(審議会等手続) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

更新：2021年2月4日

第3次四街道市地域福祉計画の策定について四街道市保健福祉審議会への諮問

第3次四街道市地域福祉計画について、令和2年5月7日に書面開催の四街道市保健福祉審議会に諮問しました。

[1 諮問書 \(PDF: 323KB\)](#)

四街道市保健福祉審議会からの答申

令和3年2月1日に次のとおり答申を受けました。

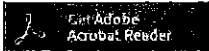
[1 答申書 \(PDF: 342KB\)](#)

[2 第3次四街道市地域福祉計画 \(案\) \(PDF: 1.931KB\)](#)

答申に対する市の考え方

答申は、四街道市保健福祉審議会での議論を整理・集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、修正は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課

電話：043-421-6121 (地域福祉係)

▲ ページの先頭へ

今年度終了した市民参加手続

[\(意見提出手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市地域福祉計画 \(案\) への意見募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します! \(中止となりました\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

このページを見た人はこんなページも見ています

[市内5例目 \(6月26日\)](#)

[四街道の「食」の案内書「四街道ぐるめまっぷ」を配布します](#)

▶ [おやこのわ体験会を行います～親子で身近な自然を感じてみませんか～](#)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [健康・福祉](#) [四街道市地域福祉計画](#)
市民アンケート調査（第3次四街道市地域福祉計画策定のため）の実施について

市民アンケート調査（第3次四街道市地域福祉計画策定のため）の実施について

更新：2020年6月11日

市民アンケート調査（第3次四街道市地域福祉計画策定のため）の実施について

四街道市では現在、第3次四街道市地域福祉計画策定にあたり、ご近所付き合いや地域活動への参加状況などの実態とともに、地域福祉などに対する住民皆さんの考え方やご意見を広くお聞きするためのアンケート調査票を実施することとなりました。
いただいた回答の結果は統計的に処理し、この調査の目的以外に使用することはありません。趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

調査対象者

四街道市にお住いの18歳以上の方から無作為に2,000人

調査方法

上記対象者へ調査票を郵送しますので、同封の返信用封筒により6月23日（火曜）までに返信してください。

担当

福祉サービス部社会福祉課 地域福祉係

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課
電話：043-421-6123（管理係） 043-421-6121（地域福祉係） 043-421-6248（生活保護係）

[この担当課にメールを送る](#)

四街道市地域福祉計画

▶ [第3次四街道市地域福祉計画](#)

▶ [第2次四街道市地域福祉計画](#)

▶ [第3次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書](#)

情報が
見つからないときは

▶ [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

第3次四街道市地域福祉計画策定のための

市民アンケート調査

日ごろより福祉行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

四街道市では、平成28年3月に策定した「第2次四街道市地域福祉計画」にもとづき、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、関係団体などと連携し、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みづくりを進めております。

このたび、次期計画策定にあたり、ご近所付き合いや地域活動への参加状況などの実態とともに、地域福祉などに対する住民の皆さんの考え方やご意見を広くお聞きするためのアンケート調査を実施することとなりました。

この調査は、四街道市にお住まいの18歳以上の方から無作為に2,000人を選ばせていただきました。いただいた回答の結果は、統計的に処理し、この調査の目的以外に使用することはありません。つきましては、趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせください。ご協力をお願い申し上げます。

令和2年6月

四街道市長 佐渡 斉

ご記入にあたってのお願い

- ①質問には、あて名のご本人がご回答ください。ご本人の記入が困難な場合は、ご家族の方などがご本人の考えをお聞きの上、代理でご記入ください。
- ②ご記入は、黒のボールペン、または濃い鉛筆でお願いします。
- ③質問によって、○印は（ひとつ）（3つまで）といった、ことわり書きが付してありますので、説明に従ってご回答ください。
また、○印は、番号を囲むようにつけてください。例) ①
- ④お答えで「その他」を選んだときは、（ ）内にその内容を具体的に記入してください。

ご記入いただいた調査票は、三つ折りにして、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

6月23日（火）までにお近くの郵便ポストに投函してください。

（お名前やご住所の記入は不要です）

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

四街道市役所 福祉サービス部 社会福祉課

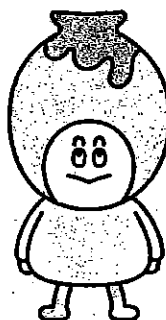
担当：安井、秋山

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-6121（直通）

FAX：043-424-2011

E-mail：yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp



よつぼくん

「ドラマチック四街道プロジェクト」

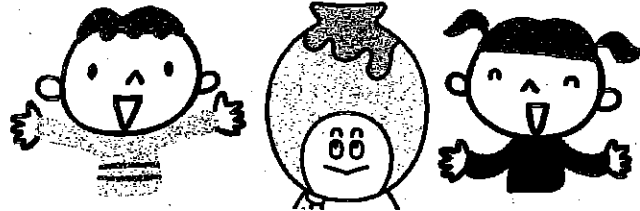
ナビゲーター

地域福祉って何？

ふだんの生活の中で、ちょっとした不安や不便を感じたことはありませんか？
子どもの登下校が不安…、災害時の対応が心配…、外出したくても交通手段がない…、など。こういった不安や不便さは、ほんの少しの手助けや気づかいで解決できることがたくさんあります。

「地域福祉」とはそういった問題を地域の中で解決し、「**住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、市民が主役で進める取り組み**」のことをいいます。

例えば、近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ることなども、地域福祉の活動といえます。



■ 地域福祉計画が目指すもの

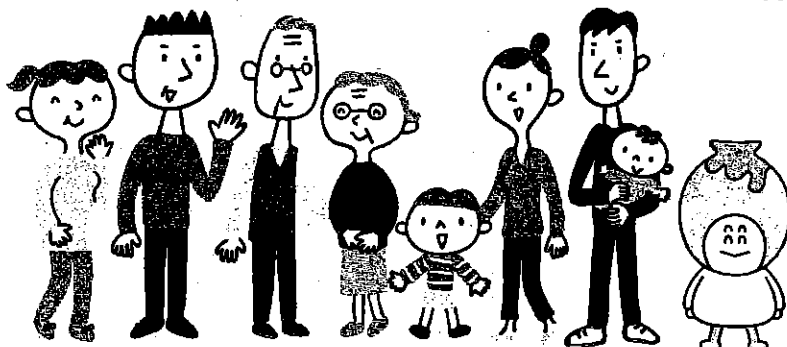
四街道市では、

「みんなで助け合い・支え合い 安心して、いきいき暮らせるまち 四街道
を目指して、地域福祉を推進しています！

そのためには？

地域のことや、日ごろ感じる生活の課題などを一番よく知っている
地域の皆さんの参加と協力が必要不可欠となります。

市民参加の一環として、アンケート調査へのご協力を
よろしくお願いします。



1. あなたご自身についておたずねします。

問 1 あなたの性別はどちらですか。(どちらかに○)

1 男性	2 女性
------	------

問 2 あなたの年代はどれですか。(ひとつだけ○)

1 10代	2 20代	3 30代	4 40代
5 50代	6 60代	7 70代以上	

問 3 あなたは四街道市内に何年住んでいますか。(ひとつだけ○)

1 1年未満	2 1~5年未満	3 5~10年未満	4 10~15年未満
5 15~20年未満	6 20~40年未満	7 40年以上	

問 4 お住まいの地区はどこですか。該当する番号に、○をつけてください。(ひとつだけ○)

1 千代田中学校地区	2 北中学校地区	3 西中学校A地区
4 西中学校B地区	5 四街道中学校地区	6 旭中学校地区

②北中学校地区
 <参考：該当自治会名>
 栗山郷、馬洗、半台、萱橋、畔田台、富士見ヶ丘、菅橋台、今宿、鹿渡一区、さちが丘1丁目、さちが丘2丁目、栗山新町、つくし座、電電栗山、くりやま台、すみれ台、内黒田鉄道団地、県営栗山団地

③西中学校A地区
 <参考：該当自治会名>
 下志津新田、四街道一区、四街道二区、四街道三区、四街道四区、新生、春日団地、北園、四街道団地、花園、緑ヶ丘団地、さつきヶ丘、サンクタス四街道

④西中学校B地区
 <参考：該当自治会名>
 大作岡、中志津、緑ヶ丘、桜ヶ丘、鹿放ヶ丘、桜ヶ丘中央

⑤四街道中学校地区
 <参考：該当自治会名>
 鹿渡二区、三才、鹿渡、和良比、第2グリーンタウン、めいわ5丁目、わらびが丘、向南台、ヴェルテ四街道、美しが丘1丁目、美しが丘2丁目、美しが丘3丁目、ひかりが丘西、めいわ東、和良比西

①千代田中学校地区
 <参考：該当自治会名>
 亀崎、物井、物井二区、長岡、内黒田、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目、物井茶屋の作、バードヒル池花、もねの里2丁目、もねの里3丁目、エクセレントもねの里、もねの里6丁目呼戸、もねの里6丁目ツインズ地区、もねの里6丁目東部、物井東口

⑥旭中学校地区
 <参考：該当自治会名>
 宿、川戸、向井、吉岡、小名木、成台中、南波佐間、上野、和田第1、旭ヶ丘、みそら、鷹の台、吉岡南、鷹の台1丁目、サンクレイドル千城台・御成台公園前

問 5 あなたの主な職業は何ですか。(ひとつだけ○)

1 農業・商工業・専門職などの自営業	2 会社員(正規社員)
3 会社や団体などの法人役員	4 公務員・団体職員
5 パート・アルバイト・派遣などの非正規社員	6 専業主婦・夫(年金生活の方は8を選択)
7 学生	8 年金生活者
9 無職	
10 その他()	

問 6 あなたの家族(世帯)構成はどのようになっていますか。(ひとつだけ○)

1 単身世帯	2 夫婦のみの世帯	3 親と子の2世代世帯
4 親と子と孫の3世代世帯	5 その他()	

問 7 現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、次のような方はいますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 乳児(1歳未満) | 2 幼児(1歳から就学前まで) |
| 3 小学生 | 4 中学生・高校生 |
| 5 65歳以上の人 | 6 介護を必要とする人 |
| 7 身体・知的・精神などの障がいのある人 | 8 いずれもない |

2. 「地域との関わり」についておたずねします。

問 8 あなたは、現在、ご近所とどのようなお付き合いをされていますか。(ひとつだけ○)

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 困った時に、助け合える関係 | 2 自治会などの行事の時だけ付き合う程度 |
| 3 たまに立ち話をする程度 | 4 会えばあいさつをする程度 |
| 5 ほとんど付き合いはない | 6 その他() |

問 9 あなたは、今後、ご近所とどのようなお付き合いができるかと思えますか。
(ひとつだけ○)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 困った時に、助け合える関係 | 2 自治会などの行事の時だけ付き合いたい |
| 3 たまに立ち話をする程度でよい | 4 会えばあいさつをする程度でよい |
| 5 あまり付き合いたくない | 6 その他() |

問 10 現在お住まいの地域との関わりについて、あなたは満足していますか。(ひとつだけ○)

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 満足している | 2 まあまあ満足している | 3 どちらでもない |
| 4 あまり満足していない | 5 満足していない | |

問 11 地域での問題とあなたの関わりについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。
(ひとつだけ○)

- | |
|---------------------------------|
| 1 地域での問題にはできるだけ主体的に関わっていきたい |
| 2 地域での問題に熱心に取り組んでいる方のお手伝いはしたい |
| 3 地域での問題に関わっていきたいが、実際に関わることは難しい |
| 4 地域での問題には関わりたくない |

問 12 「地域福祉」とは、支援を必要としている人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民が主役で進める取り組みのことです。あなたは「地域福祉」に関心をおもちですか。(ひとつだけ○)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 とても関心がある | 2 ある程度関心がある |
| 3 あまり関心がない | 4 まったく関心がない |

3. 「地域での活動」についておたずねします。

問 13-1 あなたは現在、地域で活動していますか。(ひとつだけ○)

1 活動している	2 活動していない
----------	-----------

↓

↓

問 13-4へ

(問 13-1で「1」を選んだ人におたずねします。)

問 13-2 あなたは地域で、どのような活動をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1 高齢者支援に関する活動	2 障がい者支援に関する活動
3 子育て家庭の支援に関する活動	4 健康づくりに関する活動
5 地域の清掃・美化に関する活動	6 街の活性化などに関する活動
7 防犯・交通安全に関する活動	8 消防・防災・災害支援に関する活動
9 自然環境保護に関する活動	10 ごみ・リサイクルに関する活動
11 文化・芸術、スポーツに関する活動	
12 その他 ()	

(問 13-1で「1」を選んだ人におたずねします。)

問 13-3 活動に参加している理由として、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

(ひとつだけ○)

1 活動自体が楽しく興味のある内容だから
2 活動に参加すると自分や自分の家族に有利になるから
3 活動を通じて人間関係が広がり自分の成長につながるから
4 身近な地域のために役立ちたいから
5 その他 ()
6 わからない

→ 問 14へ

(問 13-1で「2」を選んだ人におたずねします。)

問 13-4 あなたが現在活動に参加していない主な理由として、あてはまるものはどれですか。

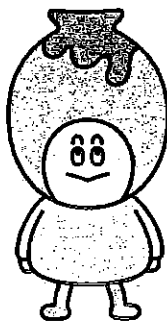
(主なもの2つまでに○)

1 楽しく興味のある活動内容がないから
2 身近な地域のことには関心がないから
3 仕事や学業などで忙しく時間がないから
4 どのような活動があるのか知らないから
5 体力的に自信がないから
6 人付き合いが面倒だから
7 その他 ()
8 わからない

問 35 市民の皆さんが助け合い・支え合いながら、安心して暮らしていくためのまちづくりについて、ご意見やご要望、アイデアなどがありましたら、自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、もう一度お確かめの上、
調査票を三つ折りにして、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、
6月23日（火）までにお近くのポストへ投函してください。



第3次四街道市地域福祉計画策定のための
地域福祉関連団体アンケート調査 ご協力をお願い

日ごろより福祉行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

四街道市では、平成28年3月に策定した「第2次四街道市地域福祉計画」にもとづき、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、関係団体などと連携し、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みづくりを進めております。

このたび、次期計画策定にあたり、地域福祉の中核を担う団体を対象に、各団体が実施している活動の状況や今後の方向性などをお聞きし、計画策定のための貴重な資料とさせていただくために本調査を実施することとなりました。

つきましては、お忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年6月

四街道市長 佐渡 斉

ご記入にあたってのお願い

- 質問によって、○印は（ひとつ）（3つまで）といった、ことわり書きが付してありますので、説明に従ってご回答ください。 例) ①
また、○印は、番号を囲むようにつけてください。
- ご記入いただいた調査票は、三つ折りにして、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、**6月23日（火）までにお近くの郵便ポストに投函してください。**（お名前やご住所の記入は不要です）
- 後日、調査票をもとに直接お会いして、より詳細なご意見などをお聞きする場合がございます。詳細につきましては、別途、ご連絡させていただきます。

【調査に関するお問い合わせ先】

四街道市 福祉サービス部 社会福祉課 担当：安井、秋山
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-6121（直通）

1. 回答する方のお名前、連絡先などについて、おたずねします。

問 1 本調査に回答する方のお名前と連絡先についてご記入ください。

調査票記載者名	
連絡先（電話番号）	

問 2 貴団体について下記の項目をご記入ください。

団体（事業所）の名称	
代表者名	
貴団体の活動年数 （令和2年4月現在）	年
主な活動範囲（地域） ※ひとつだけ○	1 市内の一部地域（ ） 2 市内全域 3 市内と近隣市町 4 県内全域 5 その他（ ） 6 特に決まっていない
団体の活動開始の きっかけ （法令などにに基づき設 置が義務づけられてい る団体は除く）	

2. 貴団体が行っている福祉に関する活動について、おたずねします。

問 3 ふだんの活動の中で、地域と一緒にやっていることや、地域に向けて行っている福祉に
関する主な活動分野は、次のどれにあてはまりますか。（あてはまるものすべてに○）

1 高齢者支援に関する活動	2 障がい者支援に関する活動
3 子育て支援に関する活動	4 健康づくり・医療に関する活動
5 地域の清掃・美化に関する活動	6 街の活性化などに関する活動
7 防犯・交通安全に関する活動	8 消防・防災・災害支援に関する活動
9 自然環境保護に関する活動	10 ごみ・リサイクルに関する活動
11 文化・芸術、スポーツに関する活動	
12 その他（ ）	

問 4 貴団体が活動を行う上で他のボランティア団体や公共団体などとの交流や協力関係がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 区・自治会 | 2 民生委員・児童委員 |
| 3 地区公民館 | 4 シニアクラブ |
| 5 高齢者福祉施設 | 6 障がい者福祉施設 |
| 7 社会福祉協議会 | 8 ボランティア団体 |
| 9 NPO団体 | 10 商店会・商店街 |
| 11 保育園(所)・幼稚園 | 12 小・中学校 |
| 13 保護者会・PTA | 14 その他() |
| 15 他の団体などと特に関係はない | |

問 5 現在、貴団体が活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------------------|
| 1 活動のマナー化 |
| 2 人々のニーズに合った活動ができていない |
| 3 支援を必要とする人の情報が得にくい |
| 4 市民に情報発信する場や機会が乏しい |
| 5 メンバーが不足しているが、メンバーの拡大が難しい |
| 6 メンバーの高齢化 |
| 7 メンバーの性別に偏りがある |
| 8 様々な人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない |
| 9 地域コミュニティの希薄化 |
| 10 メンバーはいるが、参加率が低く、活動に支障がある |
| 11 リーダー(後継者)が育たない |
| 12 他の団体と交流する機会が乏しい |
| 13 活動の場所(拠点)の確保が難しい |
| 14 活動資金が足りない |
| 15 活動に必要な情報や専門知識が不足している(適当な相談者がいない) |
| 16 その他() |
| 17 特に困ったことはない |

問 6 貴団体の活動情報は、どのようなものを通じて、発信されていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 ホームページ | 2 広報誌 |
| 3 チラシ・ポスター | 4 メンバーなどを通じた口コミ |
| 5 その他() | |

問 7 貴団体は、新規メンバーの募集は行っていますか。(ひとつだけ○)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 積極的に行っている | 2 あまり行っていない |
| 3 まったく行っていない | 4 わからない |

6. 今後の活動についておたずねします。

問 20 貴団体の活動に関する事で、市や社会福祉協議会に対してご意見・ご要望などがあれば、自由にお書きください。

問 21 貴団体の活動として、今後行政との協働でどのようなことに取り組めるとお考えですか。自由にお書きください。

問 22 その他、地域福祉の推進についてご意見・ご要望などがあれば、自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、もう一度お確かめの上、
調査票を三つ折りにして、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、

6月23日（火）までにお近くのポストへ投函してください。

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力


現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [健康・福祉](#) [四街道市地域福祉計画](#)

第3次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書

第3次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書

更新：2021年3月26日

「第3次四街道市地域福祉計画」策定のため、18歳以上の市民2,000名を対象にアンケートを実施いたしました。集計結果がまとまりましたのでご報告いたします。アンケートにご協力いただきました皆様ありがとうございました。

 [第3次地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書 \(PDF: 4.185KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課

電話：043-421-6123 (管理係) 043-421-6121 (地域福祉係) 043-421-6248 (生活保護係)

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

四街道市地域福祉計画

第3次四街道市地域福祉計画

第2次四街道市地域福祉計画

第3次四街道市地域福祉計画策定に係る基礎調査報告書

このページを見た人はこんなページも見ています

四街道市情報の公表の推進に関する指針

第4期障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)


障害者基本計画の見直し及び第3期障害福祉計画の策定に係るアンケート調査報告書について

第4次四街道市障害者基本計画

四街道市障害者基本計画・第3期障害福祉計画

情報が見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

地域福祉関連団体 各位

四街道市長 佐渡 斉

第3次四街道市地域福祉計画策定に係る「意見交換会」の開催について

本市の福祉行政につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、「第3次四街道市地域福祉計画」の策定に当たり、地域福祉の中核を担う団体の皆様を対象に、各団体が実施している活動の状況や今後の方向性などをお聞きし、計画策定のための貴重な資料とさせていただくことを目的に、アンケート調査を実施しているところです。

このたび、アンケート調査の内容に関して詳細なご意見をお聞きするため、下記のとおり意見交換会を開催することとなりました。

つきましては、公私ともご多忙の折誠に恐縮ですが、ご出席いただきたくお願い申し上げます。

なお、出席者につきましては、別紙出席連絡票にご記入の上、7月1日（水）までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時：令和2年 7月 9日（木） 13：30～15：00

令和2年 7月13日（月） 10：00～11：30

場 所：四街道市保健センター3階 大会議室

内 容：意見交換会

- ① 日常の活動（地域内、団体内）を通じて、課題や問題となっていることについて
（アンケート関連質問 問5、問6、問8、問12、問16）
- ② ①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について
（アンケート関連質問 問13、問15、問17、問18）
- ③ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のあり方や、その他の地域福祉の推進に関する意見・要望について

※新型コロナウイルス対策として、参加者の間隔を最低限（横）2m（正面）3m確保します。
また、会議出席時の体温測定の実施及び会議中の換気を行います。

担当

四街道市福祉サービス部 社会福祉課

地域福祉係 安井・秋山

電話：043-421-6121

FAX：043-424-2011

e-mail：yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp

「第3次四街道市地域福祉計画」策定に係る意見交換会 次第

日 時：令和2年7月9日（木）

13：30～15：00

場 所：保健センター3階大会議室

開 会

1. 社会福祉課長あいさつ
2. 各団体あいさつ（自己紹介）
3. 地域福祉計画について（概要説明）
4. 意見交換会
 - ① 日常の活動（地域内、団体内）を通じて、課題や問題となっていることについて（アンケート関連質問 問5、問6、問8、問12、問16）
 - ② ①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について（アンケート関連質問 問13、問15、問17、問18）
 - ③ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のあり方や、その他の地域福祉の推進に関する意見・要望について
5. その他

閉 会

「第3次四街道市地域福祉計画」策定に係る意見交換会 次第

日 時：令和2年7月13日（月）

10:00～11:30

場 所：保健センター3階大会議室

開 会

1. 社会福祉課長あいさつ
2. 各団体あいさつ（自己紹介）
3. 地域福祉計画について（概要説明）
4. 意見交換会
 - ① 日常の活動（地域内、団体内）を通じて、課題や問題となっていることについて（アンケート関連質問 問5、問6、問8、問12、問16）
 - ② ①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について（アンケート関連質問 問13、問15、問17、問18）
 - ③ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のあり方や、その他の地域福祉の推進に関する意見・要望について
5. その他

閉 会

1 「地域福祉」って何？



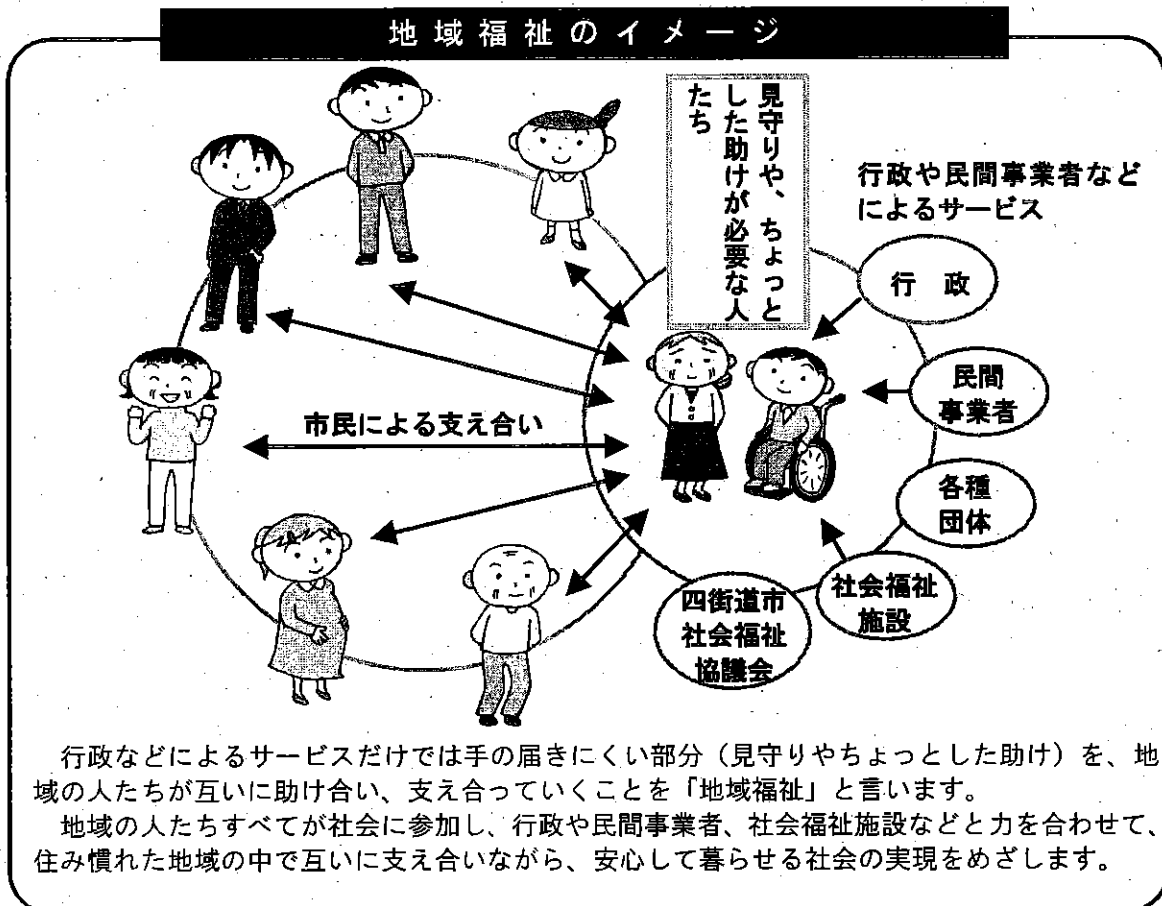
「地域福祉」とは生活上の不安や不便、問題を地域の中で解決し、「住みなれた地域でみんなが安心して暮らせるよう、市民が主役で進める取り組み」のことを言います。

「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとにわかれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を思いつくのではないのでしょうか？

しかし、地域で安心して生活していくためには、そのような特定の人を含む、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

特に、人間関係の希薄化が進む今、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、「助け合い」「支え合い」の関係・仕組みをつくることが、求められてきています。

地域福祉のイメージ



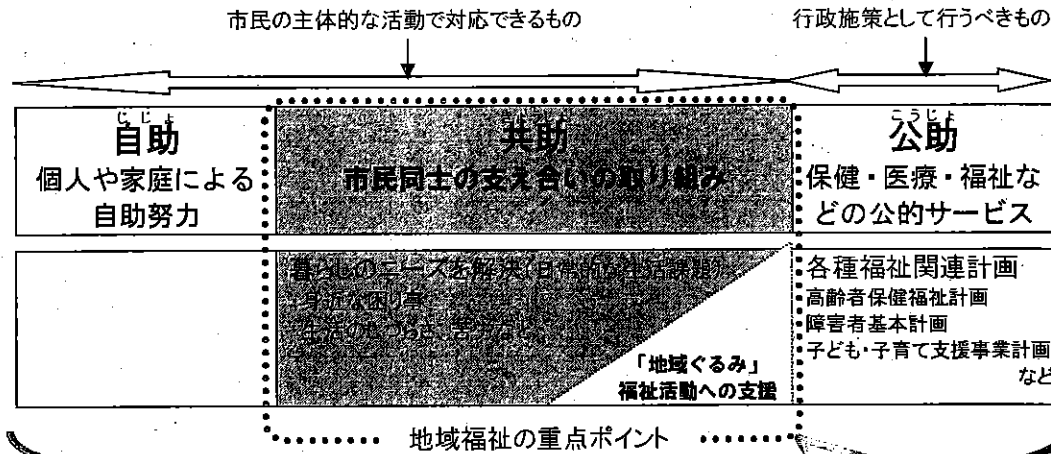


2 「自助」「共助」「公助」の考え方とは？



地域福祉計画では、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進が重要となります。

- 自助・・・一人ひとりが自分自身で行うこと（自分や家族）
- 共助・・・周囲や地域が協力して行うこと（隣近所同士・ボランティア団体など）
- 公助・・・公的機関が行うこと（市役所などの公的機関）



「四街道市地域福祉計画」

四街道市社会福祉協議会
「地域福祉活動計画」

3 四街道市の地域福祉の取り組みは？



四街道市では、平成28年3月に策定した「第2次四街道市地域福祉計画」にもとづき、「みんなで助け合い・支え合い 安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」を目指して、地域福祉を推進しています。

■四街道市地域福祉計画の基本方針（抜粋）

基本方針1

市民主役の地域福祉の推進

市民自らが地域にある福祉課題に「気づき・共有し・解決策を考える」という姿勢を持ち、困っている人を支える担い手として地域の課題に取り組み、温かく見守り、支える存在となることを目指します。

基本方針2

「自助」・「共助」・「公助」の連携

地域福祉の推進は、地域ぐるみの取り組みです。「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれに連携して、支え合いのある地域づくりを進めていきます。

基本方針3

こころの通い合いによるふるさとづくり

四街道市の地域福祉は、全ての地域の人たちが思いやる心を持って社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設等と力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに支え合いながら、安心して暮らせる地域の実現を目指します。

4

「地域共生社会」とは？

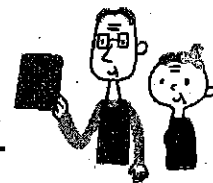


平成29年に国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉策定ガイドライン）」においては、「地域共生社会の実現」が目標として掲げられ、計画の中に取り入れなければならない事項として、次の5項目が挙げられています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

地域共生社会とは、これまでの固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

近年、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが今後求められています。



できるようになること

●地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる

●世帯の複合課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら解決することができる

●課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる

●地域住民と協働して、新たな社会資源を作り出すことができる

●本人も支える側（担い手）になり、生活の張りや生きがいを見つけることができる

※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より

第3次四街道市地域福祉計画策定に係る 基礎調査報告書

令和3年 3月

四街道市

目次

I. 基礎調査の概要	1
1 調査の目的.....	2
2 調査概要.....	2
3 団体アンケートにおける調査対象一覧.....	3
4 報告書の見方.....	4
II. 市民アンケート調査結果	5
1 回答者自身について.....	6
2 「地域との関わり」について.....	10
3 「地域での活動」について.....	18
4 「福祉の考え方」について.....	29
5 「地域の変化」について.....	37
6 「地域における支え合い」について.....	41
7 「福祉に関する情報・相談など」について.....	47
8 「防災」について.....	62
9 「福祉教育・学習」について.....	65
10 「福祉全般」について.....	69
III. 団体アンケート調査結果	85
1 団体が行っている福祉に関する活動について.....	85
2 地域包括ケアシステム等について.....	90
3 団体が活動する地域について.....	92
4 四街道市の現状について.....	100
5 今後の活動について.....	102
IV. 団体意見交換会・まとめ	107
1 第1回意見交換会の主な意見.....	107
2 第2回意見交換会の主な意見.....	113
(資料①) 市民アンケート調査票.....	117
(資料②) 団体アンケート調査票.....	135

I. 基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、第3次四街道市地域福祉計画策定にあたり、市民や団体の方の状況やご意見などを広くお聞きし、計画策定のための基礎資料とするために実施しました。

2 調査概要

①市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">●調査地域:四街道市全域●調査対象者:18歳以上の市内在住者 (2,000名を無作為抽出)●調査期間:令和2年6月8日～6月23日●調査方法:郵送による発送・回収●回収件数:1,202件(回収率60.1%)
②団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none">●調査対象者: 四街道市の地域福祉の中核を担う団体 (30団体)●調査期間:令和2年6月8日～6月23日●調査方法:郵送による発送・回収●回収件数:27件(回収率90.0%)
③団体意見交換会	<ul style="list-style-type: none">●対象者: 四街道市の地域福祉の中核を担う団体 (21団体)●開催場所:保健センター3階大会議室●開催日時・参加人数: 令和2年7月9日 13:30～15:00/15名 令和2年7月13日 10:00～11:30/13名●議題:<ul style="list-style-type: none">①日常の活動(地域内、団体内)を通じて、課題や問題となっていることについて②①を解決するために障害となっていること、具体的な解決策について③その他の地域福祉の推進に関する意見・要望について

3 団体アンケートにおける調査対象一覧

No.	団体名
1	千代田中学校地区社会福祉協議会
2	四街道北中学校地区社会福祉協議会
3	四街道西中学校A地区社会福祉協議会
4	四街道西中学校B地区社会福祉協議会
5	四街道中学校地区社会福祉協議会
6	旭中学校地区社会福祉協議会
7	福祉協力員
8	四街道市ボランティア連絡協議会
9	特別養護老人ホームあすみの丘
10	四街道市身体障害者福祉会
11	四街道市婦人会
12	四街道市PTA連絡協議会
13	四街道市社会福祉協議会
14	四街道市更生保護女性会
15	四街道市保護司会
16	四街道市シニアクラブ連合会
17	四街道市赤十字奉仕団
18	四街道市保健推進員
19	千代田中学校地区民生委員・児童委員協議会
20	北中学校地区民生委員・児童委員協議会
21	西中学校A地区民生委員・児童委員協議会
22	西中学校B地区民生委員・児童委員協議会
23	四街道中学校地区民生委員・児童委員協議会
24	旭中学校地区民生委員・児童委員協議会
25	NPO 法人 四街道こどもネットワーク
26	NPO 法人四街道プレーパークどんぐりの森
27	わろうべの里づくりの会 (わろうべ会)
28	蔵の図書館
29	認定 NPO 法人 たすけあいの会ふきのとう
30	四街道市障害者親の会連絡会のぞみの会

4 報告書の見方

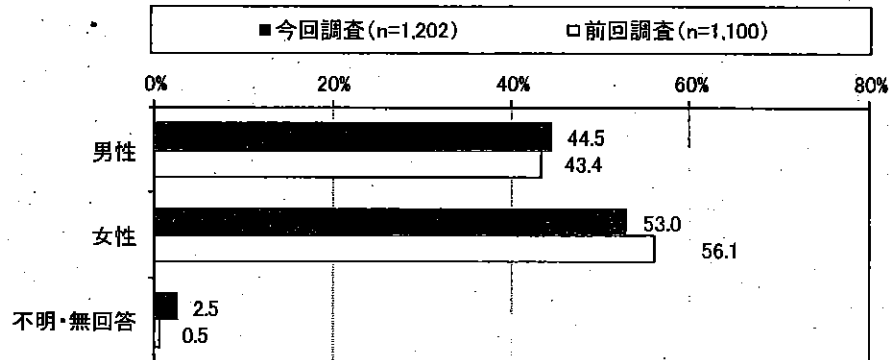
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- グラフおよび表のn数は、各設問に対する有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 設問によって、一部「n」の数（サンプル数）が少ない場合があることから、その場合は参考値とします。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

Ⅱ. 市民アンケート調査結果

1 回答者自身について

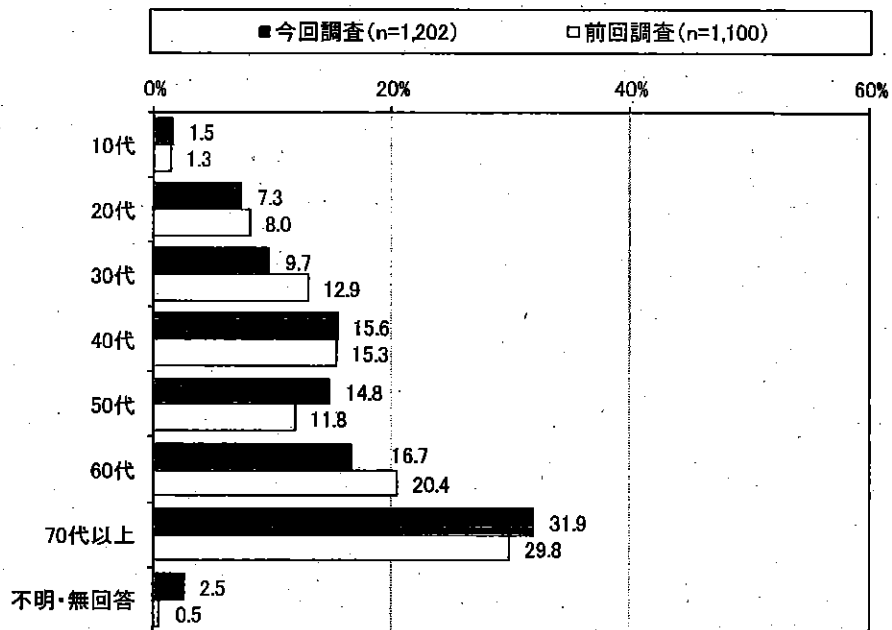
問 1 あなたの性別はどちらですか。(単数回答)

「男性」が44.5%、「女性」が53.0%となっています。
 前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



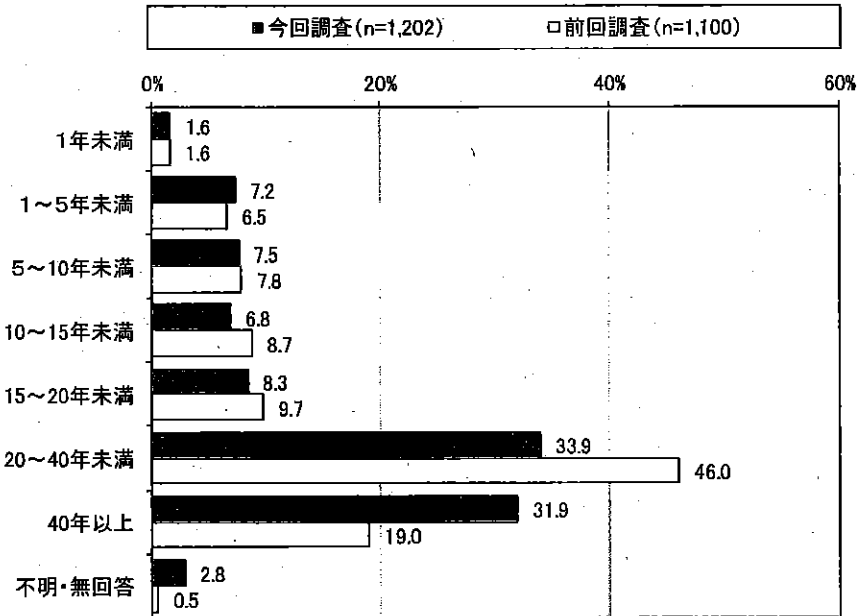
問 2 あなたの年代はどれですか。(単数回答)

「70代以上」が31.9%と最も多く、次いで「60代」が16.7%、「40代」が15.6%となっています。
 前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



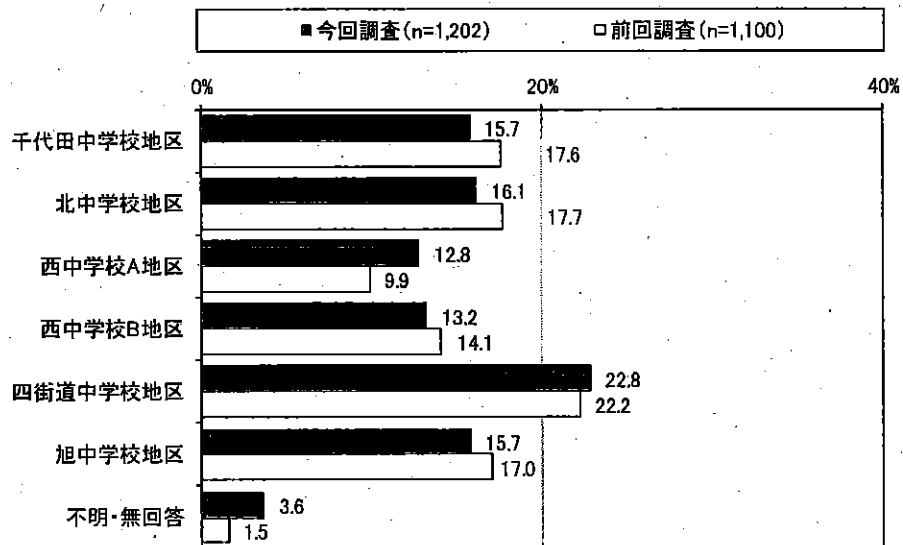
問 3 あなたは四街道市内に何年住んでいますか。(単数回答)

「20～40年未満」が33.9%と最も多く、次いで「40年以上」が31.9%となっています。
 前回調査と比較すると、「40年以上」が12.9ポイント前回より多く、「20～40年未満」が12.1ポイント前回より少なくなっています。



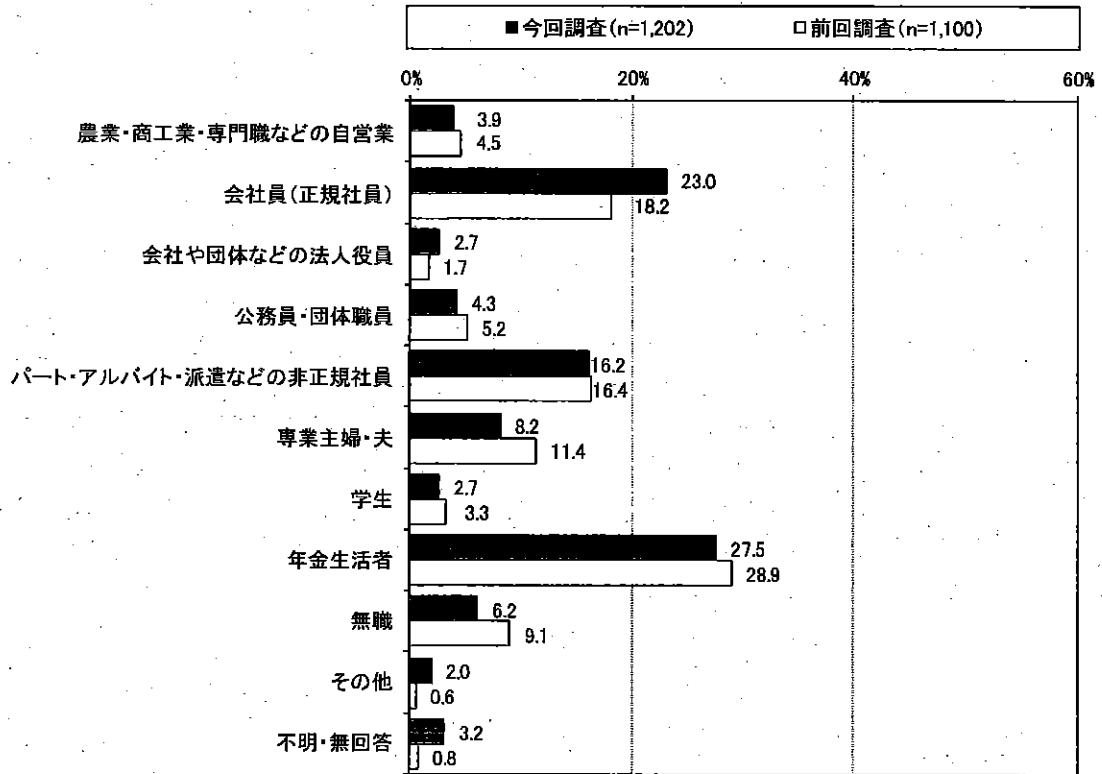
問 4 お住まいの地区はどこですか。(単数回答)

「四街道中学校地区」が22.8%と最も多く、次いで「北中学校地区」が16.1%などとなっています。
 前回調査と比較すると、ほぼ同じ傾向となっています。



問 5 あなたの主な職業は何ですか。(単数回答)

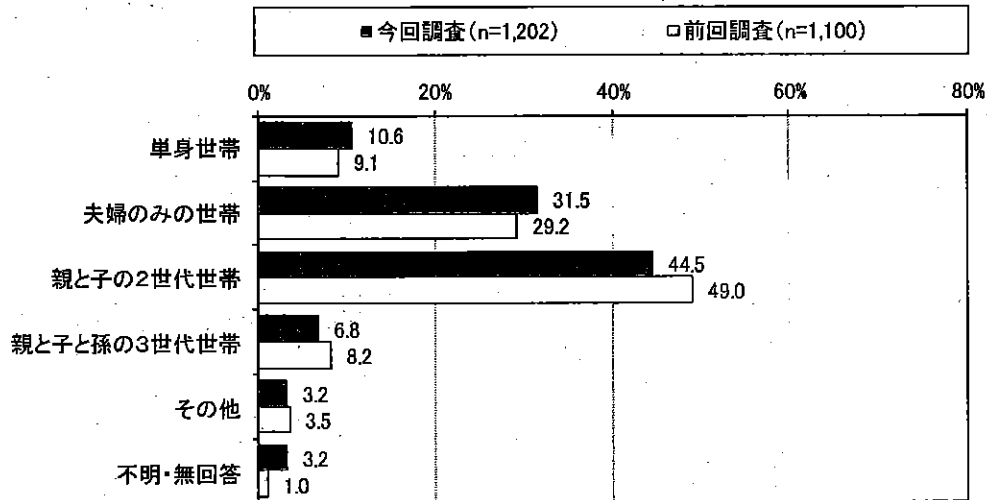
「年金生活者」が27.5%と最も多く、次いで「会社員（正規社員）」が23.0%となっています。前回調査と比較すると、「会社員（正規社員）」が4.8ポイント前回より多くなっています。



問 6 あなたの家族（世帯）構成はどのようになっていますか。（単数回答）

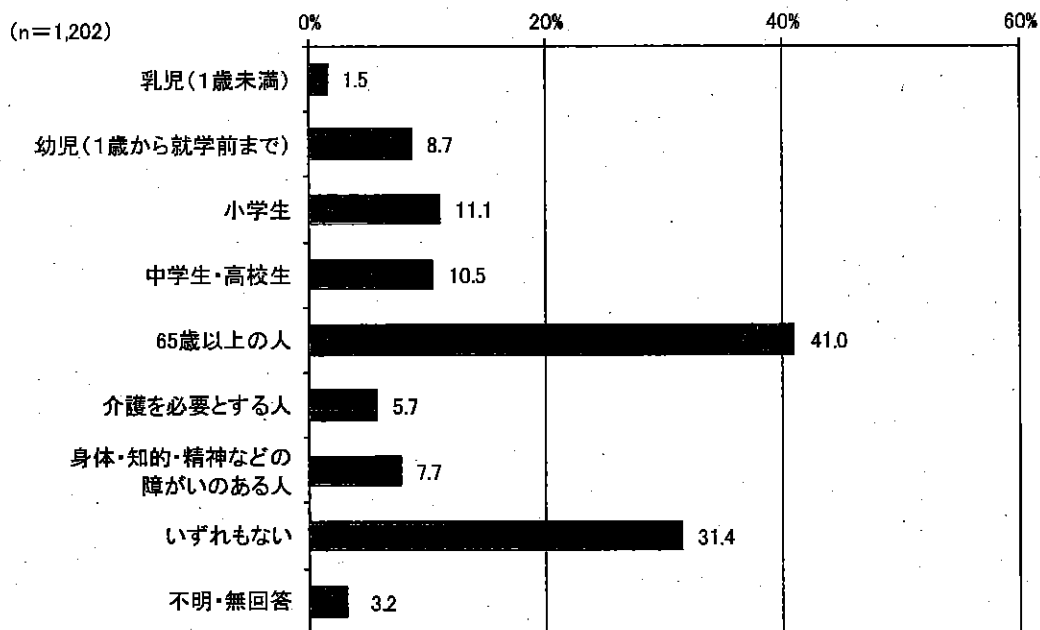
「親と子の2世代世帯」が44.5%と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が31.5%となっています。

前回調査と比較すると、「親と子の2世代世帯」が4.5ポイント前回より少なくなっています。



問 7 あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、次のような方はいますか。（複数回答）

「65歳以上の人」が41.0%と最も多く、次いで「いずれもない」が31.4%となっています。

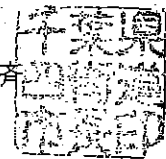


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年2月8日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

① 計画等の案の名称

第3次四街道市地域福祉計画(案)

② 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部社会福祉課（市役所新分館2階）または情報公開室（市役所2階）の各窓口で閲覧ができるとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での閲覧は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（祝日を除く）とする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）は、「計画等の案の名称」及び「計画等の案に対する意見及びその理由」並びに(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープ等により意見を提出することができる。

全国瞬時警報システム (J-ALERT) の 全国一斉情報伝達訓練を実施します

全国瞬時警報システムの動作確認のため、市内の防災行政無線子局 (スピーカー) から、試験放送が流れます。

とき 2月17日(水)11時

※気象状況などによって、試験が中止になる場合があります
※当日10時頃に「試験放送が流れます」という広報放送をします

☎ 危機管理室 ☎421-6102

意見募集

対象	募集期間	担当課
第3次四街道市地域福祉計画 (案)	2月8日(月)～3月10日(水)	社会福祉課 ☎421-6121 FAX424-2011 ✉yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画第8期計画 (案)	2月8日(月)～3月10日(水)	高齢者支援課 ☎388-8300 FAX424-2011 ✉ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp
第6期四街道市障害福祉計画・ 第2期四街道市障害児福祉計画 (案)	2月8日(月)～3月10日(水)	障害者支援課 ☎421-6122 FAX424-2011 ✉yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者…①市内在住・在勤・在学の人
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
③対象の行政活動に利害関係を有する人
資料の閲覧方法…担当課窓口 (平日のみ)、市ホームページ
で閲覧できます

意見提出方法…募集期間内に、意見書 (様式は任意) に必要
事項 (住所・氏名・連絡先) を記入の上、担当課まで郵送、
持参、FAXまたはメールで提出
※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

委員募集

審議会名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市男女共同参画審議会	男女共同参画推進計画に関する 調査・審議	3人	5月 (予定) ～5年4月 (2年間)	3月1日(月) まで	政策推進課 ☎421-6161
市地域公共交通会議	地域の実情に即した 交通施策に関する協議	3人	7月 (予定) ～5年6月 (2年間)	3月1日(月) まで	政策推進課 ☎421-6161

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人
報酬など…委員報酬と交通費を支給します
応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出
※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度とし
ています。また、同一の審議会等の委員となることができ
るのは6年までです

※詳細は、各募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓
口 (平日のみ) などで配布するほか、市ホームページから
もダウンロードできます
※ご不明な点は市ホームページもしくは各担当課にお問い合わせ
ください

生涯スポーツのコーディネーター 市スポーツ推進委員を募集します

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむこ
とができる生涯スポーツ社会の実現」を目指して活動する、市スポ
ーツ推進委員を募集します。

応募資格…市内在住または在勤のスポーツ指導・
助言ができる20～70歳 (4月1日時点)

任期…4月1日～4年3月31日

募集人数…定数に不足する人数 (7人)

報酬…年額45,000円

応募方法…応募用紙を2月19日(金)(必着)までにス
ポーツ青少年課へ郵送または持参 (応募用紙、募
集要項は同課窓口、市ホームページにて入手可)

☎ スポーツ青少年課 ☎424-8926



給食調理員を募集します

業務内容…保育所給食の調理

時給…963円～994円 (職務

経験に応じて異なります)

勤務日…平日 週3～4日

(週19時間以内のシフト制)

勤務場所…中央保育所

資格…調理師の資格不要

※制服、靴 貸与あり

募集期間…2月1日(月)～10日(水)

※詳細はお問い合わせください

☎ 中央保育所 ☎423-0061



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 第3次四街道市地域福祉計画(案)への意見募集

(意見提出手続) 第3次四街道市地域福祉計画(案)への意見募集

更新：2021年2月8日

第3次四街道市地域福祉計画(案)に係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

市では、これまで、高齢者、障害のある人、児童、健康増進など、福祉に関する共通の理念・方向性を定め、関連する諸計画と整合性や連携を図りながら、地域福祉を推進してきました。しかしながら、計画策定から5年が経過し、本市においては急速な高齢化の進展、少子化の進行、一人暮らし高齢者の増加などにより、地域コミュニティに対する課題は複雑化・多様化しているところです。また、この間に国では、社会福祉法等における様々な法改正を行っております。

このような状況を踏まえ、本市は令和2年度まで推進する「第2次四街道市地域福祉計画」の施策を継承、発展させながら、更なる地域福祉の推進を図るため「第3次四街道市地域福祉計画」を策定することとしました。

このたび、その計画(案)がまとまりましたので、市民の皆さんに公表し、計画(案)に対する意見を募集します。

計画等の案

第3次四街道市地域福祉計画(案)

資料の閲覧方法

1.窓口閲覧

閲覧場所・社会福祉課(市役所新分館2階エレベーター左手)または情報公開室(市役所本館2階)
閲覧日時・令和3年2月8日(月曜)～3月10日(水曜)、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分(祝日を除く)

2.市ホームページ(下記よりダウンロードできます)

☑ [第3次四街道市地域福祉計画\(案\)](#) (PDF:1.934KB)

意見提出期間

令和3年2月8日(月曜)から3月10日(水曜)17時15分まで
※持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分(祝日を除く)

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人(脚注1)
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

※脚注1:国籍、年齢等は問いません。

※脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

任意の様式に案件名、氏名、住所、連絡先、意見をご記入のうえ、以下の方法で意見を提出してください。

なお、次の意見書(参考様式)を参考としてください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

☑ [意見書\(参考様式\)](#) (PDF:146KB)

今年度終了した市民参加手続

▶ [\(意見提出手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画\(案\)にかかる意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第3次四街道市地域福祉計画\(案\)への意見募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します!\(中止となりました\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

このページを見た人は
こんなページも見ています

▶ [四街道の「食」の案内書「四街道ぐるめまっぷ」を配布します](#)

▶ [おやこのわ体験会を行います～親子で身近な自然を感じてみませんか～](#)

▶ [障害者の法定雇用率の引き](#)

(1) 持参

四街道市役所新分館2階
社会福祉課

(2) 郵送


〒284-8555
四街道市鹿渡無番地
四街道市役所社会福祉課あて
3月10日（水曜）必着

(3) FAX

043-424-2011

(4) 電子申請


ページ下部「お問い合わせ」のメールフォームをご利用いただくが、社会福祉課アドレスに送信してください。（メールアドレスは記載例に記載しています。）

 [メール記載例 \(PDF: 104KB\)](#)

上げについて

▶ [（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [（審議会等手続）第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

 情報が
見つからないときは

提出された意見の取り扱い

提出いただいた意見は、内容ごとに整理した後、意見の概要とその意見に対する考え方を市ホームページで3月下旬（予定）に公表します。

注意事項

- ・ 提出されたご意見は、氏名や連絡先などを除き、公表します。
- ・ 意見提出者への直接の回答は行いません。
- ・ 賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等については、市の考え方を示さないことがあります。

担当課 社会福祉課 地域福祉係 043-421-6121

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部社会福祉課

電話：043-421-6123（管理係） 043-421-6121（地域福祉係） 043-421-6248（生活保護係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

パブリックコメント用
閲覧期間令和3年2月8日～3月10日

第3次四街道市地域福祉計画 (案)

令和3年3月
四街道市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	6
第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く状況.....	7
1. 統計データからみる四街道市の状況.....	7
2. アンケート調査等からみる地域福祉の状況.....	12
3. 第2次地域福祉計画の事業評価.....	23
4. 計画策定にあたっての課題.....	26
第3章 目指すべき地域福祉の姿.....	29
1. 基本理念.....	29
2. 基本方針.....	30
3. 基本目標.....	34
4. 施策の体系.....	35
5. 第3次計画における主なポイントと重点的な取り組み.....	36
第4章 施策の展開.....	37
基本目標1 市民同士の交流・つながりづくりと社会参加の機会づくり.....	37
基本目標2 必要な相談・情報・支援が得られる仕組みづくり.....	45
基本目標3 市民に対する意識啓発と市民による活動の推進.....	53
基本目標4 安全・安心で快適な生活環境づくり.....	59
第5章 計画の推進体制.....	67
1. 計画の推進体制.....	67
2. 計画の進行管理.....	67

「※」印のついている用語は巻末に解説があります。また用語が複数回使われている場合は最初の用語のみ「※」印を付しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、地域や家庭、職場等で支え合いの基盤が弱まってきています。また、これまでの対象に応じた福祉サービスや制度だけでは対応できない、社会的孤立や老老介護、引きこもり、虐待、生活困窮等の様々な生活課題が顕在化している状況がみられています。

こうした状況の中、国では、平成 12 年の社会福祉法*改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時に支援が必要な人や社会的に孤立して支援が必要な人等、地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者*への支援等を地域福祉計画に盛り込むよう示されてきました。

また、平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者、障害者、子どもといった分野別の社会福祉サービスから、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

その後、平成 29 年には、制度や分野ごとに捉えられてきた課題等に対し、支援する側、される側という関係を超えて、市民一人ひとりが「我が事」として捉え参画すること、さらに世代や分野に関わらず「丸ごと」つながることで、全ての人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられるとともに、平成 30 年には、市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりをはじめ、地域福祉計画策定の努力義務化や福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけが盛り込まれた「改正社会福祉法」が施行されました。

このような状況を踏まえ、本市においても、平成 23 年 3 月に「四街道市地域福祉計画」を策定して以降、市民と行政、関係団体等が連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきましたが、「第 2 次四街道市地域福祉計画」の期間満了に伴い、これまでの取り組みにおける成果と課題を踏まえ、新たな社会環境に対応すべく、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年を計画期間とした「第 3 次四街道市地域福祉計画」を新しく策定します。

(2) 国における近年の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 成年後見制度*の利用の促進に関する法律の施行 再犯の防止等の推進に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告の公表
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法の一部改正により、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進） 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画の策定ガイドライン公表ほか） 	<ul style="list-style-type: none"> 「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定 地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会の最終とりまとめの公表 「再犯防止計画」を閣議決定
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> 改正社会福祉法の施行（市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりほか） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く。）の施行 	
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（市町村の包括的な支援体制の構築の支援ほか） 	

■地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、これまでの固定した「支え手側・受け手側」という役割分担を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現は、今後の福祉改革における基本となるコンセプトであり「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年閣議決定)や『『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)』(平成 29 年厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づき、福祉施策の実施・検討が行われています。

近年、社会的に孤立した人やダブルケア^{*}、引きこもり、障害のある生活困窮者等「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間(これまでの制度で対象とならなかった課題)」をはじめ、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが今後求められています。

(3) 県の主な動き

千葉県においては、平成 27 年に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定するとともに、平成 31 年 3 月には、第三次計画の中間見直しが行われ、生活困窮者の支援等、共通して取り組むべき事項等を掲げ、「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

また、市町村の役割として、次の 3 項目が挙げられています。

【県の計画で示された市町村の役割】

- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備

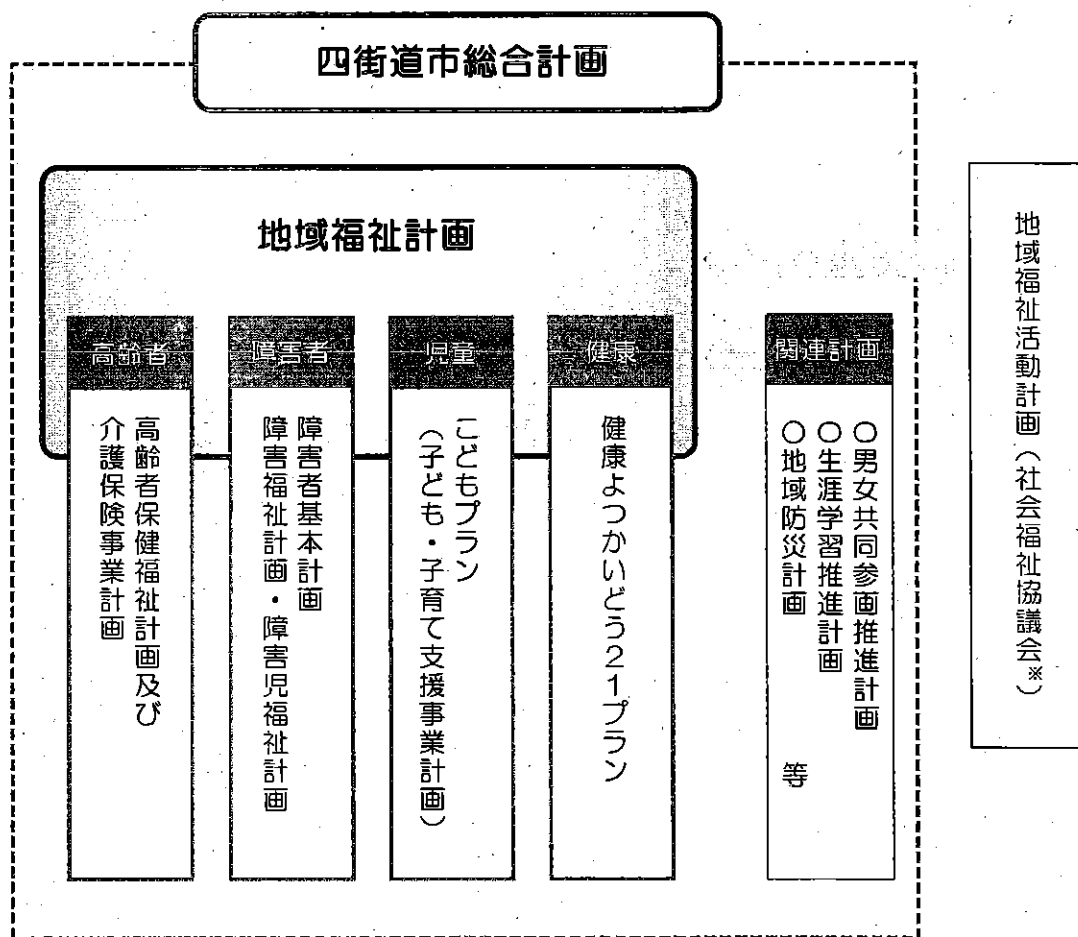
2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

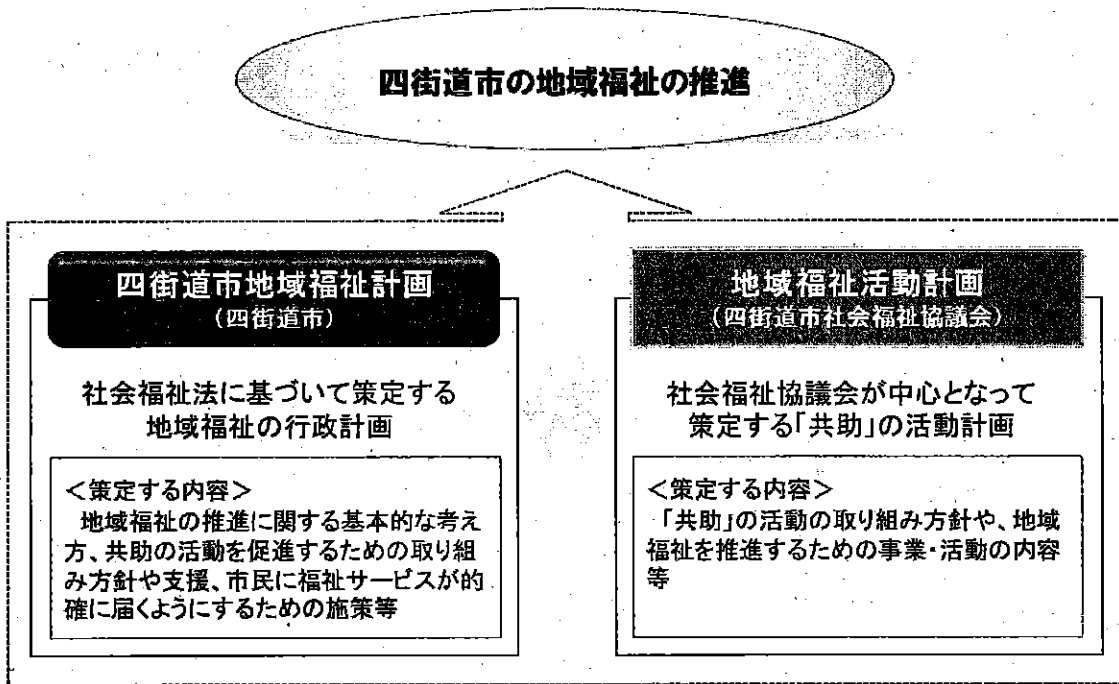
また、地域福祉計画は、平成 30 年に施行された社会福祉法の改正により、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

これにより、本計画は、福祉関連計画の上位計画として、本市の最上位計画である「四街道市総合計画」や福祉に関連する高齢者、障害者、児童、健康増進等の各個別計画との整合性や連携を図った計画とします。

さらに、市民主体の具体的な取り組みを定めた、「地域福祉活動計画」と相互に連携し、地域福祉の充実を図ることを目的とします。



【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



【社会福祉法（抜粋）】

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

なお、国や千葉県、本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画 基本構想	(平成26年度～令和5年度)				
基本計画	後期(令和元年度～令和5年度)				
地域福祉計画	第3次(令和3年度～令和7年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第6次(令和4年度～令和7年度)				
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第8期(令和3年度～令和5年度)		第9期(令和6年度～令和8年度)		
障害者基本計画	第4次(平成28年度～令和7年度)				
障害福祉計画	第6期(令和3年度～令和5年度)		第7期(令和6年度～令和8年度)		
障害児福祉計画	第2期(令和3年度～令和5年度)		第3期(令和6年度～令和8年度)		
こどもプラン (子ども・子育て支援事業計画)	第2期(令和2年度～令和6年度)			第3期 (令和7年度～令和11年度)	
健康よっかいどう21プラン	第2次(平成30年度～令和9年度)				

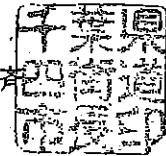
※地域福祉活動計画は、第6次計画を令和3年度に策定する予定です。

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年3月12日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第3次四街道市地域福祉計画

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見なし

3 その他

上記の別紙は、福祉サービス部社会福祉課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部社会福祉課 (TEL 043-421-6121)



くらし	子育て	健康・福祉	市政情報	四街道の魅力
-----	-----	-------	------	--------

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)
(意見提出手続) 第3次四街道市地域福祉計画 (案) への意見募集 (結果公表)

(意見提出手続) 第3次四街道市地域福祉計画 (案) への意見募集 (結果公表)

更新：2021年9月12日

意見提出手続 (パブリックコメント) の結果公表

第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数0人
意見提出件数0件

第3次四街道市地域福祉計画 (案) に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

市では、これまで、高齢者、障害のある人、児童、健康増進など、福祉に関する共通の理念・方向性を定め、関連する諸計画と整合性や連携を図りながら、地域福祉を推進してきました。しかしながら、計画策定から5年が経過し、本市においては急速な高齢化の進展、少子化の進行、一人暮らし高齢者の増加などにより、地域コミュニティに対する課題は複雑化・多様化しているところです。また、この間に国では、社会福祉法等における様々な法改正を行っております。

このような状況を踏まえ、本市は令和2年度まで推進する「第2次四街道市地域福祉計画」の施策を継承、発展させながら、更なる地域福祉の推進を図るため「第3次四街道市地域福祉計画」を策定することとしました。

このたび、その計画 (案) がまとまりましたので、市民の皆さんに公表し、計画 (案) に対する意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

計画等の案

第3次四街道市地域福祉計画 (案)

資料の閲覧方法

1. 窓口閲覧

閲覧場所・社会福祉課 (市役所新分館2階エレベーター左手) または情報公開室 (市役所本館2階)
閲覧日時・令和3年2月8日 (月曜) ~ 3月10日 (水曜)、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分 (祝日を除く)

2. 市ホームページ (下記よりダウンロードできます)

第3次四街道市地域福祉計画 (案) (PDF: 1.934KB)

意見提出期間

令和3年2月8日 (月曜) から3月10日 (水曜) 17時15分まで
※持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分 (祝日を除く)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人 (脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

今年度終了した市民参加手続

(意見提出手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画 (案) にかかる意見の募集 (結果公表)

(審議会等手続) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(意見提出手続) 第3次四街道市地域福祉計画 (案) への意見募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 (結果公表)

(審議会等手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します! (中止となりました)

(意見提出手続) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 (結果公表)

このページを見た人はこんなページも見ています

四街道の「食」の案内書「四街道ぐるめまっぷ」を配布します

おやこのわ体験会を行います~親子で身近な自然を感じてみませんか~

障害者の法定雇用率の引き

※脚注1：国籍、年齢等は問いません。

※脚注2：市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

任意の様式に案件名、氏名、住所、連絡先、意見をご記入のうえ、以下の方法で意見を提出してください。

なお、次の意見書（参考様式）を参考としてください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

 [意見書（参考様式）（PDF：146KB）](#)

(1) 持参

四街道市役所新分館2階
社会福祉課

(2) 郵送


〒284-8555
四街道市鹿渡無番地
四街道市役所社会福祉課あて
3月10日（水曜）必着

(3) FAX

043-424-2011

(4) 電子申請

ページ下部「お問い合わせ」のメールフォームをご利用いただくか、社会福祉課アドレスに送信してください。（メールアドレスは記載例に記載しています。）

 [メール記載例（PDF：104KB）](#)

提出された意見の取り扱い

提出いただいた意見は、内容ごとに整理した後、意見の概要とその意見に対する考え方を市ホームページで3月下旬（予定）に公表します。

注意事項

- ・ 提出されたご意見は、氏名や連絡先などを除き、公表します。
- ・ 意見提出者への直接の回答は行いません。
- ・ 賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等については、市の考え方を示さないことがあります。

担当課 社会福祉課 地域福祉係 043-421-6121

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ


福祉サービス部社会福祉課

電話：043-421-6123（管理係） 043-421-6121（地域福祉係） 043-421-6248（生活保護係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)


開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

[上げについて](#)

[（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

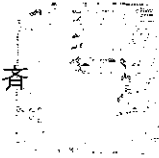
[（審議会等手続）第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

 [情報が
見つからないときは](#)

社 第 1 2 7 号
令和 2 年 5 月 7 日

四街道市保健福祉審議会
会長 矢口 廣見 様

四街道市長 佐 渡 斉



四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期計画)について(諮問)

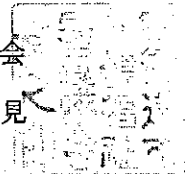
四街道市保健福祉審議会条例第2条の規定により、四街道市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画(第8期計画)について、貴審議会の意見を求めます。

令和 3年 2月 1日

四街道市長 佐 渡 斉 様

四街道市保健福祉審議会

会長 矢 口 廣 見



四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期計画）について（答申）

令和2年5月7日付け社第127号にて諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期計画）については、
別添の四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期計画）（案）の
とおりとされたい。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年2月4日

四街道市長 佐 渡 齊



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市保健福祉審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙計画案のとおりとする。（計画案は審議会における議論を整理、集約したものであり、委員意見が十分反映されているものであるため修正を行いませんでした。）

3 その他

上記計画案は、福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課（Tel. 043-388-8300）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

更新：2021年2月4日

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定について四街道市保健福祉審議会への諮問

令和2年5月7日四街道市保健福祉審議会に諮問しました。

📎 [諮問書 \(PDF: 343KB\)](#)

四街道市保健福祉審議会からの答申

令和3年2月1日開催の四街道市保健福祉審議会において次のとおり答申を受けました。

📎 [答申書 \(PDF: 373KB\)](#)

📎 [別添計画案 \(PDF: 4.803KB\)](#)

答申に対する市の考え方

別添計画案のとおりとする。(計画案は審議会における議論を整理、集約したものであり、委員意見が十分反映されているものであるため修正を行いませんでした。)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300 (賦課給付係) /043-421-6127 (介護認定係) /043-421-6128 (高齢者福祉係・包括ケア係)

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度終了した市民参加手続

[\(審議会等手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します! \(中止となりました\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ [令和2年度 報道機関への発表資料](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[平成30年度市民参加手続の実施状況一覧](#)

[令和元年度市民参加手続の実施状況一覧](#)

🔍 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ\(相談窓口\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート

(介護予防・日常生活圏域二一ズ調査)

ご協力をお願い

日ごろより、市政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

四街道市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、「第7期四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の改定のための作業を進めています。そのために、65歳以上の高齢者、要支援認定者等の皆様1,600名に現在の生活の状況や心身の状況についてお聞きし、今後の四街道市介護保険事業計画の改定に向けての基礎資料にしたいと考えております。(この調査は、国が定めた質問項目により全国で行われるものです。)

調査票の設問が多く、回答の際にはお手数をおかけしますが、なにとぞ趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年5月

四街道市長 佐渡 斉

記入についてのお願い

- 1 新型コロナウイルス感染拡大前の平常時のご様子についてお答えください。
- 2 お答えは、できるだけ宛名のご本人がご記入ください。もしご本人がご記入できない場合は、ご家族等がご本人からお話を聞いてご記入ください。
- 3 濃い鉛筆または黒のボールペンで記入してください。
- 4 お答えは、あてはまる項目の番号に○印をつけてください。
- 5 お答えにくい設問については無理にお答えいただかなくても結構です。

・記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

6月19日(金)までに ご返送ください。

- ・調査票、返信用封筒には住所、氏名を記入する必要はありません。
- ・調査についてのご質問などがありましたら、以下までお問い合わせください。

四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課 包括ケア係 電話：(421) 6128 (直通)

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください

問1 あなたについて

Q1. 調査票を記入されたのはどなたですか。

1. あて名のご本人が記入 2. ご家族が記入（あて名のご本人から見た続柄_____）
3. その他

Q2. ご本人の性別について、ご回答ください。

1. 男性 2. 女性

Q3. ご本人の年齢について、ご回答ください。

1. 65～69歳 2. 70～74歳 3. 75～79歳 4. 80～84歳
5. 85～89歳 6. 90歳以上

Q4. あなた（あて名のご本人）は、どの地区にお住まいですか。

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1. 亀崎・物井・長岡 | 2. 栗山・内黒田 | 3. 萱橋 |
| 4. 下志津新田 | 5. 四街道（2丁目以外） | 6. 四街道2丁目 |
| 7. 大日 | 8. 鹿放ヶ丘 | 9. 鹿渡（JR線の北側） |
| 10. 鹿渡（JR線の南側） | 11. 和良比 | 12. 山梨 |
| 13. 吉岡 | 14. 小名木 | 15. 成山・中台・中野 |
| 16. 南波佐間・上野・和田 | 17. みのり町 | 18. 千代田 |
| 19. 旭ヶ丘 | 20. みそら | 21. つくし座 |
| 22. さつきヶ丘 | 23. さちが丘 | 24. 美しが丘 |
| 25. めいわ | 26. 池花 | 27. 鷹の台 |
| 28. もねの里 | 29. 中央 | |

Q5. ご本人の要介護度について、ご回答ください。

1. 要支援1 2. 要支援2 3. 介護予防・日常生活支援総合事業対象者
4. 認定を受けていない 5. わからない

※新型コロナウイルス感染拡大前の平常時のご様子で記入ください。

問2 あなたの家族や生活状況について

Q1. 家族構成をお教えてください。

1. 1人暮らし
2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
4. 息子・娘との2世帯
5. その他

Q2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。

1. 介護・介助は必要ない ⇒ Q3へ
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない ⇒ Q2-1、2へ
3. 現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む) ⇒ Q2-1、2へ

Q2-1(「介護・介助は必要ない」以外の方のみ) 介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。(いくつでも)

1. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等)
2. 心臓病
3. がん(悪性新生物)
4. 呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)
5. 関節の病気(リウマチ等)
6. 認知症(アルツハイマー病等)
7. パーキンソン病
8. 糖尿病
9. 腎疾患(透析)
10. 視覚・聴覚障害
11. 骨折・転倒
12. 脊椎損傷
13. 高齢による衰弱
14. その他()
15. 不明

Q2-2(「介護・介助は必要ない」以外の方のみ) 主にどなたの介護、介助を受けていますか。(いくつでも)

1. 配偶者(夫・妻)
2. 息子
3. 娘
4. 子の配偶者
5. 孫
6. 兄弟・姉妹
7. 介護サービスのヘルパー
8. その他()

Q3 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。

1. 大変苦しい
2. やや苦しい
3. ふう
4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある

Q4 お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか。

1. 持家(一戸建て)
2. 持家(集合住宅)
3. 公営賃貸住宅
4. 民間賃貸住宅(一戸建て)
5. 民間賃貸住宅(集合住宅)
6. 借家
7. その他

※新型コロナウイルス感染拡大前の平常時のご様子で記入ください。

問9 認知症にかかる相談窓口の把握について

Q1. 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。

1. はい 2. いいえ

Q2. 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

1. はい 2. いいえ

たくさんの設問にお答えいただき、ありがとうございました。

まことに恐縮ですが、この調査票は、6月19日（金）までに 返信用封筒にて返送してくださいますようお願いいたします。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート

(介護実態調査)

ご協力をお願い

日ごろより、市政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

四街道市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、「第7期四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の改定のための作業を進めています。そのために、介護保険に関する意識や福祉サービスの利用状況などについてうかがい、施策の改善や充実を図るためのアンケート調査を行うこととしました。

この調査は、要支援・要介護認定を受けて市内にお住まいの1,400名の皆様を対象としています。国が定めた質問項目に基づき実施しており、全国で行われています。

調査票の設問が多く、回答の際にはお手数をおかけしますが、なにとぞ趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年5月

四街道市長 佐渡 育

記入についてのお願い

- 1 新型コロナウイルス感染拡大前の平常時のご様子についてお答えください。
- 2 問1～問13は、できるだけ宛名のご本人がご記入ください。もしご本人がご記入できない場合は、ご家族等がご本人からお話を聞いてご記入ください。
- 3 問14～問20-3は、介護をしているご家族の方がご記入ください。
- 4 濃い鉛筆または黒のボールペンで記入してください。
- 5 お答えは、あてはまる項目の番号に○印をつけてください。
- 6 お答えにくい設問については無理にお答えいただかなくても結構です。

- ・記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

6月19日(金)までに ご返送ください。

- ・調査票、返信用封筒には住所、氏名を記入する必要はありません。
- ・調査についてのご質問などがありましたら、以下までお問い合わせください。

四街道市福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係 電話(388)8300(直通)

- ◎ 問1～問13は、できるだけ宛名のご本人がご記入ください。もしご本人がご記入できない場合は、ご家族等がご本人からお話を聞いてご記入ください。
- ◎ 問14～問20-3は、介護をしているご家族の方がご記入ください。

調査対象者様ご本人について、お伺いします

問1 現在、この調査票にご回答を頂いているのは、どなたですか。(複数回答可)

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 調査対象者本人 | 3. 主な介護者以外の家族・親族 |
| 2. 主な介護者となっている家族・親族 | 4. その他 |

問2 世帯類型について、ご回答ください。(1つを選択)

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| 1. 単身世帯 | 2. 夫婦のみ世帯 | 3. その他 |
|---------|-----------|--------|

問3 ご本人の性別について、ご回答ください。(1つを選択)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問4 ご本人の年齢について、ご回答ください。(1つを選択)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 65歳未満 | 3. 70～74歳 | 5. 80～84歳 | 7. 90歳以上 |
| 2. 65～69歳 | 4. 75～79歳 | 6. 85～89歳 | |

問5 ご本人の要介護度について、ご回答ください。(1つを選択)

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 要支援1 | 3. 要介護1 | 5. 要介護3 | 7. 要介護5 |
| 2. 要支援2 | 4. 要介護2 | 6. 要介護4 | 8. わからない |

問6 ご本人がお住まいの地区について、ご回答ください。(1つを選択)

- | | | |
|----------------|----------------|-----------|
| 1. 亀崎・物井・長岡 | 11. 和良比 | 21. つくし座 |
| 2. 栗山・内黒田 | 12. 山梨 | 22. さつきヶ丘 |
| 3. 萱橋 | 13. 吉岡 | 23. さちが丘 |
| 4. 下志津新田 | 14. 小名木 | 24. 美しが丘 |
| 5. 四街道(2丁目以外) | 15. 成山・中台・中野 | 25. めいわ |
| 6. 四街道2丁目 | 16. 南波佐間・上野・和田 | 26. 池花 |
| 7. 大日 | 17. みのり町 | 27. 鷹の台 |
| 8. 鹿放ヶ丘 | 18. 千代田 | 28. もねの里 |
| 9. 鹿渡(JR線の北側) | 19. 旭ヶ丘 | 29. 中央 |
| 10. 鹿渡(JR線の南側) | 20. みそら | |

問7 現時点での、介護保険施設への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。
(1つを選択)

※「介護保険施設」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 入所・入居は検討していない | 3. すでに入所・入居申し込みをしている |
| 2. 入所・入居を検討している | |

問8 ご本人が現在抱えている傷病について、ご回答ください。(複数選択可)

- | |
|----------------------------|
| 1. 脳血管疾患(脳卒中) |
| 2. 心疾患(心臓病) |
| 3. 悪性新生物(がん) |
| 4. 呼吸器疾患 |
| 5. 腎疾患(透析) |
| 6. 筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等) |
| 7. 膠原病(関節リウマチ含む) |
| 8. 変形性関節疾患 |
| 9. 認知症 |
| 10. パーキンソン病 |
| 11. 難病(パーキンソン病を除く) |
| 12. 糖尿病 |
| 13. 眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの) |
| 14. その他 |
| 15. なし |
| 16. わからない |

(問20で「1. フルタイム～」または「2. パートタイム～」とお答えの方に)

問20-1 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等
をしていますか。(複数選択可)

1. 特に行っていない
2. 介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない

(同様に、問20で「1. フルタイム～」または「2. パートタイム～」とお答えの方に)

問20-2 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両
立に効果があると思いますか。(3つまで選択可)

1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない
2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実
3. 制度を利用しやすい職場づくり
4. 労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)
5. 働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど)
6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供
7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置
8. 介護をしている従業員への経済的な支援
9. その他
10. 特にない
11. 主な介護者に確認しないと、わからない

(同様に、問20で「1. フルタイム～」または「2. パートタイム～」とお答えの方に)

問20-3 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

(1つを選択)

1. 問題なく、続けていける
2. 問題はあるが、何とか続けていける
3. 続けていくのは、やや難しい
4. 続けていくのは、かなり難しい
5. 主な介護者に確認しないと、わからない

たくさんの設問にお答えいただき、ありがとうございました。

まことに恐縮ですが、この調査票は、6月19日(金)までに 返信用封筒にて返送していただきますようお願いいたします。

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [健康・福祉](#) [四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画](#)
[四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画](#)

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画

更新：2021年3月16日

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画を策定しました。


「ともに支えあい、生涯にわたって、いきいきと生活できる、まち・四街道」の実現に向けて、地域包括支援センターの機能強化や地域の支え合いの推進、在宅医療と介護の連携、認知症高齢者が地域で自分らしく暮らし続けるための施策の推進などに重点をおいて、積極的な事業展開を図ってまいります。

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第7期計画

計画期間

令和3年度から令和5年度

 [高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画 \(PDF: 5.024KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

情報が
見つからないときは

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300 (賦課給付係) /043-421-6127 (介護認定係) /043-421-6128 (高齢者福祉係・包括ケア係)

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

3. アンケート調査結果からみた現状

四街道市では、計画策定の参考とするため、要支援・要介護認定者や高齢者を対象に、健康状態や日常生活の状況、介護保険サービス等の利用状況や利用意向に関するアンケート調査を実施しました。

調査名	調査対象
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の方、要支援認定者等、1,600名
2. 介護実態調査	要支援・要介護認定者、1,400名

<回収状況>

調査名	発送数(件)	回収数(件)	回収率(%)
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,600	1,306	81.6
2. 介護実態調査	1,400	986	70.4
合計	3,000	2,292	76.4

- * 無回答が多い設問については、そのことを念頭に置いて、各選択肢の数字をみる必要があります。
- * 図表中の「n」は、各設問に該当する回答者の総数であり、回答率(%)の分母をあらわしています。

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

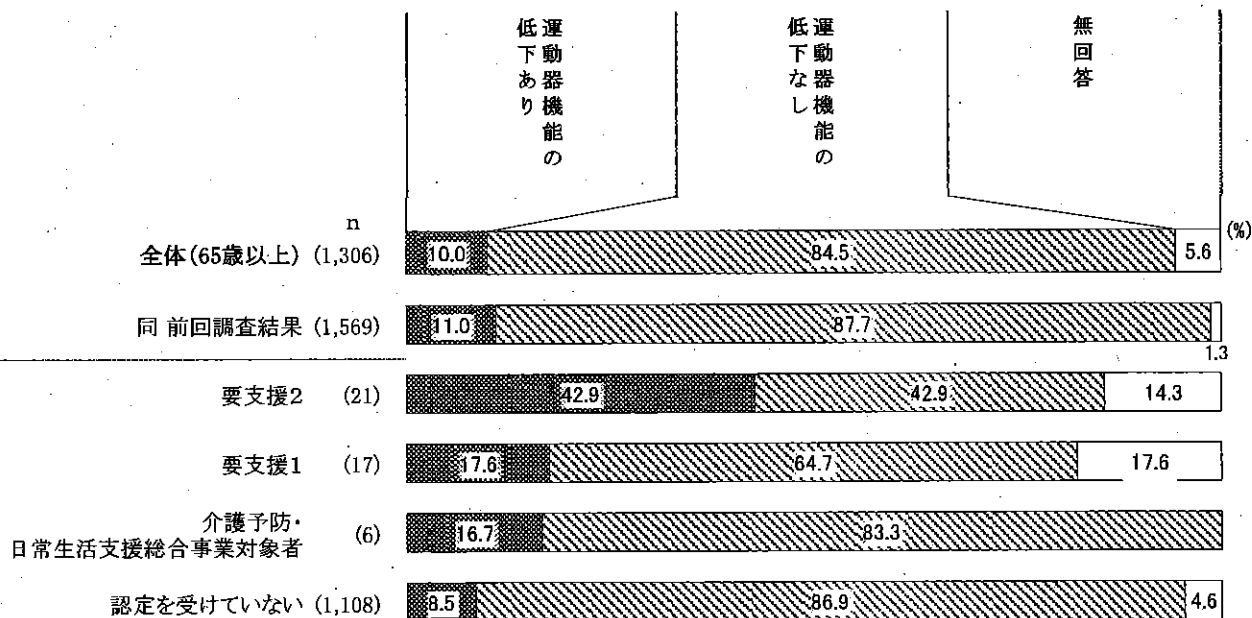
国の示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き」に基づき判定しています。

(1) 運動器機能の低下

設問	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
15分位続けて歩いていますか。	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
過去1年間に転んだことがありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
転倒に対する不安は大きいですか。	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

運動器機能については、5つの設問で3問以上機能低下に該当する選択肢（上記の網掛け部分の選択肢）に回答している場合、運動器機能が低下している高齢者と判定。

「運動器機能の低下あり」は、全体（65歳以上）で10.0%ですが、要支援2では42.9%、要支援1では17.6%となっています。

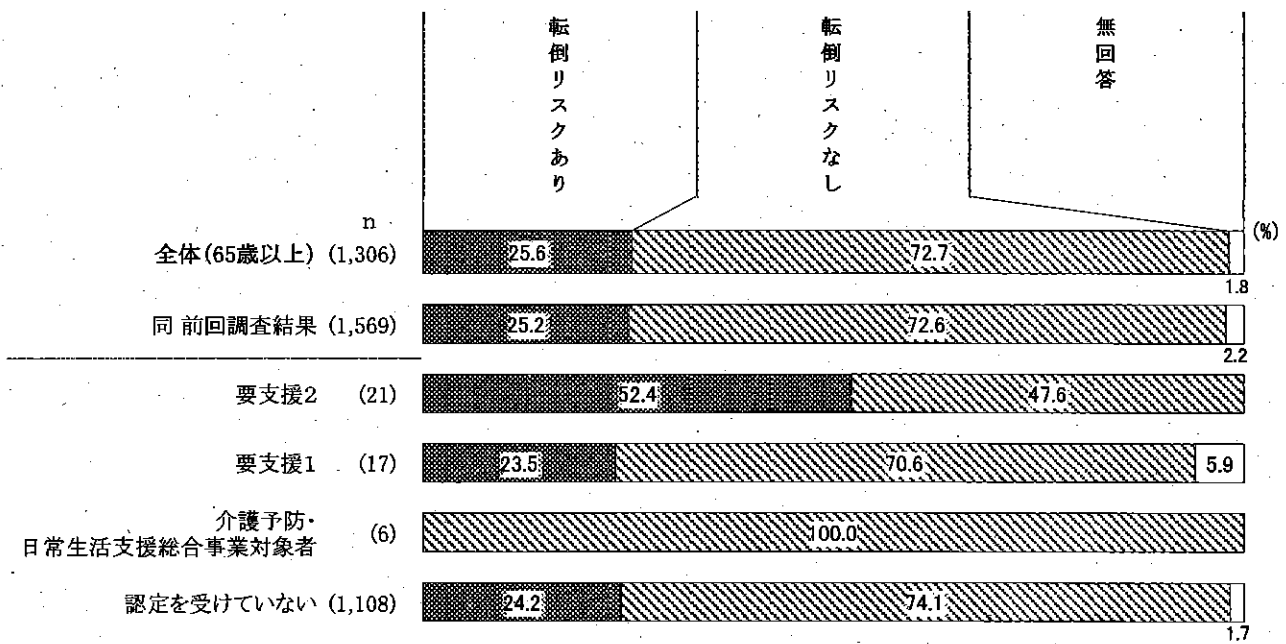


(2) 転倒リスク

設問	選択肢
過去1年間に転んだことがありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
転倒に対する不安は大きいですか。	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

転倒については、過去1年間の転倒経験で、「何度もある」「1度ある」(上記の網掛け部分の選択肢)と回答している場合、転倒リスクのある高齢者と判定。

「転倒リスクあり」は、全体(65歳以上)では25.6%となっています。要支援2では52.4%と、全体(65歳以上)の2倍以上のリスク判定となっています。



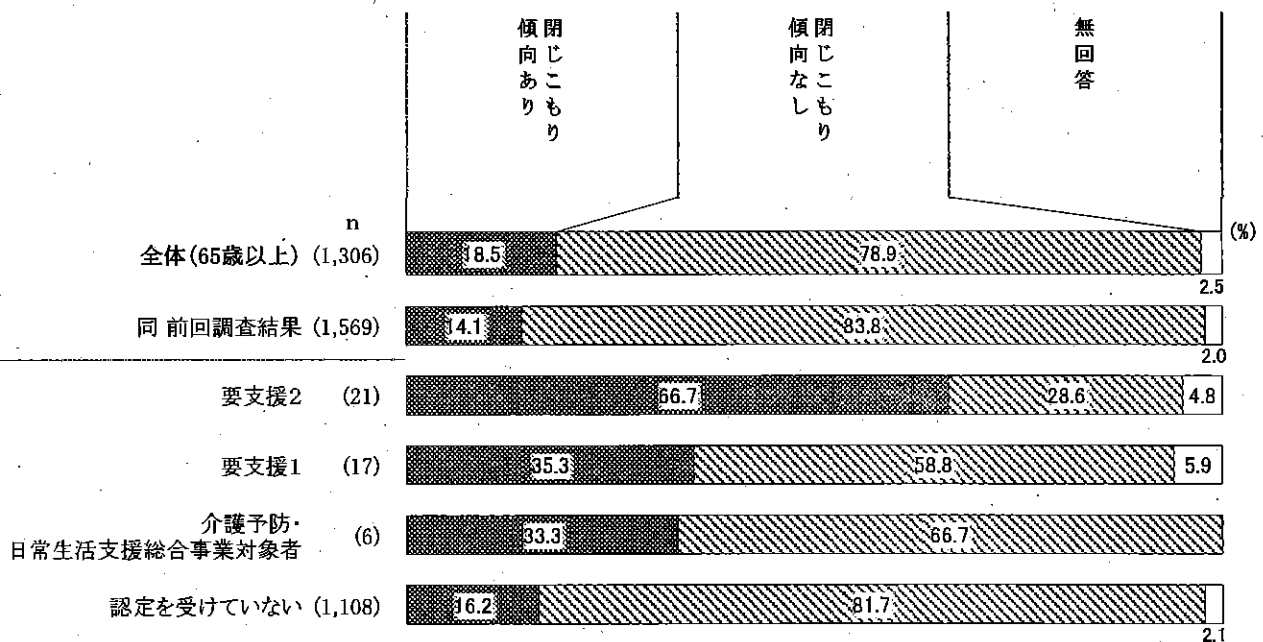
(3) 閉じこもり傾向

設問	選択肢
週に1回以上は外出していますか。	1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2～4回 4. 週5回以上
昨年と比べて外出の回数が減っていますか。	1. とても減っている 2. 減っている 3. あまり減っていない 4. 減っていない

閉じこもりについては、外出について「ほとんど外出しない」「週1回」(上記の網掛け部分の選択肢)と回答している場合、閉じこもり傾向のある高齢者と判定。

「閉じこもり傾向あり」は、全体(65歳以上)では18.5%となっています。前回調査結果と比較すると、4.4ポイント増加しています。要支援2では66.7%、要支援1では35.3%となっており、リスク判定が高くなっているのがわかります。

また、年齢が上がるにつれ、「閉じこもり傾向あり」が増加しています。



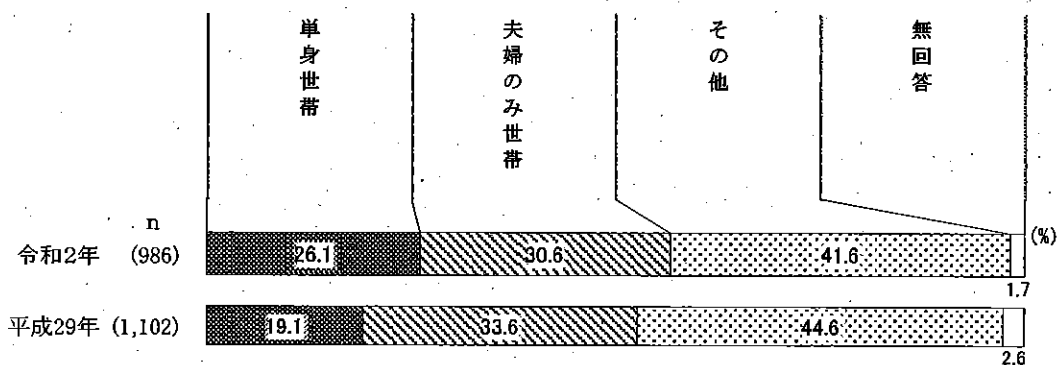
2. 介護実態調査

■対象者の属性

(1) 世帯類型

① 世帯類型について、ご回答ください。(1つを選択)

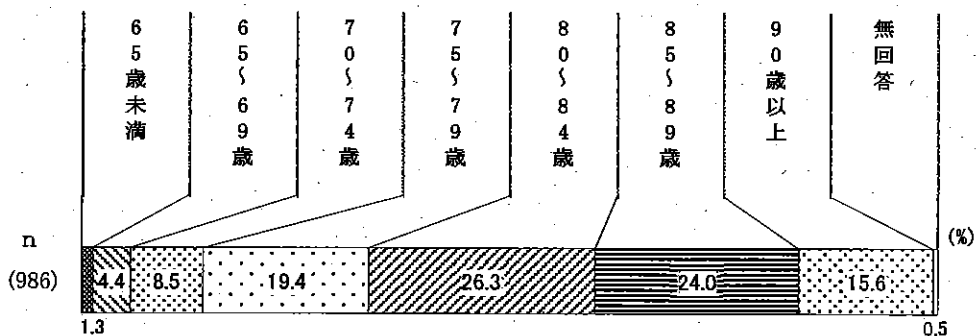
世帯類型としては、「夫婦のみ世帯」が30.6%、「単身世帯」が26.1%となっています。前回調査(平成29年)結果と比較すると、「単身世帯」は19.1%から26.1%と7.0ポイント増となっています。



(2) 年齢

② ご本人の年齢について、ご回答ください。(1つを選択)

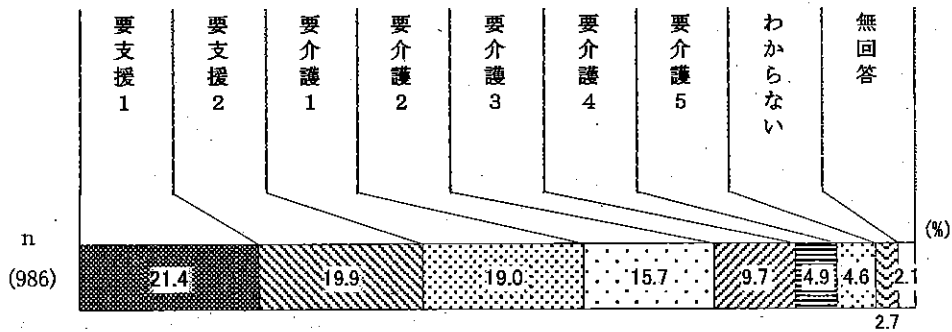
年齢構成をみると、「80～84歳」が26.3%、「85～89歳」が24.0%と高くなっています。



(3) 要介護度

③ ご本人の要介護度について、ご回答ください。(1つを選択)

要介護度をみると、「要支援1」が21.4%となり、「要支援2」19.9%、「要介護1」19.0%となっています。



■介護保険施設、介護保険サービス

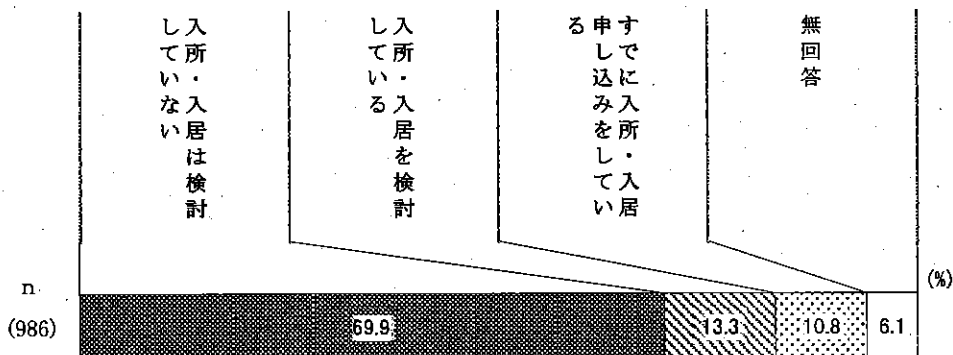
(1) 介護保険施設入所・入居への検討状況

④ 現時点での、介護保険施設への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。

(1つを選択)

※「介護保険施設」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

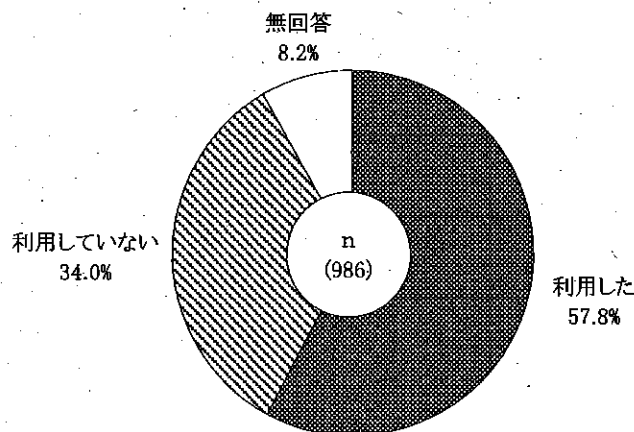
介護保険施設入所・入居への検討状況をみると、「入所・入居は検討していない」が69.9%と高く、「入所・入居を検討している」は13.3%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は10.8%となっています。



(2) 介護保険サービスの利用

⑤ 令和2年の1月から4月の間に、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用しましたか。(1つを選択)

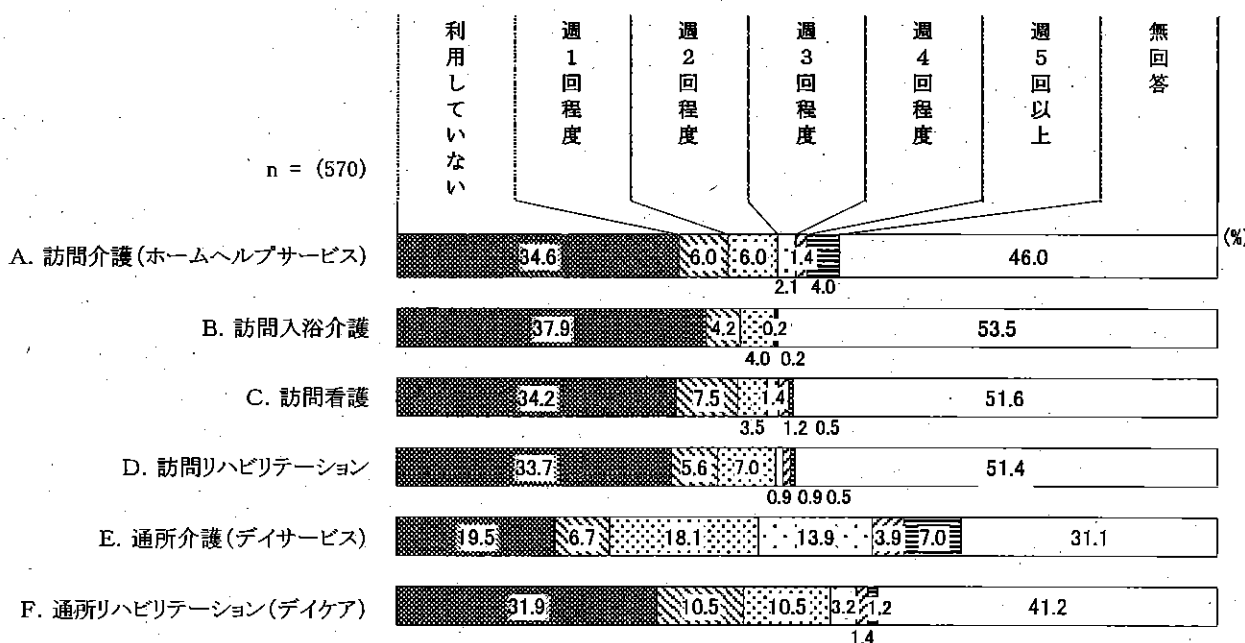
令和2年の1月から4月までに介護保険サービスを「利用した」は57.8%、「利用していない」は34.0%となっています。



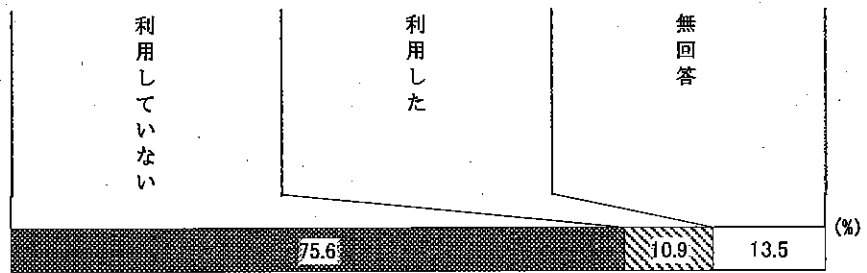
(3) 利用状況

以下の介護保険サービスについて、平均的な1か月間の利用状況をご回答ください。対象の介護保険サービスをご利用になっていない場合は、「利用していない(0回、1. 利用していない)」を選択してください。(それぞれ1つに〇) (⑤で「1. 利用した」とお答えの方)

令和2年の1月から4月までに介護保険サービスを利用した人の状況を見ると、〈通所介護〉の利用が目立ち、「週2回程度」18.1%、「週3回程度」13.9%となっています。また、〈通所リハビリテーション〉の「週1回程度」「週2回程度」がともに10.5%と、ここまですべて1割以上となっています。



n = (570)



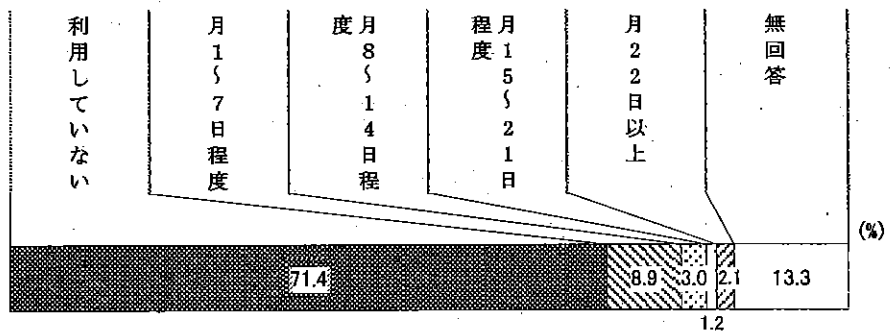
G. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

H. 小規模多機能型居宅介護



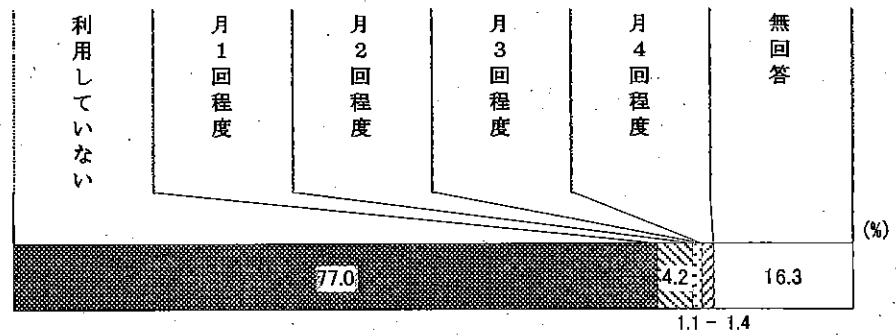
〈 I. ショートステイ 〉

n
(570)



〈 J. 居宅療養管理指導 〉

n
(570)

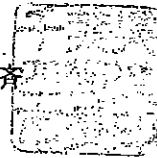


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年2月8日

四街道市長 佐渡 齊



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画（案）

※但し、介護保険料の設定に関する部分を除く。（条例第6条第2項第5号に該当）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部高齢者支援課の窓口（市役所本館1階）及び情報公開室（市役所本館2階）で閲覧できるほか、四街道市ホームページ<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>に掲載する。なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
福祉サービス部高齢者支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011
福祉サービス部高齢者支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp
福祉サービス部高齢者支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和3年2月8日（月）から3月10日（水）まで

※ 郵送の場合は、3月10日（水）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和3年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (TEL 043-388-8300)

全国瞬時警報システム (J-ALERT) の 全国一斉情報伝達訓練を実施します

全国瞬時警報システムの動作確認のため、市内の防災行政無線子局 (スピーカー) から、試験放送が流れます。

とき 2月17日(水)11時

※気象状況などによって、試験が中止になる場合があります
※当日10時頃に「試験放送が流れます」という広報放送をします

☎ 危機管理室 ☎421-6102

意見募集

対象	募集期間	担当課
第3次四街道市地域福祉計画 (案)	2月8日(月)~3月10日(水)	社会福祉課 ☎421-6121 FAX424-2011 ✉yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画第8期計画 (案)	2月8日(月)~3月10日(水)	高齢者支援課 ☎388-8300 FAX424-2011 ✉ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp
第6期四街道市障害福祉計画・ 第2期四街道市障害児福祉計画 (案)	2月8日(月)~3月10日(水)	障害者支援課 ☎421-6122 FAX424-2011 ✉yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者…①市内在住・在勤・在学の人
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
③対象の行政活動に利害関係を有する人

資料の閲覧方法…担当課窓口 (平日のみ)、市ホームページ
で閲覧できます

意見提出方法…募集期間内に、意見書 (様式は任意) に必要
事項 (住所・氏名・連絡先) を記入の上、担当課まで郵送、
持参、FAXまたはメールで提出

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

委員募集

審議会名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市男女共同参画審議会	男女共同参画推進計画に関する 調査・審議	3人	5月 (予定) ~5年4月 (2年間)	3月1日(月) まで	政策推進課 ☎421-6161
市地域公共交通会議	地域の実情に即した 交通施策に関する協議	3人	7月 (予定) ~5年6月 (2年間)	3月1日(月) まで	政策推進課 ☎421-6161

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人
報酬など…委員報酬と交通費を支給します

応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出
※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度とし
ています。また、同一の審議会等の委員となることができ
るのは6年までです

※詳細は、各募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓
口 (平日のみ) などで配布するほか、市ホームページから
もダウンロードできます

※ご不明な点は市ホームページもしくは各担当課にお問い合
わせください

生涯スポーツのコーディネーター 市スポーツ推進委員を募集します

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむこ
とができる生涯スポーツ社会の実現」を目指して活動する、市スポ
ーツ推進委員を募集します。

応募資格…市内在住または在勤のスポーツ指導・
助言ができる20~70歳 (4月1日時点)

任期…4月1日~4年3月31日

募集人数…定数に不足する人数 (7人)

報酬…年額45,000円

応募方法…応募用紙を2月19日(金)(必着)までにス
ポーツ青少年課へ郵送または持参 (応募用紙、募
集要項は同課窓口、市ホームページにて入手可)

☎ スポーツ青少年課 ☎424-8926



給食調理員を募集します

業務内容…保育所給食の調理

時給…963円~994円 (職務
経験に応じて異なります)

勤務日…平日 週3~4日
(週19時間以内のシフト制)

勤務場所…中央保育所
資格…調理師の資格不要

※制服、靴 貸与あり

募集期間…2月1日(月)~10日(水)

※詳細はお問い合わせください

☎ 中央保育所 ☎423-0061



暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続・市民提案手続](#)

(意見提出手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)にかかるとる意見の募集

(意見提出手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)にかかるとる意見の募集

更新：2021年2月8日

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係るパブリックコメントの実施

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保健・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを、自らの選択によって事業者や施設から適切に受けられる体制を確保する計画として策定するものです。

両計画は、相互に密接に関連しており、一体的な施策展開が求められるところから、四街道市では両計画を一体のものとして策定しています。

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第7期計画は、平成30年度から令和2年度までの3カ年の計画となり、今年度で計画期間が終了することから、第8期計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)

※脚注1 ただし、介護保険料の設定に関する部分は、意見提出手続の対象外となります。(条例第6条第2項第5号に該当)

計画等の案の入手方法

窓口閲覧

- ・市役所本館1階高齢者支援課窓口
- ・市役所本館2階情報公開室

※脚注1 窓口閲覧は、令和3年2月8日(月曜)から3月10日(水曜)までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15までとします。

ファイルダウンロード

📎 計画案 (PDF: 4.810KB)

意見募集期間

令和3年2月8日(月曜)から3月10日(水曜)まで

※脚注1 持参の場合は、8時30分から17時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

※脚注2 郵送の場合は、3月10日(水曜)必着

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人(脚注1)
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に勤務する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

市民参加手続・市民提案手続

[\(審議会等手続\) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等\(案\)に係る意見の募集](#)

[2月8日より開始\(意見提出手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画\(案\)にかかるとる意見の募集](#)

[2月8日より開始\(意見提出手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画\(案\)にかかるとる意見の募集](#)

[\(募集終了\) 市政についての提案募集\(市民参加条例に基づく市民提案手続\)](#)

市民参加手続

このページを見た人はこんなページも見ています

[鹿放ヶ丘ふれあいセンターの休館について](#)

[新型コロナウイルス市長メッセージ\(1月28日\)](#)

[新型コロナウイルス市長メッセージ\(令和3年1月12日\)](#)

[\(募集終了\) 市政についての提案募集\(市民参加条例に基づく市民提案手続\)](#)

市民参加手続

📄 情報が見つからないときは

意見提出の方法

意見書（様式は任意）に案件名、氏名、住所、連絡先、ご意見をご記入のうえ、以下の方法で意見を提出してください。

なお、次の意見書（参考様式）を参考としてください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

- ・ 持参（市役所本館1階高齢者支援課）
- ・ 郵送（284-8555 四街道市鹿渡無番地 高齢者支援課あて）
- ・ FAX（043-424-2011）
- ・ 電子メール（ykoreiアットマークcity.yotsukaido.chiba.jp）

脚注：上記のアットマークを@に置き換えて送信してください。

意見書参考様式（ワード：32KB）

意見書参考様式（WORD）のダウンロードができます。

意見の検討結果の公表

令和3年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

その他

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係：包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画 【案】

第8期計画

(計画期間：令和3年度～令和5年度)

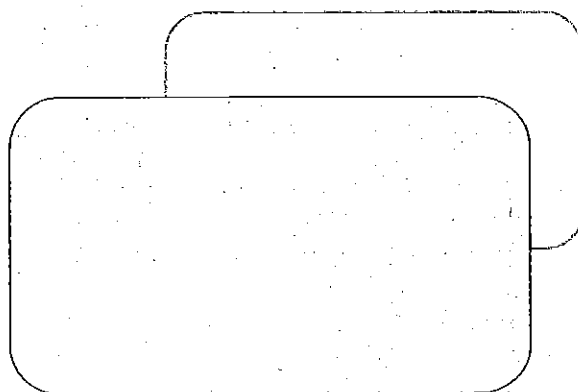
※介護保険料の設定については、パブリックコメント
(市民参加条例)の対象外となります。

令和3年3月

四街道市

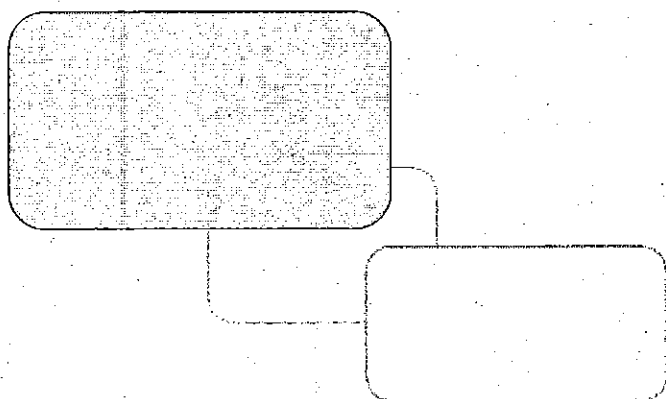
目 次

第1部 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の性格・位置付け.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 関連法令の動き.....	6
第2部 高齢者をめぐる状況.....	7
1. 高齢者の状況.....	9
2. 各種サービスの利用状況等.....	14
3. アンケート調査結果からみた現状.....	17
4. 本市の高齢者福祉・介護保険事業に係る課題の整理.....	43
第3部 計画の基本的な考え方.....	45
1. 基本理念.....	47
2. 基本目標・施策体系.....	48
3. 重点施策.....	52
第4部 施策の展開.....	57
基本目標1 自立生活を支える保健福祉事業の推進.....	59
基本目標2 社会参加と生きがいのづくりの促進.....	65
基本目標3 相談体制の充実と地域支援体制の構築.....	69
基本目標4 介護保険サービスの充実.....	76
第5部 介護サービス事業費と介護保険料の推計.....	91
1. 日常生活圏域と介護施設の整備方針.....	93
2. 介護サービス事業費と介護保険料の推計.....	97
第6部 推進体制.....	107
1. 計画推進のために.....	109



第 1 部

計画策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

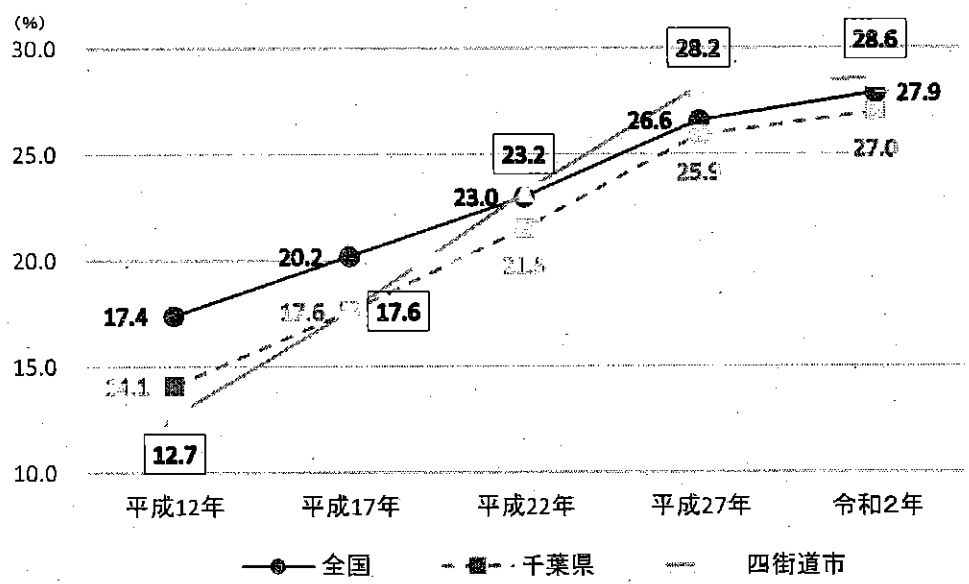
我が国の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和7年（2025年）に3割に達し、令和22年（2040年）には1.5人の現役世代（生産年齢人口）が1人の高齢者を支えるようになると予想されており、それぞれ2025年問題、2040年問題として我が国の大きな問題となっています。

少子高齢化が一段と進行する中、四街道市は、令和2年の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は28.6%となっており、国（27.9%）、千葉県（27.0%）を上回っています。高齢化は急速に進行しており、四街道市は今までに経験したことのない超高齢社会を迎えています。

四街道市においては、第7期「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（平成30年度～令和2年度）に基づいて、高齢者が地域の中で適切な支援を受けながら安心して生活できる地域づくりを目指して、各種施策の積極的な推進を図ってきました。

今回策定した、第8期「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）は、今後、ますます進行する超高齢社会に対応すべく、高齢者の生活課題や、国の方向性を踏まえて、四街道市が目指すべき方向性や取り組むべき具体的事業を示しています。

■ 高齢化率の推移



* 資料：国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年は住民基本台帳人口（1月1日現在）

2. 計画の性格・位置付け

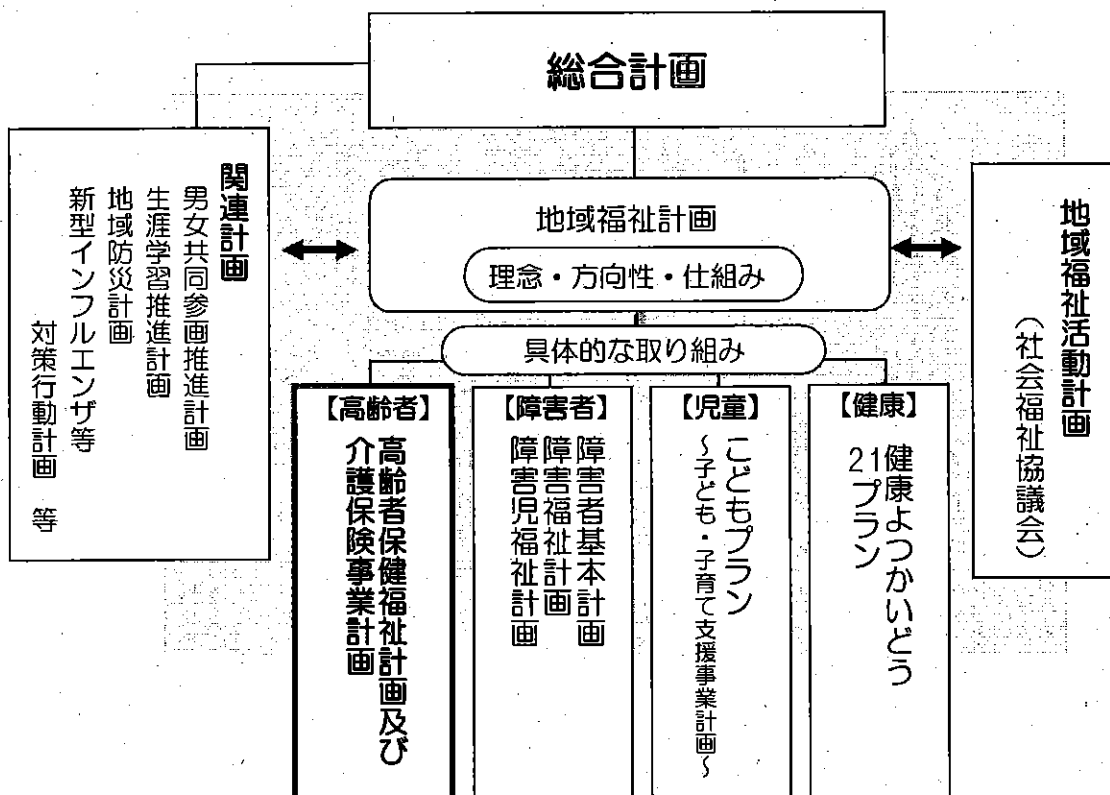
「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保健・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを、自らの選択によって事業者や施設から適切に受けられる体制を確保する計画として策定するものです。

両計画は、相互に密接に関連しており、一体的な施策展開が求められるところから、四街道市では両計画を一体のものとして策定しています。

本計画（第8期計画）は、「四街道市総合計画」の基本目標1「だれもが健康でいきいき暮らせるまち」との整合性を図り策定しています。また、地域福祉の推進のために策定された「四街道市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取り組みを示しています。

■本計画の位置付け

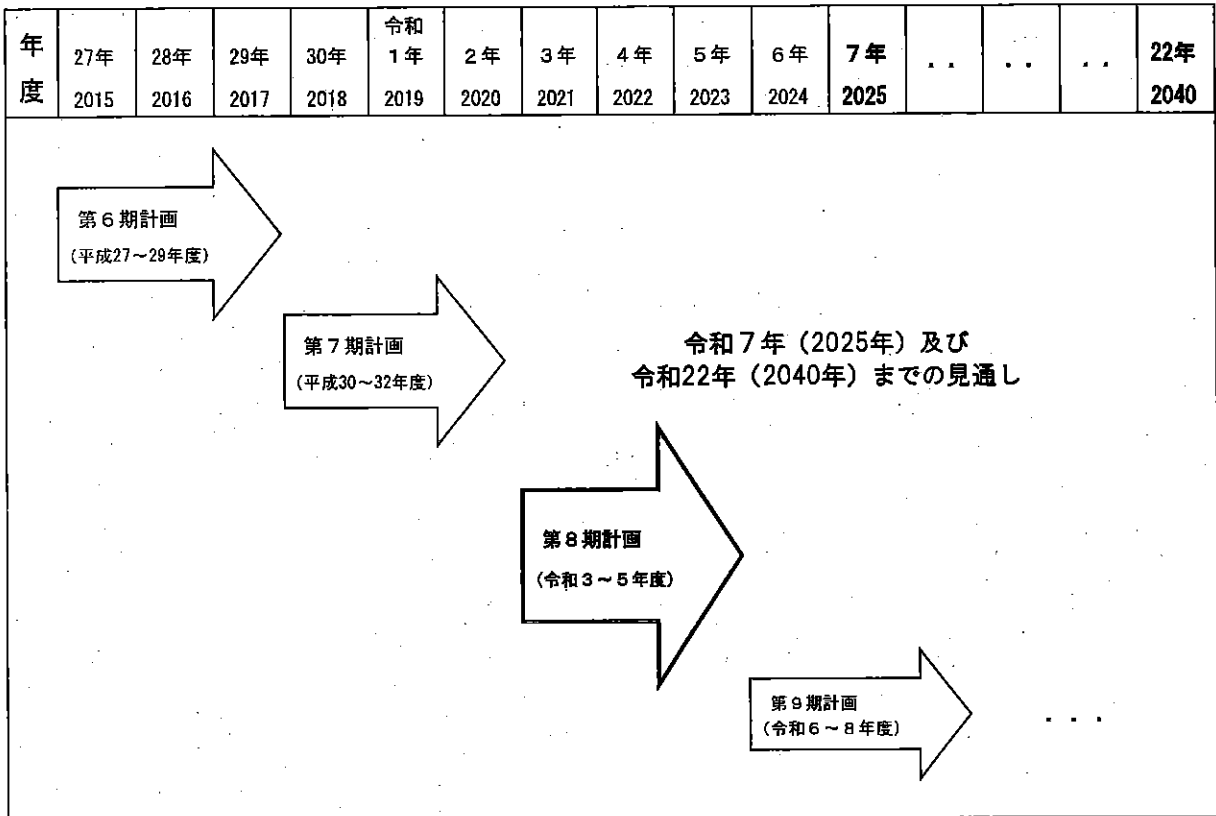


3.計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行い、策定期間を3年としてきました。

高齢者保健福祉計画についても、高齢者の総合的な福祉計画として、介護保険事業計画と同期間で策定してきました。

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする本計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）、及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えた施策の展開を図るもので、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を整合させ、一体的に策定しました。



4. 関連法令の動き

令和2年6月に、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化等を目的とした「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律改正のポイントは、以下のとおりです。

■包括的な支援体制の構築の支援

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行います。

■地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

地域社会における認知症施策の総合的な推進に向けて、国及び地方公共団体の努力義務が規定されました。また、市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定し、介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加など、都道府県・市町村間の情報連携の強化を行います。

■医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護分野におけるデータ活用を更に進めるため、厚生労働大臣は、通所・訪問リハビリテーションの情報（VISIT情報）等の情報の提供を求められることができると規定されました。これにより、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の連結・解析をさらに進めることができます。

■介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護保険事業計画の記載事項として、介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加することで、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取り組みを強化します。

■社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設します。

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年3月16日

四街道市長 佐渡 幸



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

なし

4 その他

上記計画案は、福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課（TEL 043-388-8300）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)にかかる意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)にかかる意見の募集(結果公表)

更新: 2021年3月16日

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る意見提出手続の結果公表

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る意見を募集したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりました。

意見の提出状況

意見提出者数 0人
意見提出件数 0件

意見提出手続を経て修正した内容

なし

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る意見提出手続の実施

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保健・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを、自らの選択によって事業者や施設から適切に受けられる体制を確保する計画として策定するものです。

両計画は、相互に密接に関連しており、一体的な施策展開が求められるところから、四街道市では両計画を一体のものとして策定しています。

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第7期計画は、平成30年度から令和2年度までの3カ年の計画となり、今年度が計画期間が終了することから、第8期計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

※脚注 意見の募集は終了しました。

計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)

※脚注 ただし、介護保険料の設定に関する部分は、意見提出手続の対象外となります。(条例第6条第2項第5号に該当)

計画等の案の入手方法

窓口閲覧

- ・市役所本館1階高齢者支援課窓口
- ・市役所本館2階情報公開室

※脚注1 窓口閲覧は、令和3年2月8日(月曜)から3月10日(水曜)までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15までとします。

ファイルダウンロード

📎 計画案 (PDF: 4.810KB)

意見募集期間

令和3年2月8日(月曜)から3月10日(水曜)まで

実施中の市民参加手続

(意見提出手続) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等(案)に係る意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)にかかる意見の募集

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ [1都3県共同メッセージ\(令和3年1月29日\)](#)

[1都3県共同メッセージ\(令和3年2月23日\)](#)

[消費者行政についての市長表明](#)

[『保険金を使える』という住宅修理サービスのトラブルにご注意ください!](#)

▶ [消費生活センターの来所による窓口相談を一時中止しています\(電話相談をご利用ください\)](#)

🔍 情報が見つからないときは

※脚注1 持参の場合は、8時30分から17時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

※脚注2 郵送の場合は、3月10日（水曜）必着

意見提出ができる人

- ・ 市内に住所を有する人（脚注1）
- ・ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内の事務所等に勤務する人
- ・ 市内の学校に勤務する人
- ・ 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書（様式は任意）に案件名、氏名、住所、連絡先、ご意見をご記入のうえ、以下の方法で意見を提出してください。

なお、次の意見書（参考様式）を参考としてください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

- ・ 持参（市役所本館1階高齢者支援課）
- ・ 郵送（284-8555 四街道市鹿渡無番地 高齢者支援課あて）
- ・ FAX（043-424-2011）
- ・ 電子メール（ykoreiアットマークcity.yotsukaido.chiba.jp）

脚注：上記のアットマークを@に置き換えて送信してください。

意見書参考様式（ワード：32KB）

意見書参考様式（WORD）のダウンロードができます。

意見の検討結果の公表

令和3年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

その他

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

社 第 1 2 8 号
令和 2 年 5 月 7 日

四街道市保健福祉審議会
会長 矢口 廣見 様

四街道市長 佐 渡 有



第 6 期四街道市障害福祉計画及び第 2 期四街道市障害児福祉計画について(諮問)

四街道市保健福祉審議会条例第 2 条の規定により、第 6 期四街道市障害福祉計画及び第 2 期四街道市障害児福祉計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和 3年 2月 1日

四街道市長 佐 渡 齊 様

四街道市保健福祉審議会

会長 矢 口 廣 見



第6期四街道市障害福祉計画及び第2期四街道市障害児福祉計画について（答申）

令和2年5月7日付け社第128号にて諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申

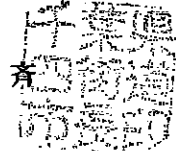
第6期四街道市障害福祉計画及び第2期四街道市障害児福祉計画については、
別添の第6期四街道市障害福祉計画及び第2期四街道市障害児福祉計画(案)の
おりとされたい。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年2月4日

四街道市長 佐 渡



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市保健福祉審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙・最終計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙・最終計画案のとおりとする（審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見が最終計画案に反映されている）。

3 その他

上記の最終計画案は、福祉サービス部障害者支援課の窓口及び情報公開室で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部障害者支援課（Tel. 043-421-6122 ・ FAX 043-424-2011）

(審議会等手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

更新：2021年2月4日

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定について四街道市保健福祉審議会への諮問

令和2年5月7日に書面開催の四街道市保健福祉審議会に諮問しました。

[1 諮問 \(PDF: 343KB\)](#)

四街道市保健福祉審議会からの答申

令和3年2月1日開催の四街道市保健福祉審議会において次のとおり答申を受けました。

[1 答申 \(PDF: 374KB\)](#)

[2 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画\(案\) \(PDF: 1,426KB\)](#)

答申に対する市の考え方

別紙計画案のとおりとする。(計画案は審議会における議論を整理、集約したものであり、委員の意見が十分反映されているものであるため修正を行いませんでした。)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部障害者支援課

電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

▲ ページの先頭へ

今年度終了した市民参加手続

▶ [\(意見提出手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画\(案\)にかかるとる意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第3次四街道市地域福祉計画\(案\)への意見募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します！\(中止となりました\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

このページを見た人はこんなページも見ています

▶ [市職員の新型コロナウイルス感染について\(3月8日\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

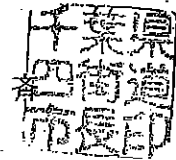
▶ [\(審議会\) 高齢者保健福祉計画に係る審議会等手続の実施結果](#)



障 第 153 号
令和2年6月26日

様

四街道市長 佐 渡



第6期四街道市害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に向けた意見
聴取について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、四街道市では、令和3年度を初年度とする次期障害福祉計画・
障害児福祉計画の策定を進めているところですが、策定にあたり市内の障害者
団体からの意見をお聞かせ頂きたいと存じます。本来であれば、意見交換会を
実施したいところですが、新型コロナウイルスの感染が不安視される状況にあ
ることから、申し訳ございませんが書面により意見を伺いたいと存じます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、別添の調査票にご記入の上、
同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。

記

1. 送付物

- ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に係る障害者団体調査票
- ・返信用封筒

2. 提出期限 令和2年7月31日（金）

問い合わせ先
四街道市役所福祉サービス部障害者支援課
担当 安永、高塩、鈴木
電話 043-421-6122（直通）
Eメール yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に係る障害者団体調査票

団体名:

代表者名:

1. 現在、団体の会員数は何名ですか。 _____ 名

2. 今後どのような障害福祉サービスを利用したいかをご記入ください(複数回答可)。

(裏面に続きます)

3. その他日常生活で困っていること等ございましたら、ご記入ください。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to write their response to question 3. The box is currently blank.

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に係る障害者団体への 意見聴取結果

1. 意見聴取の概要

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定に当たり、参考とするため、「今後どのような障害福祉サービスを利用したいか」、「その他日常生活で困っていることはないか」の2点について、市内障害者団体から意見を聴取した。

- ・調査期間：令和2年6月26日から令和2年7月31日
- ・調査団体：8団体・肢体不自由児父母の会（10名）
 - ・スイミー（27名）
 - ・オストメイト友の会（3名）
 - ・障がい児者の生活支援を考えるAーの会（16名）
 - ・四街道市手をつなぐ親の会（57名）
 - ・四街道市身体障がい者福祉会（70名）
 - ・四街道市精神障害者家族会・ホープ（42名）
 - ・四街道市聴覚障害者協会（20名）

2. 今後どのような障害福祉サービスを利用したいか

○施設関係

- ・親や障害者本人が高齢になって家で介護できなくなったときに、土日も含めて生活の支援をしてもらえ、十分な定員数の入所型施設（肢体不自由児父母の会）
- ・必要なときに利用できる短期入所施設（Aーの会）（四街道市手をつなぐ親の会）
- ・夜間見守り（世話人）が配置されているグループホーム（四街道市手をつなぐ親の会）
- ・女性に特化したグループホーム（四街道市手をつなぐ親の会）
- ・全員手話が出来る老人ホーム、施設（四街道市聴覚障害者協会）
- ・介護給付の短期入所を自立訓練という観点でも利用し、事業所の作業や日常の活動に参加することを通して成長につなげたい。（Aーの会）
- ・自立訓練について、どのようなサービスなのかよく知らないので、利用できるか検討したい。（Aーの会）
- ・成人にも、児童の放課後等デイサービスに代わる、事業所の営業時間内の活動後に利用できる事業所（日中一時支援）（四街道市手をつなぐ親の会）
- ・就労継続支援事業所（B型）について、多くの事業所が15時ごろまでなので、週に何日かでも1時間くらいアフター15時の活動ができると良いと思う。（あるいは、事業所外でサークル活動等ができる場があるとありがたい）（日中一時支援）（Aーの会）

○相談機関

- ・計画相談支援について、他地域のサービスを利用したいときにも助言や調整をしてもらいたい。(A-の会)
- ・相談支援について、今まであまり利用できていなかったけど、これからお世話になることが多くなると思うので、個人の特性を理解してもらえるように関わっていききたい。(A-の会)
- ・24時間・365日相談できる基幹型相談支援事業所(四街道市手をつなぐ親の会)

○付き添い等

- ・家までの送迎付きの移動支援(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・障害のある子が入院した時も付き添いが1~2日くらいならやりくりできるが、親も高齢なので、地域生活事業の中に付き添いの支援があると助かる。(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・通院等介助(四街道市手をつなぐ親の会)

○新しく設置してほしい物・人など

- ・総合福祉センターやわろうべの里のオストメイト用のトイレが古い型の物なので、新しくしてほしい。(50万円かかる。最近では、横35cm縦35cmの小さいトイレもある)(オストメイト友の会)
- ・対面相談が効果的なので、公的な小さな場所・部屋を提供して欲しい(四街道市精神障害者家族会・ホープ)
- ・放課後の学童で手話の出来る先生を配置してほしい(四街道市聴覚障害者協会)
- ・デジタルサイネージ(電光掲示板など)を市内に設置し、Jアラートの表示等で活用してほしい(四街道市聴覚障害者協会)
- ・消防署、第二庁舎、文化センター、公民館などでタブレットを設置し、テレビ電話ができるようにしてほしい(四街道市聴覚障害者協会)

○その他サービス

- ・訪問医療(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・さりげなく見守ってくれるようなサービス(A-の会)
- ・成年後見制度利用支援について、安心してお願いできる制度なのか疑問もあるので、多くの目で見守って、支援していただけると心強いです。(A-の会)
- ・日中の見守り、生活訓練に加え、障害者本人がより豊かな生活を送る為の支援を期待したい。(A-の会)

3. その他日常生活で困っていること

○本人の介護について

- ・親が高齢になり、本人も障害の程度が進み、介護が難しくなっている。(肢体不自由父母の会)
- ・障害者本人が親の保護下にあり、既に大人になった本人に親があれこれ言うとう反抗的な態度をとられることがあり困っている。(肢体不自由父母の会)
- ・片親になり、親(自分)が高齢になり、何かあったときに兄弟に障害のある子どものことを頼めない。(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・ろう学校では、障害児は、小3まで一緒に登下校しなければならない、幼稚部(小学校未満)の子については一緒に授業にも出席しなければならないため、障害児を持つ親の社会復帰が難しい。(四街道市聴覚障害者協会)
- ・親の考え方が、自分の子の世話について、施設の利用やヘルパーを頼むなどの方向にかわっている。(スイミー)

○施設について

- ・短期入所施設がなく、障害のある家族を預けることができないため、出かけることもできず、家族がストレスを溜めてしまう。(A-の会)
- ・施設入所の申し込みをしてもなかなか入所できない。(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・子どもがろう学校の幼稚部に通っている場合、親はその子と一緒に登下校をし、授業を受けなければならない。その際、下の子(幼稚部の子よりも下の子)を連れて一緒に授業を受けることができないため、その子を誰かに預かってもらう必要がある。しかし、預かってくれる家族などがないため、市の保育所に入所を申し込んだが、「両親が働いていない」、「母子家庭である」というどちらの条件も満たしていないため、入所することができなかった。このシステムについて配慮してほしい(四街道市聴覚障害者協会)
- ・盲ろうの子が緊急入所できるように配慮してほしい。触手話ができる職員も確保してほしい。(四街道市聴覚障害者協会)

○団体について

- ・障害者も親も高齢になってきているため、会の存続も難しくなっている。(スイミー)
- ・活動に来ているボランティアの方が少なくなっている。(スイミー)
- ・会員さんが高齢のため、参加者が少なく、行事が難しい。(身体障がい者福祉会)

○物品関係

- ・補聴器が防水ではないのでよく故障する。(四街道市聴覚障害者協会)

・家族全員補聴器を使っているので電池代がとてもかかる。電池代の補助をして欲しい。(四街道市聴覚障害者協会)

○コロナウイルスの影響

- ・新型コロナウイルスのために、本人の楽しみ(移動支援・食事・買い物)の親と一緒に買い物も行けなくなり、新たなこだわりが増えてしまった。(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・新型コロナウイルスの流行により、どこにも泊まれなくなり、親の入院・自分の入院などになった場合、緊急時の預け先がないので不安。(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・脳性麻痺の障害者は体温調節がうまくできない人が多く、現在はコロナウイルスの感染拡大が不安視されているため、外気温の上昇に伴い体温が上がり、施設が利用できないことが増えてきた。(肢体不自由父母の会)
- ・新型コロナウイルス流行のために、今まで利用していたショートステイが利用できない。出来るようになった事業所もあるようだが、その辺の違いがわからない。(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・少しの時間ならマスクも着用できるが、自分がここまでと思ったら外すので外出も気が気でなく、ままならない。まして、病院には行けない。(四街道市手をつなぐ親の会)

○その他要望

- ・イベント(市民祭りなど)のときも手話通訳をつけてほしい。(四街道市聴覚障害者協会)
- ・ろう学校通学で毎日送迎しているのでガソリン代がかかるため、ガソリン代を補助してもらいたい(四街道市聴覚障害者協会)
- ・毎年の事務手続きが、年を重ねると大変になってきている。簡素化を希望したい。(四街道市手をつなぐ親の会)
- ・自然災害が多発する中、一般の避難所にはいくことができない。家出の選択肢もあると思う。その時はどのような支援が受けられるのか知りたい。(四街道市手をつなぐ親の会)

事務連絡
令和2年5月28日

四街道市障害者自立支援協議会委員 各位

四街道市 福祉サービス部 障害者支援課

令和2年度第1回四街道市障害者自立支援協議会の開催について
(書面開催)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和2年度第1回障害者自立支援協議会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止を考慮し、書面による開催をすることといたしました。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記資料をご覧ください、ご意見等がございましたら、意見書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 送付資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料 第6期四街道市障害福祉計画及び第2期四街道市障害児福祉計画の策定について
- ・ 参考 第5期四街道市障害福祉計画・第1期四街道市障害児福祉計画
- ・ 参考 四街道市障害者自立支援協議会設置要綱
- ・ 参考 委員名簿
- ・ 令和2年度第1回四街道市障害者自立支援協議会に対する意見書

2. 意見募集期限 令和2年6月12日(金)

意見書を同封の返信用封筒に入れ、ご返送くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 四街道市役所福祉サービス部障害者支援課 担当 安永、高塩、鈴木 電話 043-421-6122 (直通) Eメール yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

第1回障害者自立支援協議会に対するご意見と事務局の考え方 別紙

件名	意見の概要	事務局見解
現行計画の成果について	第5期障害福祉計画を資料として添付されたが、成果目標値と考え方を明記しているだけで、成果がどれだけあったのか分からない。(同様意見他1)	現行計画の実績値については、今年度策定する第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の中でお示ししてまいります。
児童発達支援センターについて	市内に6ヶ所の児童発達支援事業所があるようだが、児童発達支援センターとの違いは何か。 また、児童発達支援センターの設置目標の進捗状況は。圏域内での設置とは、他の市町村と協同でどこかに設置するということか。	児童発達支援事業は、通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場であり、児童発達支援センターは、通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族の支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。 また、児童発達支援センターの当市での設置は現在予定していません。なお、圏域内での設置とは、ご質問のとおり、他の市町村との共同設置です。
医療的ニーズへの対応について	四街道市内に医療的ニーズをもつ児童がどれくらいいるか調査が必要だと思う。また、佐倉市にある「重心さくら」のような施設との連携協力も考えられると思うが、どうか。	現在、保健所や市の保健士が関わっている、在宅の医療的ケアが必要な児童は把握しております。 また、他市町村にある施設との連携協力については、必要に応じて図っていきたいと考えています。
医療型児童発達支援の数値について	医療型児童発達支援の数値が平成27年から32年まで月に5人、延利用者数が13人となっているが、年度の進行に伴って年齢も変わってくるので、この数字については若干疑問を感じる。	医療型発達支援の数値見込みについては、平成27年から32年まで、同数値を見込んでいるところです。確かに、年度の進行に伴い年齢も上がってきますが、実数の見込みではなく必要量を見込んでいますので、同数値としています。
地域生活支援拠点等の整備と実態調査について	国の考えとして、令和2年度末までに整備するとされている。「面的体制整備」を目標に定めているが、法人並びに各団体に打診がない中、残り9か月でどのように進めていくのか。(同様意見他2) また、基幹相談支援センターはどうなっているのか。	地域生活支援拠点については、基幹相談支援センターを令和3年度末までに整備後、基幹相談支援センターの機能を生かして整備を進めていきたいと考えていますが、その過程においては、自立支援協議会や関係団体からのご意見やご協力をいただきながら進めていきたいと思っていますので、その際はよろしく願います。
学校卒業後の生活の場について	障害のある人の平成23年から28年の人数推移を見ると学校卒業後の生活の場の少なさが問題になると思う。数年後の状況を見据え、自立支援協議	障害のある人の人数は年々増えているところですが、障害福祉サービス事業所の数も少しずつではありますが増えてきているところです。確かに、市内の事業所では不足している部分を他市の事業所

第1回障害者自立支援協議会に対するご意見と事務局の考え方 別紙

件名	意見の概要	事務局見解
	<p>会や相談支援事業所との連携を密にし、解決策を検討すべき。年々、高等部卒業後の就職や日中活動の場の確保に悩む母親が増えている。地域で暮らせるようにと国が進める一方で四街道市に住む障害のある人は他市町村の事業所を利用する人が多くいる。福祉資源がないからということなのか契約（自由選択）だからなのか。</p>	<p>で補えるというのが現行制度の利点だとも考えています。</p> <p>障害のある人が必要なサービスを利用できるよう、自立支援協議会や相談支援事業所との連携を密にし、共通認識を図りたいと考えています。</p>
<p>数値目標の設定について</p>	<p>データを見る限り、障害のある人は確実に増えている。それに対して年度ごとで市内にどれだけ日中活動や生活の場を設けていくかという市の実情に合った数値目標を掲げることはできないか。</p>	<p>障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標については、国の計画策定指針において基本設定がされているところですが、その範囲で市の実情にできるだけ見合った数値目標を設定してまいりたいと考えています。</p>
<p>入所施設から地域生活への移行の推進</p>	<p>地域移行ができない人はどうするか。市内で移行する場所はどこか。</p>	<p>入所施設から地域生活への移行を推進しているところですが、障害のある人各々の状況に応じて、ご本人にとって最適な場所で生活していただくのが前提であると思います。地域生活への移行場所としては、グループホーム等の地域に根付いた場所が考えられます。</p>
<p>障害者団体からの意見徴収期間</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のため、各団体が会議等を行うのが難しい昨今、スケジュール（案）にある、障害者団体の意見徴収の期間に余裕をもって行ったほうが会員の意見を集約しやすいのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、障害者団体からの意見聴取については、当初の予定より長めに期間を設定して実施しています。</p>

第1回障害者自立支援協議会に対するご意見と事務局の考え方 別紙

【障害福祉施策全般に関する意見・要望等】

意見等の概要

市として障害のある人の人数は把握しているものの、その障害者が安心安全に暮らしていけるかと言えば、まだまだだと思ふ。しかし、親として障害を隠してしまっている人もいると思ふが、それは世間の差別的な見方がまだまだあるからではないか。差別を気にすることなく堂々と毎日を暮らしていけるようにするには、我々の努力が欠かせない。

JRの運賃割引の格差など、その他解決すべき案件は多いと思ふため、知恵を出し合つて取り組んでいきたいと思ふ。

昨年の台風・大雨被害を受けた時や今回の新型コロナウイルスの影響についても、横とのつながりがなく、各事業所にて必死に対応しているかと思ふが、そのような緊急時にも地域拠点がしっかりと機能すれば、ご家庭での負担軽減や各事業所間での情報共有等にスムーズに対応できたのではないかと。当事者、保護者が安心して暮らせるように体制を整え、情報発信を行う機関が必要である。

地域格差が広がり、四街道在住の当事者や保護者から不安の声を多く聞く。長期的計画のもとに安心感が伝えられるような整備を進めていけるよう自立支援協議会で話し合いを進めていきたいと考えている。

年々自然災害が増えていく中、規模も大きくなっていると思われる。「防災対策の推進」を主要対策の一つと挙げ、一時避難所に福祉避難室を併設するなど在り方を検討してもらいたい。

台風15号では停電により、多くの事業所が営業停止したため、災害時の事業の継続、早期復旧の手順を作成する必要がある。

また、今回の新型コロナウイルスは今までと違った災害だが、在宅で暮らす障害者の家族などが感染した場合や障害者が感染した場合の対応について、医療との関係者等含め整理してもらいたい。

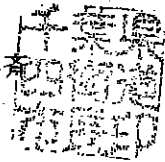
重度の障害・行動障害・高齢障害者などに対応できる住まいの場、家族との暮らしを支えるための単独短期入所の整備を期待したい。

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年2月8日

四街道市長 佐渡 有



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部障害者支援課の窓口（市役所本館1階）及び情報公開室（市役所本館2階）で閲覧できるほか、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

- 住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
福祉サービス部障害者支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011
福祉サービス部障害者支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp
福祉サービス部障害者支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和3年2月8日（月）から3月10日（水）まで

※ 郵送の場合は、3月10日（水）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和3年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

福祉サービス部障害者支援課 (Tel. 043-421-6122)

全国瞬時警報システム (J-ALERT) の 全国一斉情報伝達訓練を実施します

全国瞬時警報システムの動作確認のため、市内の防災行政無線子局 (スピーカー) から、試験放送が流れます。

とき 2月17日(水)11時

※気象状況などによって、試験が中止になる場合があります
※当日10時頃に「試験放送が流れます」という広報放送をします

☎ 危機管理室 ☎421-6102

意見募集

対象	募集期間	担当課
第3次四街道市地域福祉計画 (案)	2月8日(月)~3月10日(水)	社会福祉課 ☎421-6121 FAX424-2011 ✉yshafuku@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画第8期計画 (案)	2月8日(月)~3月10日(水)	高齢者支援課 ☎388-8300 FAX424-2011 ✉ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp
第6期四街道市障害福祉計画・ 第2期四街道市障害児福祉計画 (案)	2月8日(月)~3月10日(水)	障害者支援課 ☎421-6122 FAX424-2011 ✉yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp

意見提出の対象者…①市内在住・在勤・在学の人
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
③対象の行政活動に利害関係を有する人
資料の閲覧方法…担当課窓口 (平日のみ)、市ホームページ
で閲覧できます

意見提出方法…募集期間内に、意見書 (様式は任意) に必要事項 (住所・氏名・連絡先) を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出
※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

委員募集

審議会名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市男女共同参画審議会	男女共同参画推進計画に関する 調査・審議	3人	5月 (予定) ~5年4月 (2年間)	3月1日(月) まで	政策推進課 ☎421-6161
市地域公共交通会議	地域の実情に即した 交通施策に関する協議	3人	7月 (予定) ~5年6月 (2年間)	3月1日(月) まで	政策推進課 ☎421-6161

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席できる人
報酬など…委員報酬と交通費を支給します
応募方法…募集期間内に応募用紙とレポートを担当課に提出
※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。また、同一の審議会等の委員となることのできるのは6年までです。

※詳細は、各募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口 (平日のみ) など配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※ご不明な点は市ホームページもしくは各担当課にお問い合わせください

生涯スポーツのコーディネーター 市スポーツ推進委員を募集します

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」を目指して活動する、市スポーツ推進委員を募集します。

応募資格…市内在住または在勤のスポーツ指導・助言ができる20~70歳 (4月1日時点)

任期…4月1日~4年3月31日

募集人数…定数に不足する人数 (7人)

報酬…年額45,000円

応募方法…応募用紙を2月19日(金)(必着)までにスポーツ青少年課へ郵送または持参 (応募用紙、募集要項は同課窓口、市ホームページにて入手可)

☎ スポーツ青少年課 ☎424-8926



給食調理員を募集します

業務内容…保育所給食の調理

時給…963円~994円 (職務経験に応じて異なります)

勤務日…平日 週3~4日 (週19時間以内のシフト制)

勤務場所…中央保育所

資格…調理師の資格不要

※制服、靴 貸与あり

募集期間…2月1日(月)~10日(水)

※詳細はお問い合わせください

☎ 中央保育所 ☎423-0061



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)にかかる意見の募集

(意見提出手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)にかかる意見の募集

更新：2021年2月8日

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定について意見提出手続(パブリックコメント)を実施します

「四街道市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について策定するものです。

また、「四街道市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、国の基本指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標と各年度における指定通所支援、指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込みについて策定したものです。

今年度で第5期四街道市障害福祉計画・第1期四街道市障害児福祉計画の計画期間が終了することから、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)を策定しましたので、広く皆様の意見を募集します。

計画等の案の名称

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)

計画等の案の閲覧方法

1.窓口閲覧

- 市役所本館1階障害者支援課(11番窓口)、市役所本館2階情報公開室

※令和3年2月8日(月曜)から令和3年3月10日(水曜)、8時30分から17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)

2.ファイルダウンロード

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案) (PDF: 1,426KB)

意見募集期間

令和3年2月8日(月曜)から令和3年3月10日(水曜)まで

※持参の場合は、8時30分から17時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

※郵送の場合は、3月10日(水曜)必着

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書(様式は任意)に案件名、氏名、住所、連絡先、意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。(必要事項の記載がないものや単なる賛否の表明、本件に関係のない意見などは

今年度終了した市民参加手続

(意見提出手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画

(案)にかかる意見の募集(結果公表)

審議会等手続) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(意見提出手続) 第3次四街道市地域福祉計画(案)への意見募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集(結果公表)

審議会等手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します!(中止となりました)

(意見提出手続) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集(結果公表)

このページを見た人はこんなページも見ています

4月から6月の回覧文書送付を中止します

市内398~400例目(3月12日)

市内391~397例目(3月11日)

受付できません。)

なお、次の意見書(参考様式)を参考としてください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書\(参考様式\) \(ワード: 33KB\)](#)

1.持参

市役所本館1階障害者支援課(11番窓口)

2.郵送

〒284-8555四街道市鹿渡無番地
障害者支援課宛て

3.FAX

043-424-2011

4.電子メール

次の記載例を参考に作成・送信してください。(メールアドレスは記載例に記載しています。)

[記載例\(エクセル: 10KB\)](#)

意見の検討結果の公表

令和3年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を市のホームページで公表します。(住所・氏名等ご意見の内容以外は公表しません。)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部障害者支援課
電話: 043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ\(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分~17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話: 043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

上下水道料金のお支払いに
新たなキャッシュレス決済
を導入します

消防関係製品(ガソリン携
行缶)のリコール等につい
て

情報が
見つからないときは

**第6期四街道市障害福祉計画
第2期四街道市障害児福祉計画**

(案)

**令和3年3月
四街道市**

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け・性格	2
3 計画の期間	3
第2章 四街道市の障害のある人を取り巻く現状	4
1 統計データなどからみる現状	4
(1) 身体障害のある人の状況	4
(2) 知的障害のある人の状況	5
(3) 精神障害のある人の状況	6
(4) 市内小・中学校の特別支援学級の状況	7
第3章 障害福祉計画、障害児福祉計画の成果目標	9
1 第6期障害福祉計画の成果目標	9
2 第2期障害児福祉計画の成果目標	13
第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み	14
1 訪問系サービス	14
2 日中活動系サービス	16
3 居住系サービス	22
4 相談支援	24
5 その他	25
第5章 障害児福祉サービスの必要量の見込み	26
第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み	28
1 相談支援事業	28
2 成年後見制度利用支援事業	29
3 意思疎通支援事業	30
4 日常生活用具給付等事業	31
5 移動支援事業	32
6 地域活動支援センター	33
7 その他の地域生活支援事業	34
第7章 サービス見込量確保のための方策	36
1 訪問系サービス	36
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	37
4 障害児支援	37
5 地域生活支援事業	37
第8章 計画の推進	38
1 進捗状況の管理と評価	38
2 関係機関との連携	38

3 県および障害保健福祉圏域との調整・協力 38

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

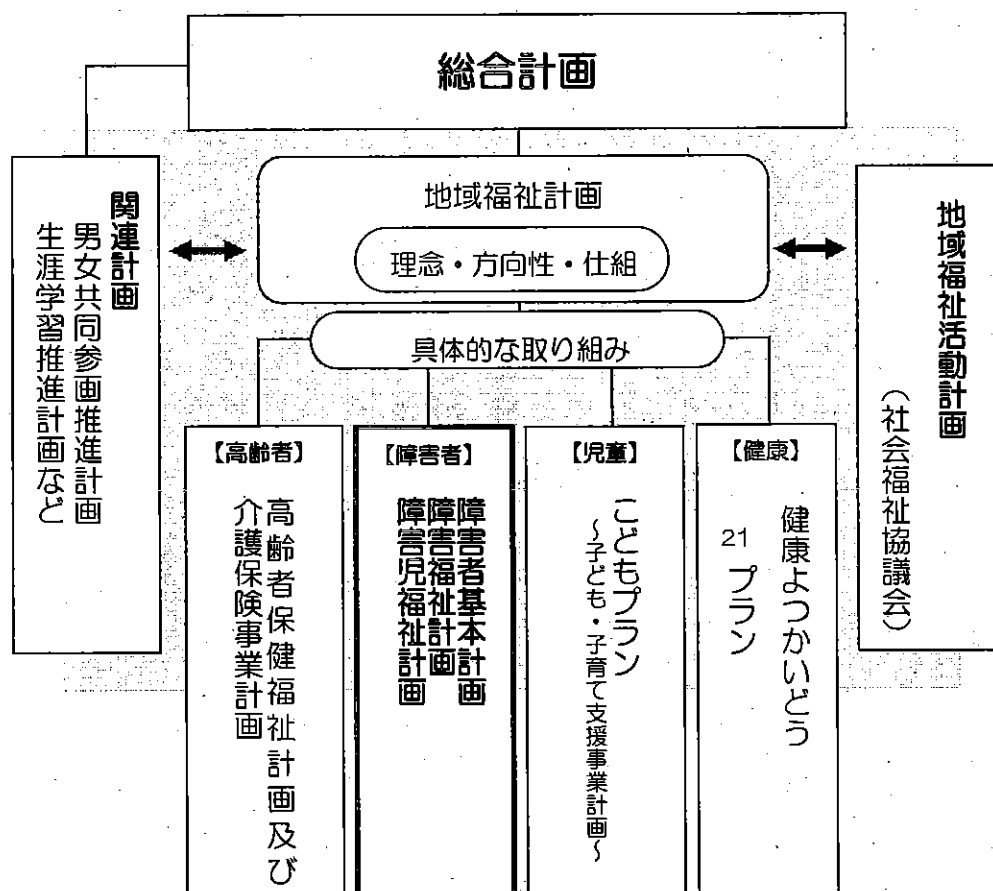
本市では、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成28年3月に「第4次四街道市障害者基本計画」を策定し、障害の有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として暮らせる社会を目指し、「障害のある人もない人も、ともに自分らしく輝いて生きることができるまち 四街道」を基本理念として定め、これを実現するための各施策に取り組んでいます。

一方、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障害児者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めた「第5期四街道市障害福祉計画・第1期四街道市障害児福祉計画」を平成30年3月に策定しました。この計画期間が令和2年度で終了することから、この度、国の基本指針に基づいて「第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画」を策定することとなりました。

現在の施策の課題や障害福祉サービス等の需要を総合的に検討し、サービス等の提供が総合的かつ計画的に実施されることを目指します。

2 計画の位置付け・性格

- 第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、第2期障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられます。
- 両計画の策定にあたっては、国の基本的な考え方を示す「基本的な指針」や、国、県の計画・関連計画に沿って検討を進めました。



- ・「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3に基づき、市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。
- ・「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。
- ・「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

3 計画の期間

- 本計画の計画期間は令和3年度から令和5年度の3か年です。
- ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

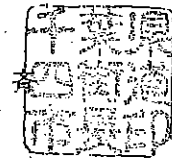
計画名	年度													
	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	
障害者基本計画								計画期間(～R7)						
障害福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画				
障害児福祉計画							第1期計画		第2期計画					
健康よつかいどう21プラン							第2次計画(～R9)							
こどもプラン ～子ども・子育て支援事業計画～				第1期計画			第2期計画(～R6)							
高齢者保健福祉計画及び介護保険 事業計画							第7期計画		第8期計画					
地域福祉計画					第2次計画				第3次計画(～R7)					
総合計画	基本構想													
	前期基本計画						後期基本計画							

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年3月12日

四街道市長 佐 渡



1 意見提出手続の対象

① 計画等の案の名称

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画（案）

② 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見なし

3 その他

上記の別紙は、福祉サービス部障害者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問い合わせ先

福祉サービス部障害者支援課（TEL 043-421-6122）



(意見提出手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)にかかる意見の募集(結果公表)

更新：2021年3月10日

「第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画」の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- ・意見提出者数：0人
- ・意見提出件数：0件

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定について意見提出手続(パブリックコメント)を実施します

「四街道市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項について策定するものです。

また、「四街道市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、国の基本指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標と各年度における指定通所支援、指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込みについて策定したものです。

今年度で第5期四街道市障害福祉計画・第1期四街道市障害児福祉計画の計画期間が終了することから、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする、第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)を策定しましたので、広く皆様の意見を募集します。

脚注：意見の募集は終了しました。

計画等の案の名称

第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)

計画等の案の閲覧方法

1.窓口閲覧

- ・市役所本館1階障害者支援課(11番窓口)、市役所本館2階情報公開室

※令和3年2月8日(月曜)から令和3年3月10日(水曜)、8時30分から17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)

2.ファイルダウンロード

- 📎 [第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画\(案\)](#) (PDF:1.426KB)

意見募集期間

令和3年2月8日(月曜)から令和3年3月10日(水曜)まで

※持参の場合は、8時30分から17時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

※郵送の場合は、3月10日(水曜)必着

意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人(脚注1)
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

今年度終了した市民参加手続

(意見提出手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)にかかる意見の募集(結果公表)

▶ (審議会等手続) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市地域福祉計画\(案\)への意見募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ (審議会等手続) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

▶ 「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します!(中止となりました)

[\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

このページを見た人はこんなページも見ています

4月から6月の回覧文書送付を中止します

▶ [市内398～400例目\(3月12日\)](#)

▶ [市内391～397例目\(3月11日\)](#)

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

＊ [上下水道料金のお支払いに新たなキャッシュレス決済を導入します](#)

＊ [消防関係製品（ガソリン携行缶）のリコール等について](#)

意見提出の方法

意見書（様式は任意）に案件名、氏名、住所、連絡先、意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。（必要事項の記載がないものや単なる賛否の表明、本件に関係のない意見などは受付できません。）

なお、次の意見書（参考様式）を参考としてください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書（参考様式）（ワード：33KB）](#)

1.持参

市役所本館1階障害者支援課（11番窓口）

2.郵送

〒284-8555四街道市鹿渡無番地
障害者支援課宛て


3.FAX

043-424-2011

4.電子メール

次の記載例を参考に作成・送信してください。（メールアドレスは記載例に記載しています。）

[記載例（エクセル：10KB）](#)

 情報が
見つからないときは

意見の検討結果の公表

令和3年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を市のホームページで公表します。（住所・氏名等ご意見の内容以外は公表しません。）

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部障害者支援課

電話：043-421-6122

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年1月14日

四街道市長 佐 渡 斉



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市子育て短期支援事業実施規則の案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康子ども部保育課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

健康こども部保育課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011

健康こども部保育課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp

健康こども部保育課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和3年1月18日（月）から2月26日（金）まで

※ 郵送の場合は、2月26日（金）までに必着。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和3年3月頃

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部保育課 (Tel. 043-421-2238)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集

(意見提出手続) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集

更新：2021年1月14日

四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 (パブリックコメントの実施)

本市では、令和3年度から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の9の規定に基づき、同法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を実施する予定です。
当該事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とするものです。
つきましては、四街道市子育て短期支援事業実施規則の案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

対象の行政活動

四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定

資料の閲覧・配布方法

- 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課(四街道市役所1階10-1番窓口)
- 市ホームページ(以下からダウンロード)

・ 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案

- 【概要】四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定について(PDF:121KB)
- 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案(PDF:319KB)

意見募集期間

令和3年1月18日(月曜)から令和3年2月26日(金曜)まで
持参の場合は、8時30分から17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見書(任意様式)に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

- 持参：四街道市健康こども部保育課(四街道市役所1階10-1窓口)
- 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無香地 四街道市役所保育課あて
- FAX：043-424-2011

今年度終了した市民参加手続

[\(審議会等手続\) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画\(案\)にかかる意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市地域福祉計画\(案\)への意見募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します!\(中止となりました\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

このページを見た人は
こんなページも見ています

[四街道市 成人式「新成人のつとめ」](#)

[令和2年度 報道機関への発表資料](#)

▶ [四街道市営公園への臨時バスの運行について](#)

4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

意見書（参考資料）（ワード：36KB）

メール記載例（PDF：93KB）

青少年育成センター『オー
プンスペース』について
（再開のお知らせ）

市民ギャラリーの開館につ
いて

意見の検討結果の公表

令和3年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

情報が
見つからないときは

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238

この担当課にメールを送る

▲ ページの先頭へ

リンク集 | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市子育て短期支援事業実施規則の案

(目的)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の9の規定に基づき、法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を実施することにより、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(事業内容)

第3条 この規則において実施する子育て短期支援事業は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の10に規定する短期入所生活援助事業（以下「事業」という。）とする。

(実施施設等)

第4条 事業は、児童福祉法施行規則第1条の4に規定する施設で実施するものとする。

2 市長は、前項の施設（以下「実施施設」という。）を設置する者に事業の一部又は全部を委託して行うことができる。

(対象者)

第5条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住する児童とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する児童は、事業を利用することができない。

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症その他の伝染性疾患を有し、他の入所児童に伝染するおそれがあると認められる児童
- (2) 疾病等により医療機関で医療を受ける必要があると認められる児童
- (3) その他市長が実施施設において養育・保護することが困難であると認める児童

(利用の要件)

第6条 事業は、対象者の保護者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に利用することができる。

- (1) 疾病、けが、育児疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の事由
- (2) 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
- (3) 冠婚葬祭、出張等の社会的事由
- (4) その他市長が特に必要と認める事由

(利用期間)

第7条 事業の利用期間は、7日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

2 前項の利用期間の算定は、実利用時間を基準として行うものとし、1回の利用に24時間未満の端数があるときは、これを1日とみなす。

(利用の申請等)

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、四街道市子育て短期支援事業利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定する。この場合において、市長は、決定の内容を四街道市子育て短期支援事業利用可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、当該決定通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

(利用内容の変更等)

第9条 前条第2項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用内容を変更し、又は利用を中止しようとするときは、四街道市子育て短期支援事業利用変更（中止）申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止の可否を決定する。この場合において、市長は、決定内容を四街道市子育て短期支援事業利用変更（中止）可否決定通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(申請の特例)

第10条 第8条第1項及び前条第1項の規定による申請は、特に緊急かつやむを得ない場合には、電話又は口頭により行うことができるものとする。この場合において、申請者は、速やかに第8条第1項及び前条第1項に定める申請書を提出しなければならない。

(費用負担等)

第11条 利用者は、事業の実施に要する費用の一部として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「利用者負担金」という。）を負担するものとする。

(1) 対象者が当該利用の開始日時時点で2歳未満 1人につき1日当たり5,000円

(2) 対象者が当該利用の開始日時時点で2歳以上 1人につき1日当たり2,500円

2 前項に定める利用者負担金のほか、利用者は、実施施設が利用期間中にやむを得ず支払った医療費等の実費相当額を負担するものとする。

3 利用者は、前2項の規定により負担する費用を実施施設に支払うものとする。

(利用者負担金の減免)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表に定める区分に応じ、利用者負担金を減額又は免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯に属するとき（別表において「生活保護世帯」という。）

(2) 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める年度において市町村民税非課税世帯に属するとき（別表において「市町村民税非課税世帯」という。）

ア 利用期間が4月から8月までにある場合 前年度

イ 利用期間が9月から翌年3月までにある場合 当該年度

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であるとき（別表において「ひとり親家庭等」という。）

2 前項の規定により利用者負担金の減免を受けようとする利用者は、四街道市子育て支援事業利用者負担金減免申請書（様式第5号）にその理由を証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用者負担金の減免の可否及び減免するときにおける減免の額を決定する。この場合において、市長は、決定の内容を四街道市子育て短期支援事業利用者負担金減免決定（却下）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により減免を決定したときは、当該決定通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

（利用の取消し）

第13条 市長は、対象者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の規定による利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が第6条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 対象者が児童福祉施設等へ入所措置される時。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

(4) 実施施設の代表者が、当該実施施設の管理及び運営上、利用児童が事業を利用することについて不適當であると認めるとき。

(5) その他市長が事業を利用することについて不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消すときは、四街道市子育て短期支援事業利用取消通知書（様式第7号）により利用者に通知するとともに、当該取消通知書の写しを実施施設に送付するものとする。

（終了報告）

第14条 実施施設の代表者は、利用期間が終了したときは、速やかに四街道市子育て短期支援事業利用終了報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（帳簿の備え付け等）

第15条 実施施設の代表者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 入所中の児童の生活状況を明らかにした記録

(2) 入所に係る収入及び支出を明らかにした記録

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第12条第1項）

利用者負担金減免額

区分	減免額 (1人につき1日当たり)	
	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	全額	全額
市町村民税非課税世帯	4,000円	2,000円
ひとり親家庭等		

四街道市公告第61号

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和3年3月8日

四街道市長 佐 渡 齊

1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称
四街道市子育て短期支援事業実施規則の案
- (2) 計画等の案の内容
別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方
意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容
修正なし

4 その他

別紙（規則の制定案）は、健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部保育課（TEL 043-421-2238）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)
(意見提出手続) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2021年3月8日

四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集についての結果公表

意見の提出状況

- 意見提出者数 0人
- 意見提出件数 0件

四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定案

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を制定案としました。

④ [四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定案 \(PDF: 319KB\)](#)

四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 (パブリックコメントの実施)

本市では、令和3年度から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の9の規定に基づき、同法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を実施する予定です。
当該事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とするものです。
つきましては、四街道市子育て短期支援事業実施規則の案を作成しましたので、広く皆さまから意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

対象の行政活動

四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定

資料の閲覧・配布方法

- 窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1番窓口）
- 市ホームページ（以下からダウンロード）

・ [四街道市子育て短期支援事業実施規則の案](#)

④ [【概要】四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定について \(PDF: 121KB\)](#)

④ [四街道市子育て短期支援事業実施規則の案 \(PDF: 319KB\)](#)

意見募集期間

令和3年1月18日（月曜）から令和3年2月26日（金曜）まで
持参の場合は、8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人

今年度終了した市民参加手続

[（審議会等手続）第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[（意見提出手続）第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画](#)

[（案）にかかるとの意見の募集 \(結果公表\)](#)

[（意見提出手続）第3次四街道市地域福祉計画（案）への意見募集 \(結果公表\)](#)

[（意見提出手続）四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[（審議会等手続）第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します！（中止となりました）](#)

[（意見提出手続）四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[（意見提出手続）四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

このページを見た人は
こんなページも見ています

[四街道市 成人式「新成人のつとめ」](#)

[令和2年度 報道機関への発表資料](#)

[四街道市宮園園への臨時バスの運行について](#)

- 4. 市内の学校に勤務する人
- 5. 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

脚注1:国籍、年齢等は問いません。

脚注2:市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

- ▶ [青少年育成センター『オーブンスペース』について（再開のお知らせ）](#)
- ▶ [市民ギャラリーの開館について](#)

意見提出の方法

意見書（任意様式）に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1. 持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1窓口）
2. 郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課あて
3. FAX：043-424-2011
4. 電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

📎 [意見書（参考資料）（ワード：36KB）](#)

📎 [メール記載例（PDF：93KB）](#)

意見の検討結果の公表

▶ 令和3年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

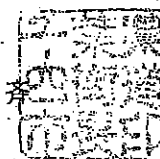
Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年1月29日

四街道市長 佐、渡



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等案

- ・四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- ・四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・四街道市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部高齢者支援課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれ

れかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先

エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

オ 市内の学校に在学する者

氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先

カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人

住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先

キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

福祉サービス部高齢者支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011

福祉サービス部高齢者支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp

福祉サービス部高齢者支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを
超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和3年1月29日(金)から2月28日(日)まで

※ 郵送の場合は、2月26日(金)までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和3年3月

6 留意事項

(1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。

(2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (TEL 043-388-8300)

くらし 子育て 健康・福祉 市政情報 四街道の魅力

現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 過去の市民参加手続 令和2年度

(意見提出手続)四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等(案)に係る意見の募集

(意見提出手続)四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等(案)に係る意見の募集

更新：2021年1月29日

意見提出手続(パブリックコメント)を実施します。

指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省第9号)の公布に伴い四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等(案)を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案

- 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等(案)
- 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 四街道市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

関連資料

- 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等案(PDF: 459KB)
- 指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省第9号)(PDF: 601KB)

意見募集期間

令和3年1月29日(金曜)から2月28日(日曜)
持参の場合は、8時30分から17時15分(土曜、日曜、祝日を除く。)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子申請(下記リンクより、電子申請にて提出することができます。)

令和2年度

「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します!(中止となりました)

「意見提出手続」四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集(結果公表)

「意見提出手続」四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

「審議会等手続」四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

「審議会等手続」第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

「意見提出手続」四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集

「意見提出手続」第3次四街道市地域福祉計画(案)への意見募集

「審議会等手続」第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

「意見提出手続」第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画(案)にかかる意見の募集

「意見提出手続」四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等(案)に係る意見の募集

「意見提出手続」四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画(案)にかかる意見の募集

このページを見た人はこんなページも見ています

「意見提出手続」子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集(結果公表)



意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見書(参考様式)(ワード:36KB)
意見書参考様式(WORD)のダウンロードができます。

持参

四街道市役所本館1階高齢者支援課

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
福祉サービス部高齢者支援課あて

ファックス

043-424-2011

電子メール

電子メールアドレス: ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp
福祉サービス部高齢者支援課あて

意見の検討結果の公表

令和3年3月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課
電話: 043-388-8300 (賦課給付係) / 043-421-6127 (介護認定係) / 043-421-6128 (高齢者福祉係・包括ケア係)

[この担当課にメールを送る](#)

≡ ページの先頭へ

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#) [市へのお問い合わせ\(相簿案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話: 043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

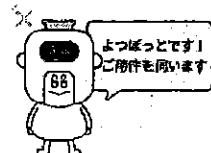
(意見提出手続)第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害福祉計画(案)にかかるとの意見の募集(結果公表)

(市民参加手続の適用除外)四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新型コロナウイルスワクチン接種について

令和3年度 報道機関への発表資料

情報が
見つからないときは



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和3年3月4日

四街道市長 佐 渡 育



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等案

- ・四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- ・四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・四街道市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正なし

4 その他

別紙（一部改正案）は、福祉サービス部高齢者支援課の窓口（市役所本館1階）で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課（Tel. 043-388-8300）

くらし	子育て	健康・福祉	市政情報	四街道の魅力
-----	-----	-------	------	--------

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [令和2年度](#)

(意見提出手続) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等 (案) に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等 (案) に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2021年3月4日

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等 (案) に係る意見の募集をしたところ、その結果は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- 意見提出者数：0人
- 意見提出件数：0件

意見提出手続 (パブリックコメント) を実施します。

指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省第9号) の公布に伴い四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等 (案) を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

注釈：意見の募集は終了しました。

計画等の案

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等 (案)

- 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 四街道市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

関連資料

- [四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等案 \(PDF: 459KB\)](#)
- [指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 \(令和3年厚生労働省第9号\) \(PDF: 601KB\)](#)

意見募集期間

令和3年1月29日 (金曜) から2月28日 (日曜)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く。)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人 (脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

令和2年度

[「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します! \(中止となりました\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市国土強靱化地域計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市地域福祉計画 \(案\) への意見募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第3次四街道市地域福祉計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(意見提出手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等 \(案\) に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)



意見提出の方法

- ・ 持参
- ・ 郵送
- ・ FAX
- ・ 電子申請 (下記リンクより、電子申請にて提出することができます。)

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見書 (参考様式) (ワード: 36KB)

意見書参考様式 (WORD) のダウンロードができます。

持参

四街道市役所本館1階高齢者支援課

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
福祉サービス部高齢者支援課あて

ファックス

043-424-2011

電子メール

電子メールアドレス: ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp
福祉サービス部高齢者支援課あて

意見の検討結果の公表

令和3年3月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課
電話: 043-388-8300 (賦課給付係) / 043-421-6127 (介護認定係) / 043-421-6128 (高齢者福祉係・包括ケア係)

[この担当課にメールを送る](#)

[▶ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市役所へのお問い合わせ \(相談案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話: 043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

[\(意見提出手続\) 四街道市子育て短期支援事業実施規則の案に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

[新型コロナウイルスワクチン接種について](#)

[令和3年度 報道機関への発表資料](#)

[情報がみつからないときは](#)

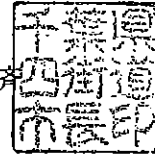


四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年5月14日

四街道市長 佐渡 齊



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

- ・四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ・四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・四街道市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ・四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第2号に該当するため。

（詳細な理由）

条例で改正する部分は、省令において参酌基準とされている規定であるものの、時間的な制約により一部市民参加手続を行うことができないため、第2項第2号により一部適用除外とするため。

3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (TEL 043-388-8300)

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続きの対象としない行政活動](#) > [過年度](#) > [令和2年度](#)
(市民参加手続きの適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

(市民参加手続きの適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

令和2年度

(市民参加手続きの適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定


更新：2021年5月14日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6号第2項の規定に基づく市民参加手続きの対象としない行政活動を四街道市市民参加条例規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続きの対象としない行政活動の名称

四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

[四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等（案）（PDF：459KB）](#)

 **情報が
見つからないときは**

市民参加手続きの対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第2号に該当するため。

詳細な理由

条例で改正する部分は、省令において参酌基準とされている規定であるものの、時間的な制約により一部市民参加手続きを行うことができないため、第2項第2号により一部適用除外とするため。

参考条例

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続きの対象としないことができる。

1. 軽易なもの
2. 緊急に行わなければならないもの
3. 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
4. 市の機関内部の事務処理に関するもの
5. 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
6. その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例（ワード：23KB）](#)

[四街道市市民参加条例施行規則（ワード：206KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年1月29日

四街道市長 佐渡 有



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例等の制定

- ・四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例
- ・四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- ・四街道市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例
- ・四街道市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地
域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。

（詳細な理由）

条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている規
定であること、又その他改正に伴い生じる条ずれ等の軽易な改正を行うものであり、
第2項第1号及び3号に該当するため。

3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (Tel. 043-388-8300)

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

更新：2021年1月29日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等（PDF：472KB）

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。

詳細な理由

条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている規定であること、又その他改正に伴い生じる条ずれ等の軽易な改正を行うものであり、第2項第1号及び第3号に該当するため。

参考条文

（市民参加条例第6条第2項抜粋）
2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例（ワード：23KB）

四街道市市民参加条例施行規則（ワード：206KB）

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課
電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

この担当課にメールを送る

ページの先頭へ

今年度

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市成山及び中台の各二部の住居表示の実施

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

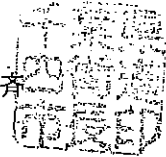


四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年12月23日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

- 3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

- 4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (TEL 043-388-8300)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

更新: 2020年12月23日

四街道市市民参加条例(平成19年条例第5号)第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則(平成19年規則第3号)第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例 (PDF: 101KB)

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例 (ワード: 23KB)

四街道市市民参加条例施行規則 (ワード: 206KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話: 043-388-8300 (賦課給付係) / 043-421-6127 (介護認定係) / 043-421-6128 (高齢者福祉係・包括ケア係)

この担当課にメールを送る

ページの先頭へ

今年度

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定住宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施

(市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部改正

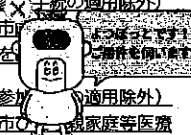
(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

(市民参加手続の適用除外) 四街道市...

(市民参加手続の適用除外) 四街道市...

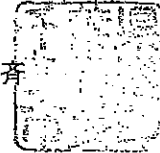


四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年1月12日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもの、また、当該改正に合わせた規定を整備するものであり、市税の賦課徴収に該当するため。

3 その他

上記については、

健康子ども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

健康子ども部国保年金課 (Tel. 043-421-6125)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2021年1月12日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

☑ [四街道市国民健康保険税条例の一部改正（ワード：43KB）](#)

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもの、また当該改正に合わせた規定を整備するものであり、市税の賦課徴収に該当するため。

参照条文

（市民参加条例第6条第2項 抜粋）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

☑ [市民参加条例](#)

☑ [市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康子ども部国保年金課

電話：043-421-6125（国民健康保険係） 043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当） 043-388-8400（高齢者医療年金係 国民年金担当）

▲ [ページの先頭へ](#)

今年度

（市民参加手続の適用除外）[四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施](#)

▶（市民参加手続の適用除外）[四街道市火災予防条例の一部改正](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定](#)

▶（市民参加手続の適用除外）[四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市介護保険条例の一部改正](#)

▶（市民参加手続の適用除外）[四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

（市民参加手続の適用除外）[四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶（市民参加手続の適用除外）[四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育](#)

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和2年12月25日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務について新たな手数料の設定や既存の金額の改定など金銭徴収に関する改正を行うもの、また、改正に伴い発生する条ずれ等の軽易な改正を行うもので、第2項第1号及び第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、
都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

- 4 問合せ先

都市部建築課 (TEL 043-421-6144)

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2020年12月25日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

詳細な理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務について新たな手数料の設定や既存の金額の改定など金銭徴収に関する改正を行うもの、また、改正に伴い発生する条ずれ等の軽易な改正を行うもので、第2項第1号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例

お問い合わせ

都市部建築課

電話：043-421-6144・6147

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市火災予防条例の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

▶ (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定

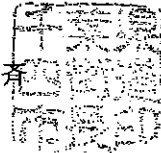
▶ (市民参加) 四街道市 改正する。  よつぱつです！ 条件を伺います

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年3月22日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴い、税率の改正や土地の課税標準の算出にかかる特例措置の延長など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (Tel. 043-421-6114・6116・6117)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

更新：2021年3月22日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い、税率の改正や土地の課税標準の算出にかかる特例措置の延長など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の改正など軽易なものであるため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項・抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

● [市民参加条例](#)

● [市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

総務部課税課

電話：043-421-6114・6116・6117

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\)](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和3年3月22日

四街道市長 佐 渡



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、宅地等に係る負担調整措置
の継続に伴う期間の延長及び根拠となる法令引用条文が変更されたことなどによる改
正であり軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関
するものであるため。

3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (Tel. 043-421-6116・6117)

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2021年3月22日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い所要の整備を行うもので、宅地等に係る負担調整措置の継続に伴う期間の延長及び根拠となる法令引用条文が変更されたことなどによる改正であり軽易なもの、法令の基準に基づいて実施するもの、また市税の賦課徴収に関するものであるため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

📄 [市民参加条例](#)

📄 [市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

総務部課税課

電話：043-421-6114・6116・6117

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部改正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部改正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

▶ [\(市民参加手続の適用除外\)](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

市民委第6号
令和3年 3月16日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市市民参加推進評価委員会

委員長 日野 勝 吾



四街道市市民参加条例に基づく市民参加手続について (答申)

令和3年3月16日付け総第295号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

No.2からNo.14については適切と認められますが、No.1については、(5)「適切な市民参加手続を実施する上での留意事項」について鋭意検討願うとともに、引き続き、各手続等の適切な実施に努めてください。

記

(1) 令和2年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市国土強靱化地域計画の策定	危機管理室

(2) 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
2	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課
3	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課

4	四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定	福祉サービス部 障害者支援課
---	---------------------------------------	-------------------

(3) 令和2年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

No.	行政活動の名称	担当課
5	四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定	健康子ども部 保育課
6	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
7	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
8	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
9	四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施	総務部 自治振興課
10	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
11	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課

(4) 令和3年度 市民参加手続の実施予定の評価

No.	行政活動の名称	担当課
12	「四街道市総合計画」の策定	経営企画部 政策推進課
13	一般廃棄物処理基本計画の中間見直し	環境経済部 廃棄物対策課
14	四街道市道路占用条例及び四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課

(5) 適切な市民参加手続を実施する上での留意事項

No.1 四街道市国土強靱化地域計画の策定

市民参加手続に係る実施にあたっては、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を受けるおそれがあることから、市民参加の機会を確保する観点から、例えば、オンライン会議などの代替措置策を検討されたい。

また、中止を余儀なくされたワークショップの参加予定者に対するヒアリングについては、あくまで任意的な意見聴取として位置付けられ、代替措置に該当しないものと評価される。そのため、市民参加手続を省略した具体的理由をホームページに付記するよう講じられたい。

揭示物詳細

出力日時: 2021/06/21 15:12:18

頁番号: 1

フォルダ	お知らせ
種別	お知らせ
重要度	普通
掲載開始	令和 3年 5月26日 17時00分
掲載終了	令和 3年 6月25日 23時45分
投稿者	菅原 英明
件名	四街道市市民参加条例に基づく各市民参加手続における留意事項について(通知)
添付	四街道市市民参加条例に基づく各市民参加手続における留意事項について(通知).doc(34KB)
内容	<p>このことについて、前回(令和3年3月16日)の四街道市市民参加推進評価委員会における答申において、「市民参加手続に係る実施にあたっては、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を受けるおそれがあることから、市民参加の機会を確保する観点から、例えば、オンライン会議などの代替措置策を検討されたい。」との留意事項が記されました。</p> <p>また、上記留意事項に関連し、四街道市市民参加条例第8条第6項においては、「市の機関は、市民参加手続を実施するときは、市民等が参加しやすい環境づくりに十分配慮するものとする」とあり、同条に係る「解釈及び運用」では、「IT技術の進展に伴い、会議に出席しなくても、双方向の議論等ができるインターネット会議などの方法も技術の確立がなされており、活用が求められます。」とあります。</p> <p>つきましては、今後において、市民参加手続を行うにあたっては、別添通知内容についてご留意くださいますようお願いいたします。</p> <p>担当:総務課情報公開室 菅原(2928)</p>



総 号 外
令和3年5月26日

各所属長 様

総務部総務課長

四街道市市民参加条例に基づく各市民参加手続における留意事項について
(通知)

このことについて、昨年度末に開催した市民参加推進評価委員会において、「今後も新型コロナウイルス感染症の影響を受けるおそれがあることから、市民参加の機会を確保する観点から、オンライン会議などの代替措置策を検討されたい」旨の答申がありました。

つきましては、本答申を受け、下記に留意の上、今年度の実施予定シート等を提出していただくよう通知します。

なお、令和3年3月23日付けで依頼し、既に提出していただいているものについては、改めて提出する必要はありません。

記

1. 市民参加手続の実施を検討している所属にあつては、新型コロナウイルス感染状況を踏まえつつ、市民参加の機会を確保する観点から、オンラインによる各市民参加手続（意見交換会手続等）を検討のこと
2. インターネット環境がない方を考慮した「従来の対面」、及び「オンライン」を併用する方法も、併せて検討のこと

※ 既に実施予定シート等を提出済の所属につきましても、市民参加手続の方法に追加、変更が生じる場合は、再度提出していただきますようお願いいたします。

担当：総務課情報公開室 菅原（内線：2928）



「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します！（中止となりました）

更新：2020年5月15日

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大や長期化の影響に伴い、国土強靱化地域計画の策定の重要性や緊急性等に鑑みて市民参加手続を省略することとしました。

いつ起こるとも知れない大規模自然災害において、起きてはならない最悪の事態を想定し、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべき施策を総合的に計画立てるのが「国土強靱化地域計画」です。計画を作るにあたり、災害時において地域に潜在する課題などを、市民の皆さんにも考えていただく機会として、ワークショップを下記のとおり開催しますので、その参加者を募集します。

開催日時・募集内容

とき

第1回：令和2年5月14日（木曜）
第2回：令和2年5月28日（木曜）
午後6時30分から午後8時30分
脚注：新型コロナウイルス感染症予防の観点から、当初お知らせした日程から変更しています。

ところ

市役所分館1階会議スペース

募集人数

30人
脚注：応募多数の場合は、男女比、年齢構成、地域構成などを考慮して決定しますのでご了承ください。

応募資格

市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、2回とも出席が可能な方

応募方法

参加申込書に必要な事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、下記メール（電子申請）よりお申込みください。

下記メールから申込みいただく場合は、問い合わせフォームに氏名（ふりがな）、住所、応募資格、年齢、連絡先電話番号、メールアドレス、職業、市政に関する活動の経験を入力し、送信ください。（入力フォームがない項目については、「お問い合わせ内容」に記載ください。）

応募結果については、応募者あて別途通知いたします。

■ [実施要領](#) (PDF: 183KB)

■ [参加申込書](#) (ワード: 14KB)

▶ [メール](#) (電子申請フォームへ)

応募期限

令和2年4月10日（金曜）まで（必着）

その他

ワークショップへ参加に対する報酬、謝礼等はありません。


お問い合わせ

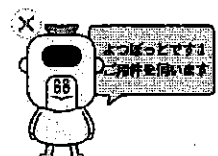
危機管理室危機管理係
電話：043-421-6102
FAX:043-424-8922

四街道市国土強靱化地域計画

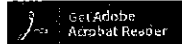
▶ [「四街道市国土強靱化地域計画」を策定しました](#)

▶ [「国土強靱化地域計画に関するワークショップ」の参加者を募集します！（中止となりました）](#)

 **情報が**
見つからないときは



PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

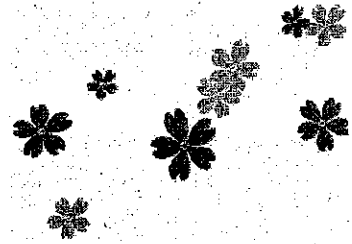


[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)



[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（紙筒案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

